



KANAGAWA

神奈川県児童相談所における 性的虐待調査報告書 (第4回)

平成 30 年 3 月

神奈川県中央児童相談所

はじめに

全国の児童相談所が対応した平成 28 年度の虐待相談件数は 122,578 件ですが、うち性的虐待は 1,622 件と全体の 1.3%でしかありません。しかし、この数字は氷山の一角にすぎず、性的虐待の潜在的な件数はこの何倍にもなるのは間違いありません。性的虐待の子どもへ与える影響は大きく、早期の発見と適切な対応が、その後の子どもの人生を左右すると言っても過言ではありません。

神奈川県児童相談所では、児童虐待防止法が施行された平成 12 年より性的虐待を重点課題に掲げて様々な取組みを進めてきました。その代表的な取組みが「性的虐待実態調査」です。平成 12 年から3年ごとに実態調査を行い、それぞれ報告書としてまとめてきました。そのまとめは性的虐待の子どもやその家族の現場での支援に何らかの形で貢献できたのではないかと考えています。全国的にも注目されたその実態調査は、その後も継続されるべきところでしたが、全国児童相談所長会による性的虐待の全国調査が実施されたこともあり、中断していました。

中断していたこの間、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」に基づく対応、被害確認面接技術の習得、検察・警察・児童相談所の3機関協同面接の実施など、全国の児童相談所では性的虐待への対応力向上に向けての取組みが積極的に展開されています。神奈川県児童相談所においてもそれら取組みを進めると共に、特に全国調査では踏み込むことが難しい県としての独自の調査をすすめるべく、中断していた性的虐待実態調査を再開することにしました。再開した今回の調査では、これまでの3回の統計的な調査に加えて、担当者に対してのアンケートを行い、質的な調査も実施しました。また、特筆すべきは、きょうだい間の性加害、被害について調査をまとめたこと、3 機関協同面接の現状と課題を整理したことです。これらのことを通じて、児童相談所の性的虐待対応の課題を明確にして、今後、取り組むべき内容を提言していくことを目標として実施し、報告書としてまとめました。

今回の調査報告書が、全国の児童相談所で性的虐待に対応する職員の一助となり、子どもやその家族の支援に少しでも役立つことを願っています。

平成 30 年 3 月

神奈川県中央児童相談所
所長 井上 保男



目次

はじめに

| | | |
|------------|----------------------------------|-----------|
| I | 性的虐待調査 | 1 |
| 1 | 調査目的 | 2 |
| 2 | 調査方法 | 2 |
| 3 | 調査結果 | 4 |
| | (1) 調査対象と分析対象 | 4 |
| | (2) 子どものプロフィール | 5 |
| | (3) 虐待の内容 | 7 |
| | (4) 発見 | 13 |
| | (5) 支援 | 17 |
| | (6) 子どもの気持ち | 30 |
| | (7) 虐待者・非虐待保護者への調査 | 32 |
| II | 担当福祉司への意識調査 | 36 |
| III | データの考察 | 43 |
| 1 | 発見に関する考察 | 44 |
| 2 | 重篤事例の分析 | 50 |
| 3 | きょうだい間性被害 | 53 |
| 4 | 親が子どもを守ることの意味 | 57 |
| 5 | 被害事実確認面接の普及と今後 | 60 |
| 6 | 児童相談所が「事実なし」とした事例の考察 | 67 |
| IV | 性的虐待対応の中にいる支援者のジレンマ | 69 |
| 付録 | 3年間の神奈川県児童相談所虐待受理件数データ | 81 |
| 資料 | 調査用紙 | 82 |

おわりに

I 性的虐待調査

神奈川県では平成 16 年度から継続的に、性的虐待調査を行っている。性的虐待調査では、子どもの性別や家族構成に始まり、発見過程の情報や、支援で確認された親子の気持ちなど、様々な情報の統計をまとめる。

なお、ここでまとめられた情報は、平成 21 年度に行われた第 3 回調査報告書で分析された内容をほぼ踏襲している。過去の調査報告書の内容を踏襲することで、性的虐待の過去と現在を比較することができる。さらに、第 4 回調査では新たに、きょうだい間性被害の実態、3 機関協同面接の実態調査を加え、調査方法として、実際に性的虐待事例に関わった担当者にアンケート調査を行い分析した。本報告書及び前回の報告書は、「神奈川県中央児童相談所」のホームページの、「虐待対策支援課からのお知らせ」より、PDF ファイルでダウンロードすることができる。

1 調査目的

本調査は、性的虐待の早期発見、早期介入や受理後の対応に関する取組を向上させるために、性的虐待の特徴をまとめ、支援する上での課題を明らかにすることを目的とする。

2 調査方法

(1) 対象

平成21年度から28年度までに神奈川県児童相談所が受理した事例のうち、児童相談所ネットワークシステム(※)から、性的虐待・性被害の情報が検索できた事例を対象とした。具体的には、①「相談種別」が「性的虐待」の事例、②「相談内容」の「従たる虐待種別」が「性的虐待」の事例、③「虐待に関する情報」で、「保護者以外の者による虐待種別」が「性的虐待」の事例 ④その他、虐待対策支援課※が性被害の情報を知り得た事例 計299件を対象とした。

(2) 調査期間

調査…平成29年9月14日～10月27日

集計・分析…平成29年11月1日～12月28日

(3) 調査方法

対象の全299件について、中央児童相談所の虐待対策支援課が「児相システム」から児童情報を読み取った。また全299件のうち、当時のケース担当児童福祉司が平成29年度において児童相談所に勤務している190件について、担当児童福祉司にアンケート調査(81ページ参照)を実施し、被害内容の詳細を調査した。

アンケートは177件回収された。回収率は93.1%であった。

<関連ページ> 「事実なし」とした事例の分析  67ページ

※ 児童相談所ネットワークシステム…神奈川県児童相談所で導入されているケース管理のためのデジタルシステムで、児童相談所が受理した相談の情報が保存される。以下のページでは、「児相システム」と略す

※ 虐待対策支援課…神奈川県中央児童相談所に設置された部署。担当事例を持たず、研修や医療相談非常勤弁護士や医師と共に、県所管の5ヶ所の児童相談所を支援し、児童虐待対応の推進を図るための研究等を行う。平成26年度からは県警の現役の警察官が配置され、性的虐待対応においても、警察や司法関係との連携や調整にも携わる。

(4) 設問数

「児相システム」から読み込んだ項目 23 項目

担当児童福祉司が回答するアンケートにより調査した項目 43 項目

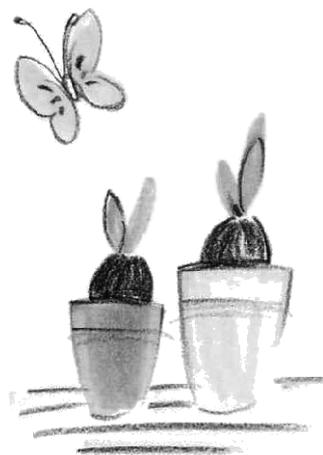
(5) 調査方法に関する留意点

本調査では子どもや保護者の状態及び気持ちについても調査の対象とした。調査方法は担当児童福祉司にアンケートで尋ねる方法とした。

子どもや保護者の気持ち及び状態を調査するには、本人から直接、その声を集めることが必要である。しかし、児童相談所の虐待対応の中で、調査者が直接当事者にインタビューすることはいくつも課題があり今回はできなかった。

そのため本調査では、通告受理から当事者の身近に寄り添い、当事者とともに奔走した児童相談所の担当児童福祉司に、子どもや保護者の状態を尋ねたり、記録から読み取ることで調査を行った。

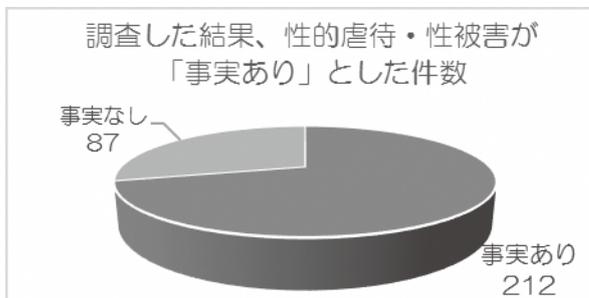
担当児童福祉司に対しての調査は、被害を受けた子どもや、保護者の声を直接聞き、時に加害者とも対峙した福祉司のことばとして、性的虐待・性被害の実態を知る上で多くの示唆に富むものである。秘匿性が特に高いと言われる性的虐待・性被害の実態を反映し、今後の支援を考える一助となると考え、以下のページに調査結果を報告する。



3 調査結果

(1) 調査対象と分析対象

ア 調査した結果、性的虐待・性被害について「事実あり」とした件数

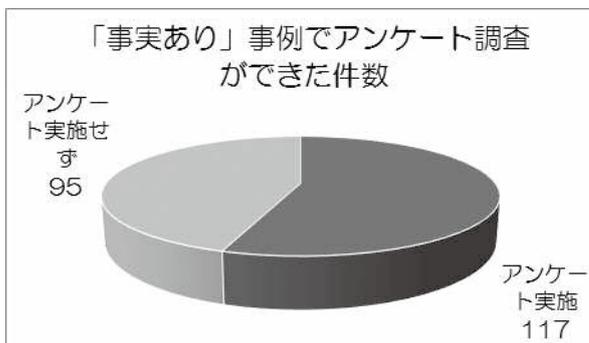


| 事実ありの件数 | | |
|---------|-------|------|
| 事実あり | 212 件 | 71% |
| 事実なし | 87 件 | 29% |
| 計 | 299 件 | 100% |

- 平成 21 年度～平成 28 年度の間に、児童相談所が性的虐待・性被害として受理した全 299 件の中で、調査の結果、「事実あり」としたケースは 212 件（71%）であった。
- 本調査のうち、男女比や家族構成等、「児相システム」で確認できる調査項目は、上記の「事実あり」212 件を集計の対象とした。

＜関連ページ＞ 「事実なし」とした事例 87 件の考察 67 ページ

イ 「事実あり」事例で、児童福祉司に対し直接アンケート調査ができた件数



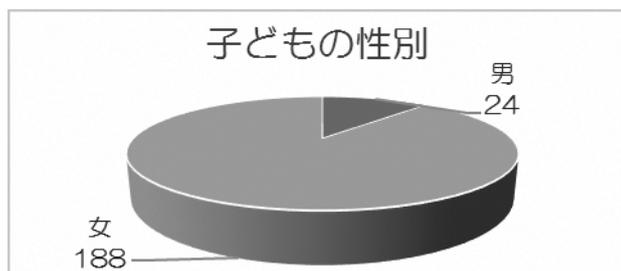
| 「事実あり」事例でアンケート調査ができた件数 | | |
|------------------------|-------|------|
| アンケート実施 | 117 件 | 55% |
| アンケート実施せず | 95 件 | 45% |
| 計 | 212 件 | 100% |

- 「事実あり」とした事例 212 件の内、担当児童福祉司に直接アンケート調査を実施できたのは、本調査を実施する時点で児童相談所に職員が在籍していた 117 件であった。
- 上記より、分析項目によって、件数の総計が以下のように変動した。

| 本調査での集計対象 | |
|---------------------------------|-------|
| 児相システムから抽出できる調査項目（男女比、家族構成の属性等） | 212 件 |
| アンケート内容から抽出する調査項目（被害内容、児童の気持ち等） | 117 件 |

(2) 子どものプロフィール

ア 性別

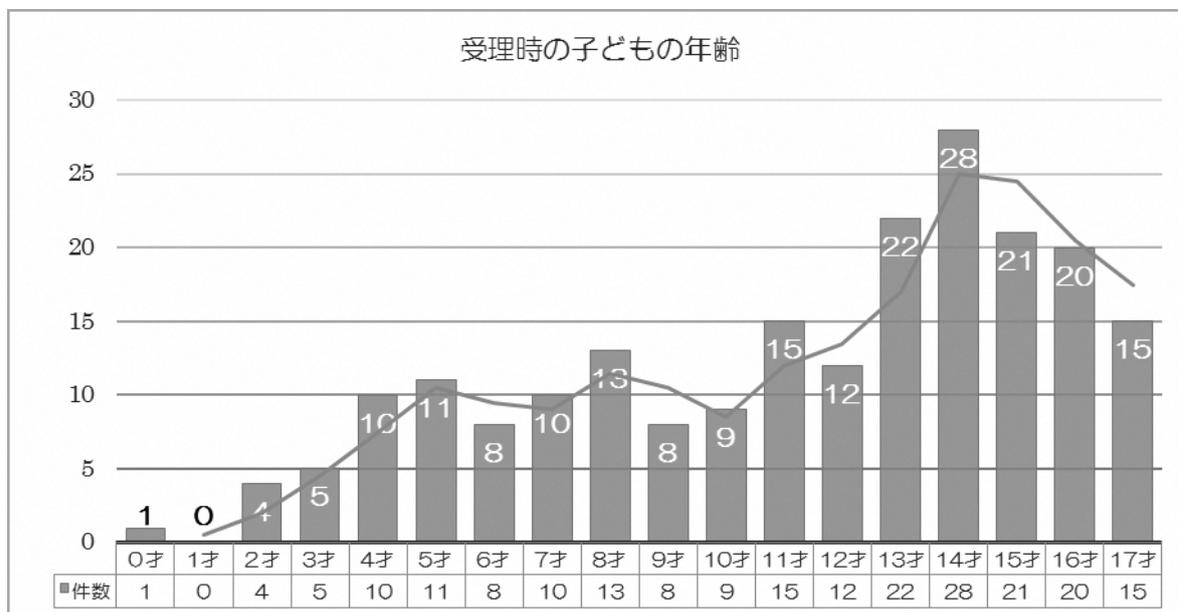


| 性別 | | |
|----|------|------|
| 男 | 24件 | 11% |
| 女 | 188件 | 89% |
| 合計 | 212件 | 100% |

- 女兒が188件（89%）、男児が24件（11%）で、女兒が多数を占めた。
- 男児の事例24件の内容は、年齢は2歳～13歳と幅広く、アンケートから把握された虐待内容は、「口腔性交」、「身体接触（※）」「ビデオ・写真の被写体とする」「性行為をみせる」「性的なビデオ・本を見せる」であった。
- 男児の「口腔性交」は3件あり、いずれの事例も、未就学児であった。

※1 「身体接触」…虐待者が胸や性器等の体を触る、舐める、性器に指を挿入する、虐待者の性器を触らされる、である。第3回調査までは「口腔性交」「肛門性交」を含んでいたが、今回の調査からは、刑法改正を踏まえ、それらはより侵襲性の高い被害とし、別項目として調査した。

イ 受理時の子どもの年齢・子どもの就学状況

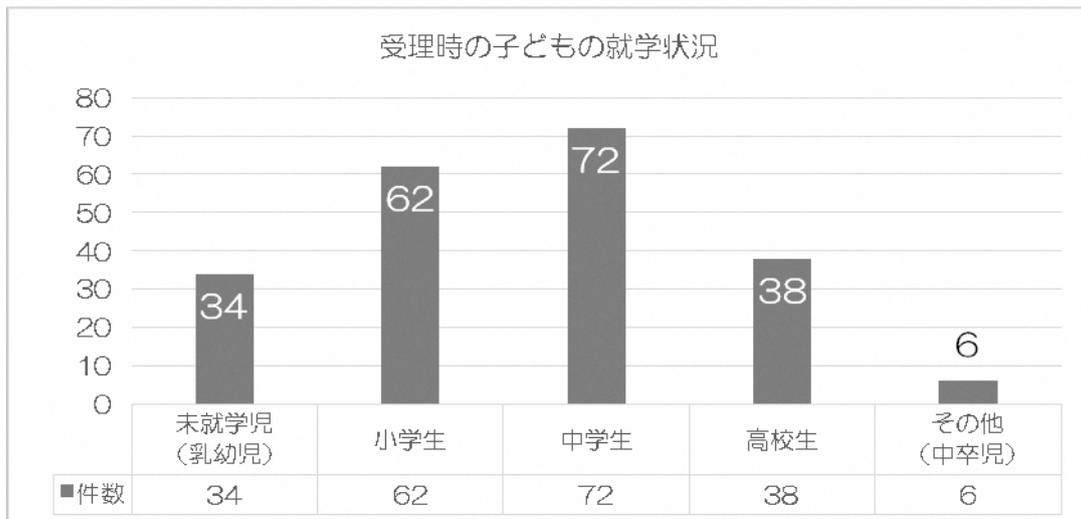


※折れ線はExcelの近似曲線（データが変動する傾向を折れ線化したもの）

- 今回の調査で最も多かった年齢は14歳で、ついで13歳、15歳、16歳と続いた。中学生年齢で受理されることが多い傾向は第1回の調査から同じであった。
- 0歳や2歳の低年齢の事例の内容は、「写真を撮られる」「性器を触られる」「性器を触らさせられる」「性器を見せられる」「性器をくわえさせられる」であった。
- 上記は受理した年齢のグラフで、虐待が始まった年齢については別のページにまとめた。

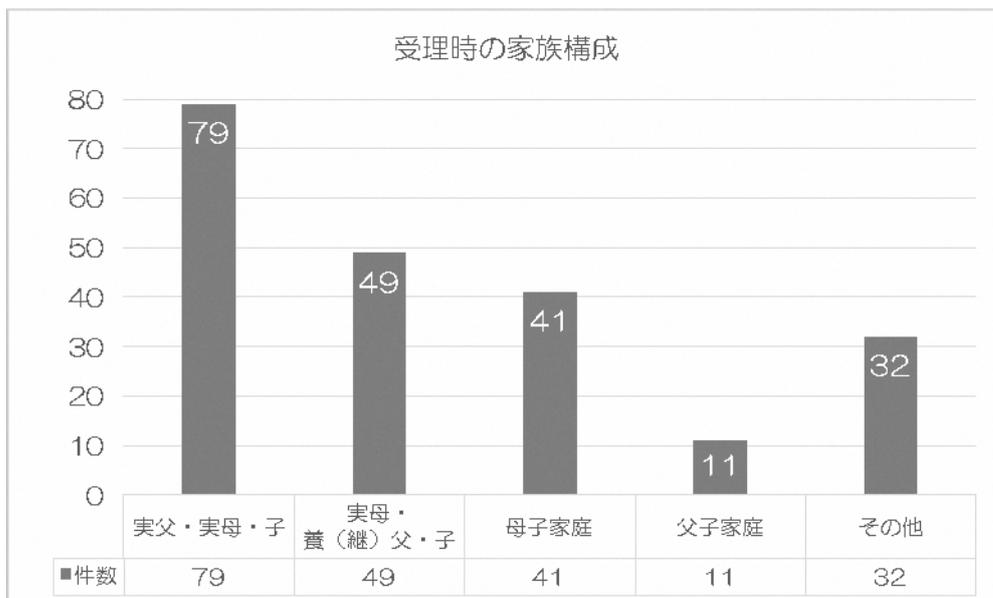
<関連ページ> 虐待が始まった年齢（初発年齢）のグラフ ⇨11ページ

性的虐待の潜在性（受理年齢と初発年齢の比較） ⇨44ページ



- 就学状況別に見ると、中学生が 72 件（34%）、小学生が 62 件（29%）、高校生が 38 件（18%）、乳幼児が 34 件（16%）であった。
- この傾向は、第3回調査とほぼ同じであった。

ウ 受理時の家族構成



- 家族構成は、実父母家庭が 79 件（37%）と最も多かった。次いで実母と養（継）父家庭が 49 件（23%）であった。
- ひとり親家庭（母子家庭と父子家庭）は合わせて 52 件で、全体の 25%であった。
- 実父母家庭 79 件のうち、虐待者で最も多かったのは実父（48 件、61%）であった。ついで兄（18 件、23%）、実母（8 件、10%）であった。
- 本調査では、性的虐待・性被害の受理事例は「実父母家庭で、実父から実子に」行われた事例が件数として多い結果となった。

再婚家庭とひとり親家庭の割合に関する補足情報

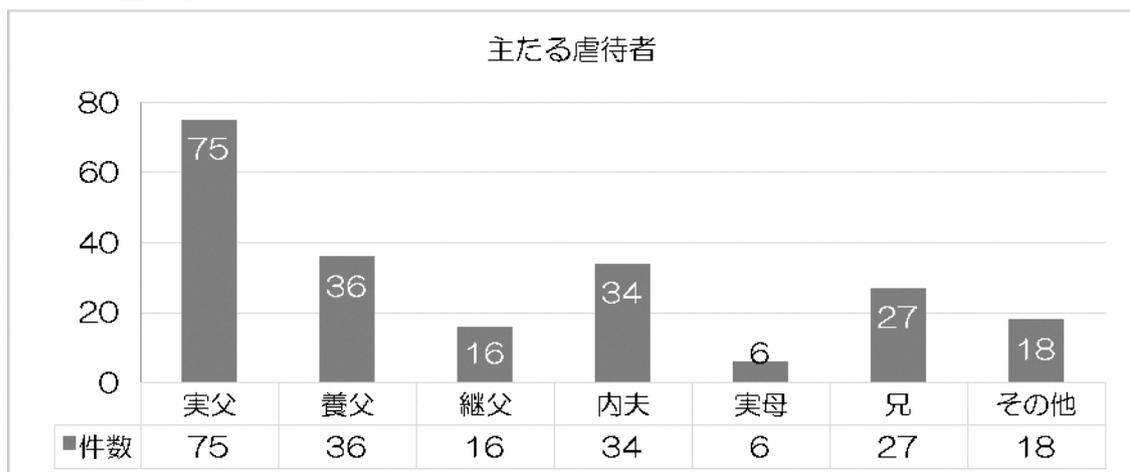
- 本調査では、実父母家庭での性的虐待・性被害の発生割合が高かった。しかしこのデータから「実父母家庭はリスクが高い」とは言えない。
- 厚生労働省の「平成 28 年度人口動態統計特殊報告『婚姻に関する統計』の概況」によれば、平成 27 年度時点の神奈川県の高齢者の初婚と再婚比率は、初婚が 74.4%、再婚は 25.6%で、再婚家庭は初婚家庭と比べ4分の1ほどの数値のはずである。
- 一報、本調査での性的虐待・性被害が発生した再婚家庭の割合は 38.2%であった。厚生労働省の再婚家庭の割合に比べて、本調査の受理件数における再婚家庭の発生割合は、約 1.5 倍となり、発生割合は再婚家庭の方が初婚家庭よりも高いと言えた。
- 本調査での性的虐待・性被害が発生したひとり親家庭の割合は高いと言える。厚生労働省による「平成 28 年度 全国ひとり親世帯調査」によれば、全国の母子世帯、父子世帯は 141.9 万世帯で、平成 28 年度総世帯数 5747.7 万世帯との比率は 2.5%程度であった（ただしこの数値は、子育て世代以外を全て含む）。これに対して本調査でのひとり親家庭の割合は 25%であった。
- 全国のひとり親世帯割合に比べて、本調査での一人親家庭の割合は非常に高かった。
- 神奈川県で受理された身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待を含むすべての虐待事例の家族構成の割合は、実父母家庭が 58%、再婚家庭が 10%、ひとり親家庭は 24%、その他が 8%である（80 ページ参照）。他の虐待と比べて、性的虐待・性被害事例は実父母家庭が少なく、再婚家庭が多かった。

<関連ページ> 過去3年間で神奈川県児童相談所が受理した全虐待事例の統計データ 81 ページ

(3) 虐待の内容

ア 虐待者

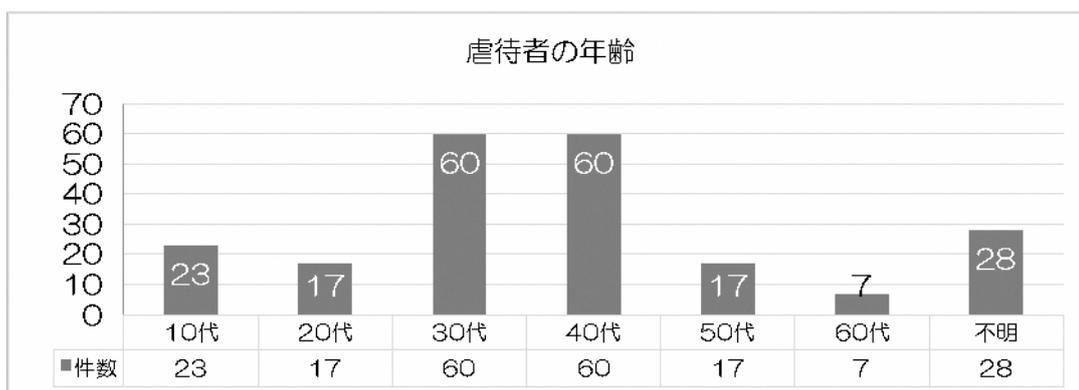
(ア) 主たる虐待者



- 実父からの虐待が 75 件（35%）と最も多く、ついで養（継）父が合わせて 52 件（25%）であった。この傾向は第 1 回調査から変わらなかった。
- 「その他」の内訳は、おじ 9 件、祖父 5 件、遠縁の親族が 3 件、弟が 1 件であった。
- 加害者が「兄」は 27 件（13%）であった。

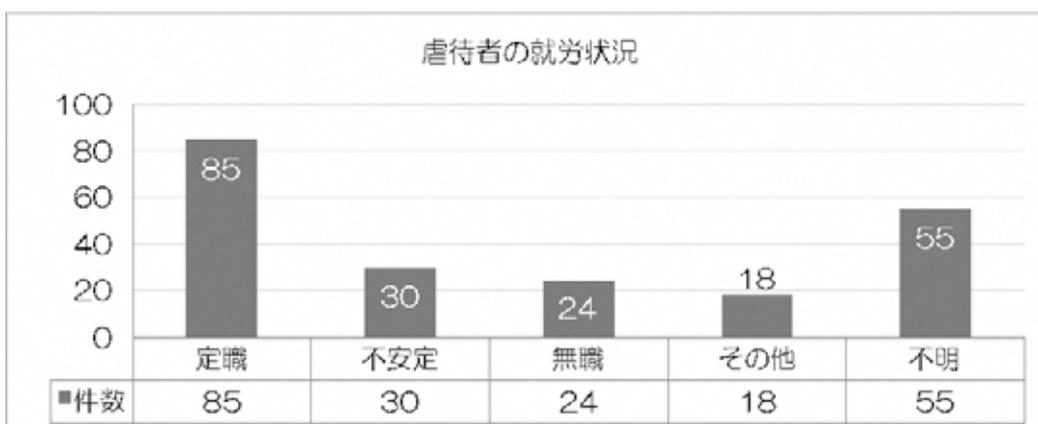
<関連ページ> きょうだい間性被害の分析と考察 53 ページ

(イ) 虐待者の年齢



- 虐待者の年齢層は、30～40代が120件（56%）を占めた。
- 30～40代が最も多い傾向は、第3回の調査とほぼ同じ結果であった。
- 虐待者が「10代」は23件（11%）で、そのうち20件はきょうだい間性被害であった。

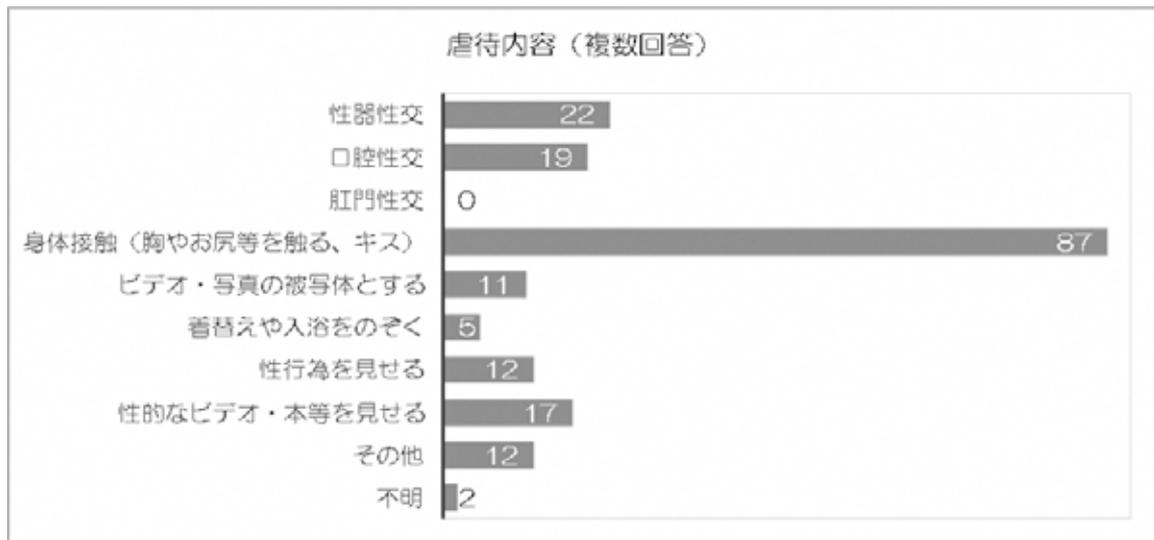
(ウ) 虐待者の就労状況



- 最も多かったのは「定職」で85件（54%）であった。
- 虐待者の就労状況が安定している傾向は、過去の調査と同じであった。
- 性的虐待が発生する事例の家庭構造は、「虐待者が定職」にあり、「実父母がそろった」一般的な家庭構造が多いことが確認された。

イ 虐待内容（アンケート調査ができた 117 件を分析対象）

（ア） 虐待内容（複数回答）

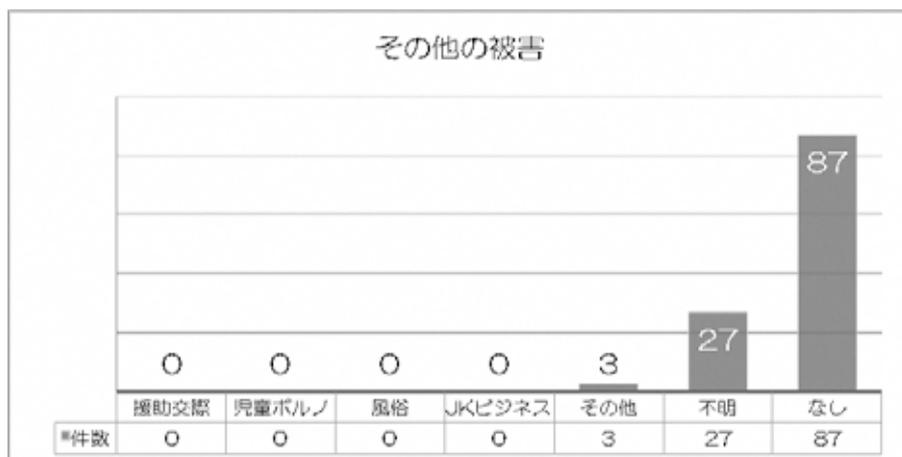


- 「身体接触を伴う性行為」が 87 件（74%）と最も多く、ついで「性器性交」が 22 件（19%）と続いた。
- 「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」の件数は合わせて 41 件で、重複件数を除くと事例件数は 38 件であった。これは、虐待内容が調査できた 117 件のうち 32%に該当した。
- 児童相談所が受理した性的虐待・性被害の事例のうち、約 3 人に 1 人が、「性器性交」や「口腔性交」を伴う重篤な被害を受けていることが読み取れた。
- 「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」は、強制性交等罪（※）の犯罪要件となり、別ページにてさらに検証を加えた。

＜関連ページ＞ 強制性交等罪に該当する重篤事例の分析 50ページ

※ 強制性交等罪…2017 年に刑法の性犯罪規定が変わり、強姦罪は強制性交等罪に名称が変更され、口腔性交や肛門性交も処罰の対象とされた。これにより男性も被害対象となり、さらに刑罰が5年以上となったことで、執行猶予の対象から除外された。子ども虐待対応においては、監護者わいせつ罪と監護者性交等罪が新設されたことで、18歳未満の子どもには暴力や脅迫が無くても処罰の対象となった。さらに親告罪ではなくなるなど、多くの改正がなされた。

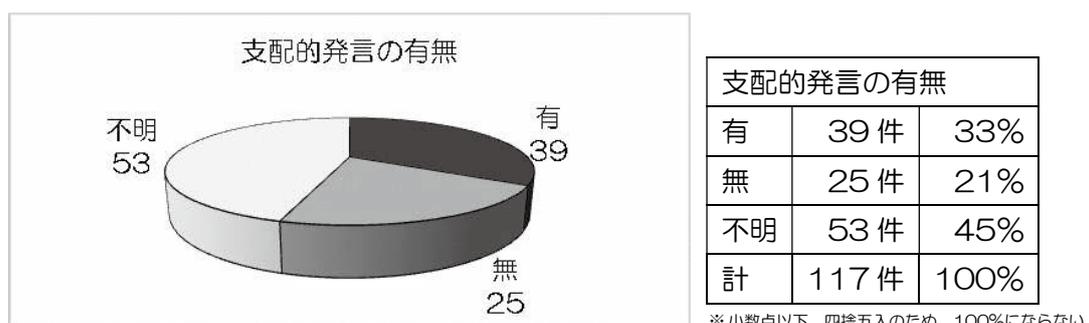
(イ) その他の被害



- 「援助交際」「児童ポルノ」「風俗」「JKビジネス」等に該当する事例は0件であった。
- ただし、これらの項目について、担当児童福祉司が特別に調査しているわけではなく、潜在化している可能性は否定できない。
- 「その他」3件の内容は、「成人男性と夜間徘徊が続く」「実父からのDVを目撃する」「加害者が自殺しそれを子どもが発見する」等で、いずれも深刻な問題行動や心理的虐待であったが、質問項目の意図とは異なる内容を回答したものであった。
- 上記4つに該当しないものの、子どもの問題行動として性的問題が認められた事例については、「子どもの症状の変化」の中で触れた。

＜関連ページ＞ 担当児童福祉司が把握した「子どもの具体的な症状の変化」 27ページ

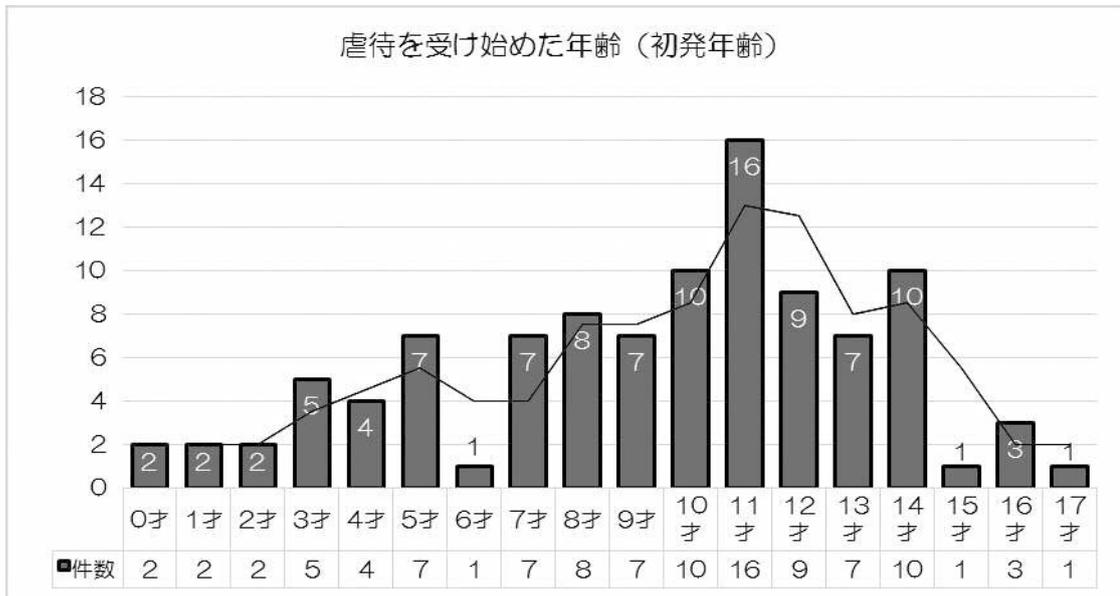
(ウ) 支配的発言の有無



- 虐待者が子どもに支配的な発言（秘密の強要等）をしていた事例は39件（33%）あった。これは第3回の調査とほぼ同じ結果であった。
- 具体的には、「秘密にしろよ」「お菓子あげないよ」「誰にも言うな」「生意気なんだよ」「金やるよ」等であった。
- 一方、支配的発言がない事例についても、4件に「性器性交」「口腔性交」まで含む被害があった。

ウ 虐待を受け始めた年齢（初発年齢）と期間

(ア) 初発年齢

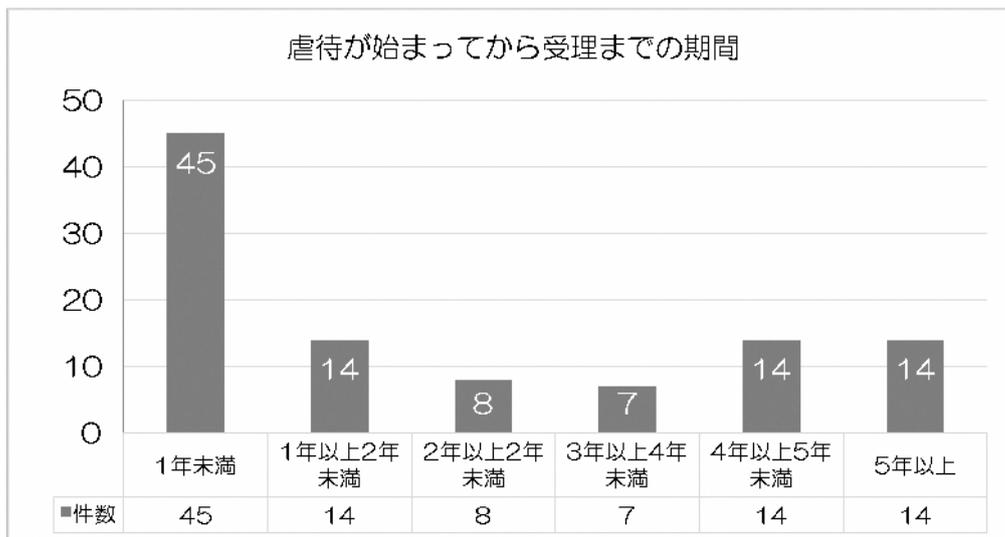


※折れ線はExcelの近似曲線（データが変動する傾向を折れ線化したもの）

- ・ アンケート調査を行った 117 件のうち、初発年齢が確認できたのは 102 件であった。
- ・ 受理年齢と初発年齢の比較については、別のページ（44 ページ）にさらに検証を加えた。

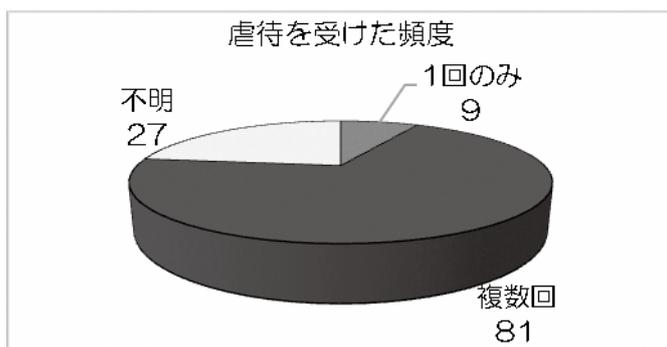
<関連ページ> 性的虐待の潜在性（受理年齢と初発年齢の比較） 44 ページ

(イ) 虐待が始まってから受理までの期間



- ・ 1 年以上被害を受けていたものが、全体の半数以上である 57 件（56%）を占めた。
- ・ 5 年以上被害が続いていた事例が 14 件（14%）であった。
- ・ 今回調査ができた事例 102 件のうち、2 人に 1 人は 1 年以上、7 人に 1 人は 5 年以上の間、性的虐待・性被害に晒されていた。

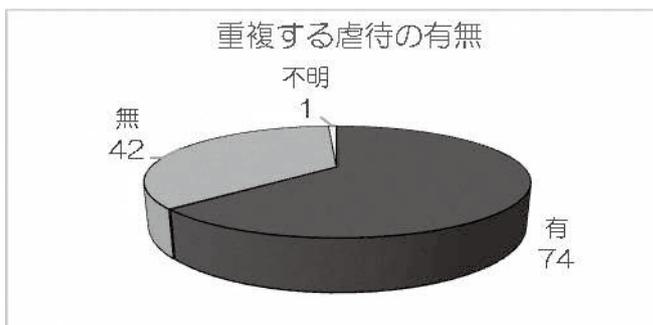
(ウ) 虐待を受けた頻度（性被害の事実が認められアンケート調査を行った 117 件）



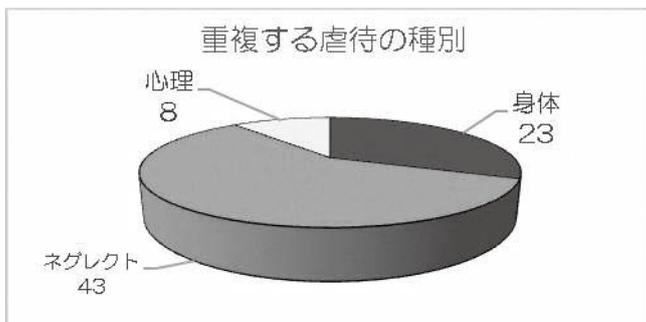
| 頻度 | | |
|------|------|------|
| 1回のみ | 9件 | 8% |
| 複数回 | 81件 | 69% |
| 不明 | 27件 | 23% |
| 計 | 117件 | 100% |

- 複数回被害を受けた事例が 81 件（70%）あった。これは第3回の調査とほぼ同じ結果であった。
- 性的虐待は、1回で終わることは少なく、繰り返される可能性が高いと言えた。

(エ) 重複する虐待（性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）



| 重複する虐待の有無 | | |
|-----------|------|------|
| 有 | 74件 | 63% |
| 無 | 42件 | 36% |
| 不明 | 1件 | 1% |
| 計 | 117件 | 100% |



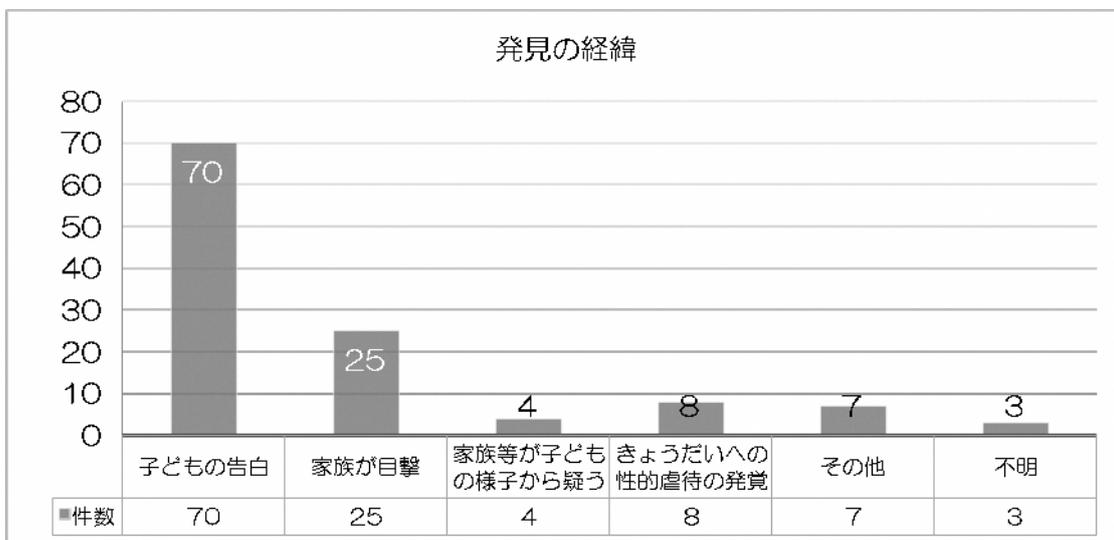
| 重複する虐待の種別 | | |
|-----------|-----|------|
| 身体 | 23件 | 31% |
| ネグレクト | 43件 | 58% |
| 心理 | 8件 | 11% |
| 計 | 74件 | 100% |

- 性的虐待以外に、他の種別の虐待を受けていた事例は 74 件（63%）であった。
- 性的虐待・性被害を受けた子どもは、性的虐待・性被害以外の虐待被害を重複して受けている可能性が高いことが示された。
- 重複する虐待の種別で最も多かったのはネグレクト 43 件（58%）であった。この件数には、きょうだい間性被害によるネグレクトの件数が含まれる（保護者による加害ではないため、種別は「性的虐待」とはならない。多くが、子どもの安全が守られていないとし「ネグレクト」で計上される）。
- 身体的虐待については 23 件（31%）で重複していた。性被害と身体的暴力に何らかの関係があることが示唆された。

(4) 発見（性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）

ア 発見の経緯

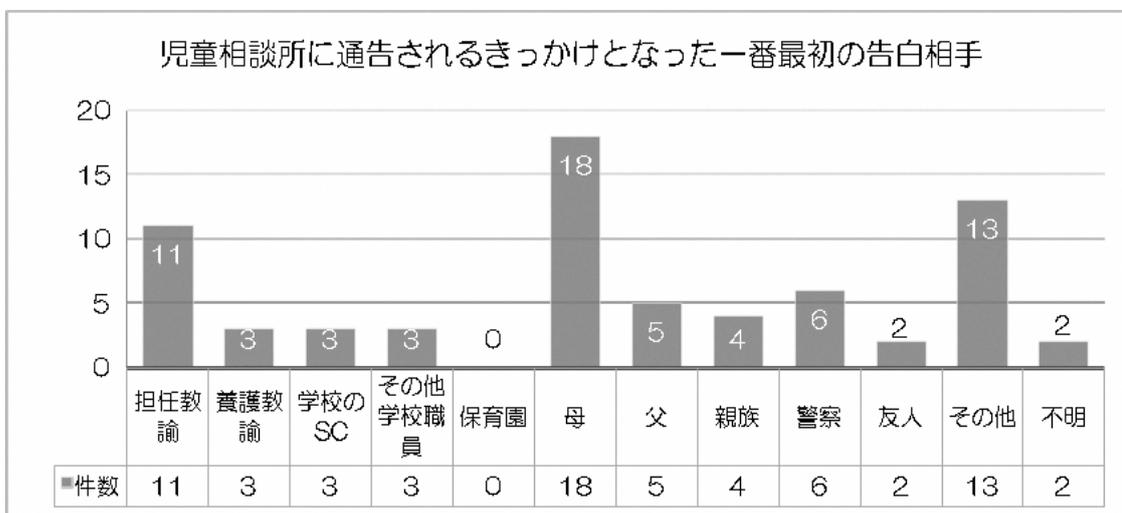
(ア) 発見の経緯



- 発見の経緯は、「子どもの告白」が 73 件（60%）を占めた。この傾向は過去の調査とほぼ同じであった。

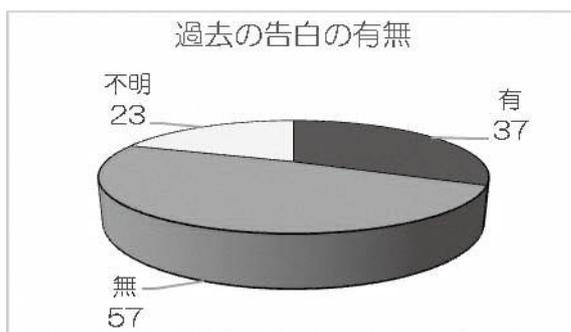
＜関連ページ＞ 幼児期の発見、学齢期以上の発見（告白の内容等） 45 ページ

(イ) 児童相談所に通告されるきっかけとなった一番最初の告白相手



- 通告につながった「子どもの告白」相手は、「母」が 18 件で最も多く、次いで担任教諭が 11 件であった。
- 学校職員は、「担任教諭」「養護教諭」「学校のSC（スクールカウンセラー）」「その他学校職員」を合わせると 20 件に及んだ。支援機関の中で学校職員が子どもからの性的虐待・性被害の告白を受け通告する事例が多かった。

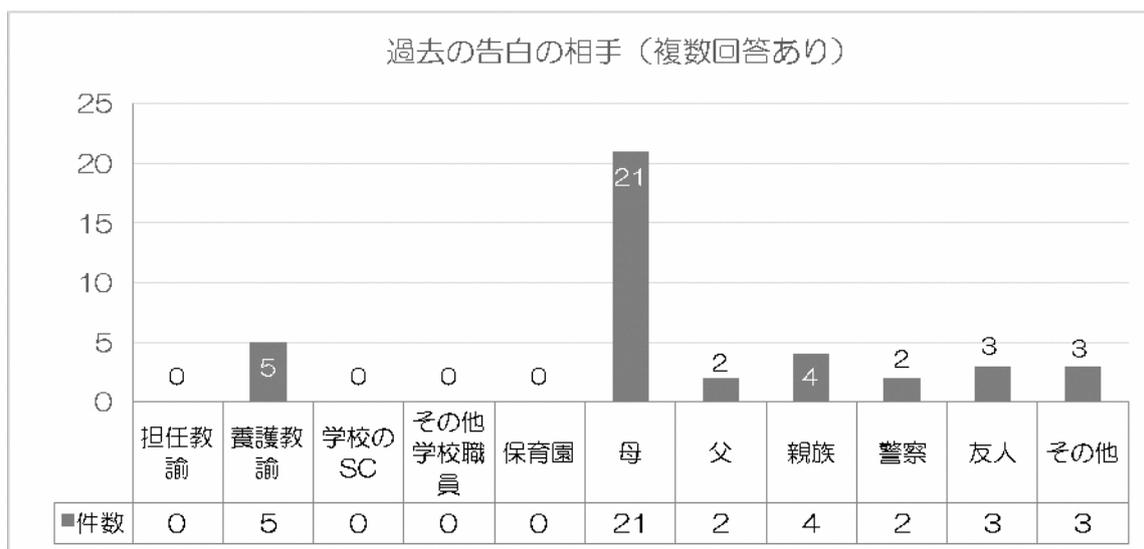
(ウ) 過去の告白



| 有無 | 件数 | 割合 |
|----|------|------|
| 有 | 37件 | 32% |
| 無 | 57件 | 49% |
| 不明 | 23件 | 20% |
| 計 | 117件 | 100% |

※小数点以下、四捨五入のため、100%にならない。

- 通告には繋がらなかったが過去に誰かしらに被害を告白した事例は37件（32%）であった。
- 児童相談所で受理した事例の約3人に1人が、過去に被害を告白しながら通告に繋がらない体験をしていた。



- 過去の告白相手でも多かったのは母21件で、ついで養護教諭5件であった。
- 過去に複数の相手に告白をしていた事例は3件あった。

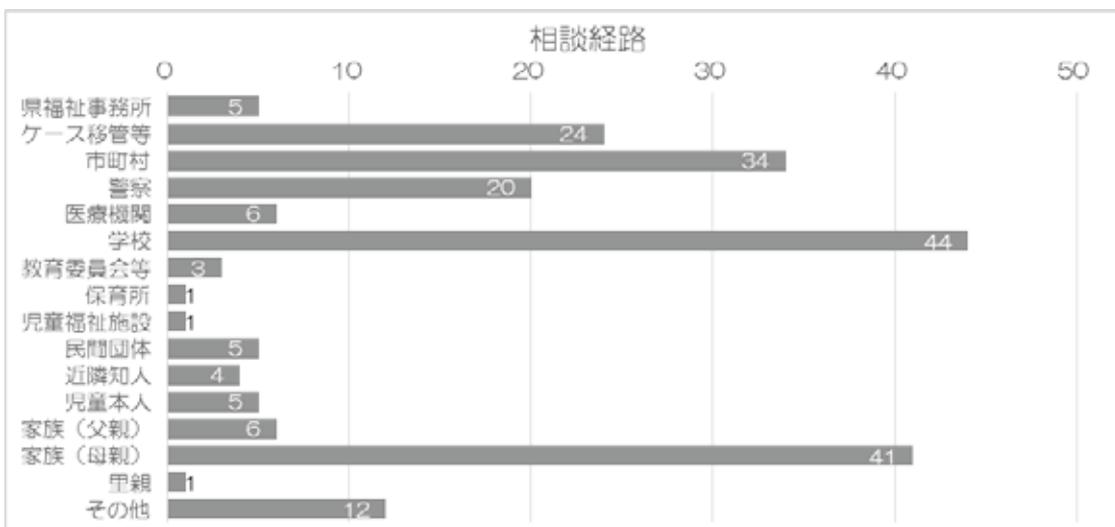
<関連ページ> 告白しても介入に繋がらなかった事例が語ること 47ページ

イ 発見から通告までの期間



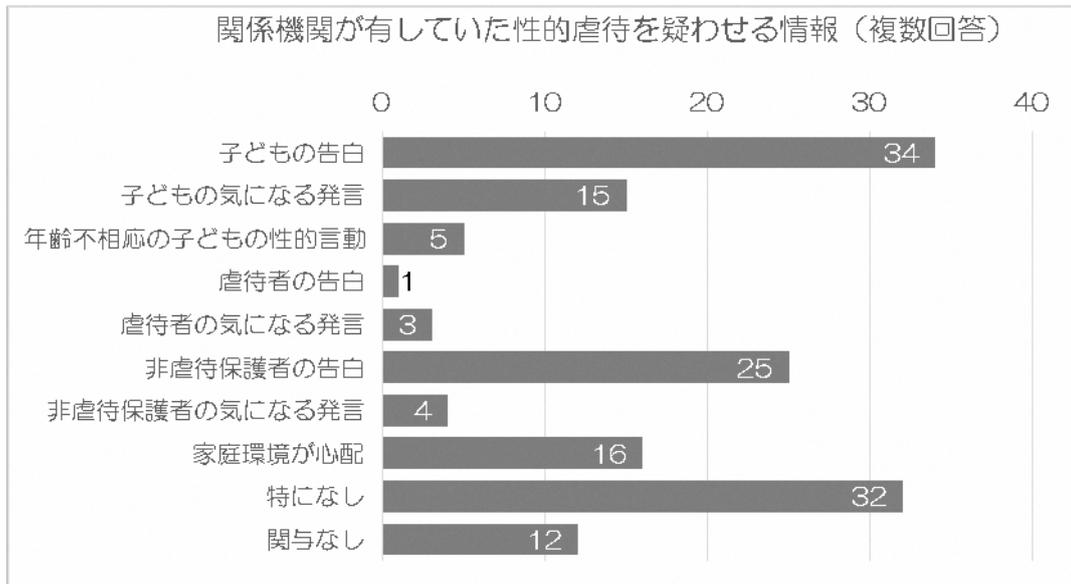
- 1週間以内に通告された事例は、当日の通告を含め66件（59%）であった。
- 発見から1か月以上経って通告された事例は25件（22%）であった。そのうち、6割以上にあたる16件は「子どもの告白」や「家族が目撃」した事例であった。7件の事例は「性器性交」「口腔性交」を伴う重篤事例であった。
- 発見から通告に時間がかかる事例の多さから、通告に対する抵抗の存在が窺えた。さらに、本調査の対象は、遅滞したとしても通告に至った事例であり、通告に至らないままの事例が相当数あることが推定された。

ウ 相談経路



- 相談経路は「学校」が最も多く44件（21%）、次いで「家族（母親）」が41件（19%）、「市町村」34件（15%）の順であった。
- 「学校」が「子どもの最初の告白相手」となり、通告に至った事例が多かった。
- 「市町村」は、「子どもから告白を受けた実母等親族」から相談され通告する事例が多かった。
- 「ケース移管等」が24件と、数多く計上されているが、これは、「児相システム」の入力規則により、「他児童相談所からのケース移管事例」に加えて、神奈川県が運営する電話相談窓口である「子ども家庭110番」から受けた通告が累計されたためであった。

工 児童相談所の初期調査で関係機関が有していた性的虐待を疑わせる情報

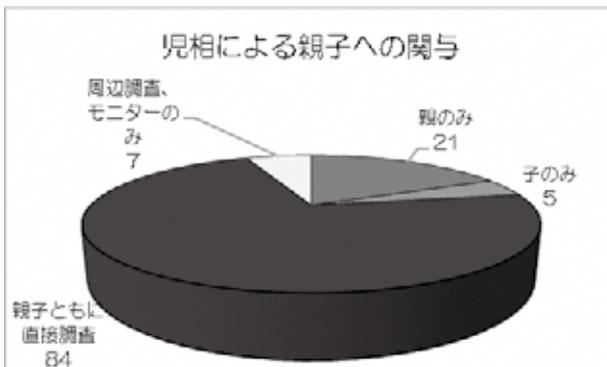


- 児童相談所が行った初期調査で、関係機関が有していた情報の中で最も多かったのは「子どもの告白」、次いで「特になし」、「非虐待保護者（※）の告白」であった。
- 調査を行った 117 件のうち、27%に当たる 32 件が「特になし」と答えており、児童相談所が性的虐待・性被害を把握した時点において、それ以前から関わりのある関係機関が、性的虐待・性被害に気づいてなかった事例が少なくないことが示唆された。
- 性的虐待・性被害の発見の難しさが改めて示された。

※ 非虐待保護者…虐待をしていない保護者。父親が虐待者であれば母親に当たる。

(5) 支援

ア 児童相談所による親子への直接関与（性的虐待・性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）

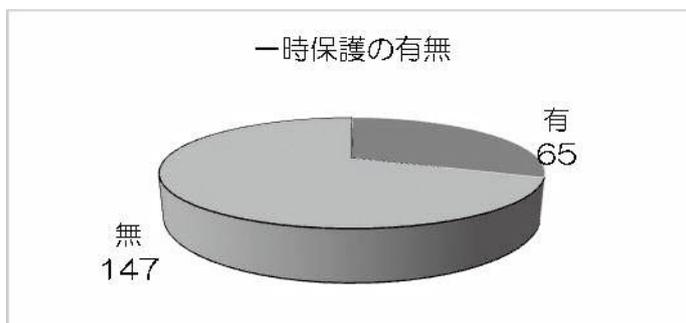


| 関与の種類 | 件数 | 割合 |
|-------------|-------|------|
| 親子ともに直接調査 | 84 件 | 72% |
| 親のみ直接調査 | 21 件 | 18% |
| 子のみ直接調査 | 5 件 | 4% |
| 周辺調査・モニターのみ | 7 件 | 6% |
| 計 | 117 件 | 100% |

- 親子どちらかあるいは両方に調査を行った事例は、110 件（96%）であった。
- 周辺調査・モニターのみの事例 7 件について、アンケート記述欄に書かれた理由は、「実母からの匿名の電話で受理したため、周辺機関の見守りとモニターで対応した」、「親戚が通告したが、親子が関わりを拒否した」、「通告後、児童相談所から連絡してもなかなか繋がらず時間が経ち、保護者の相談ニーズが薄れてしまった」などであった。

イ 一時保護（性的虐待・性被害の事実が認められた 212 件）

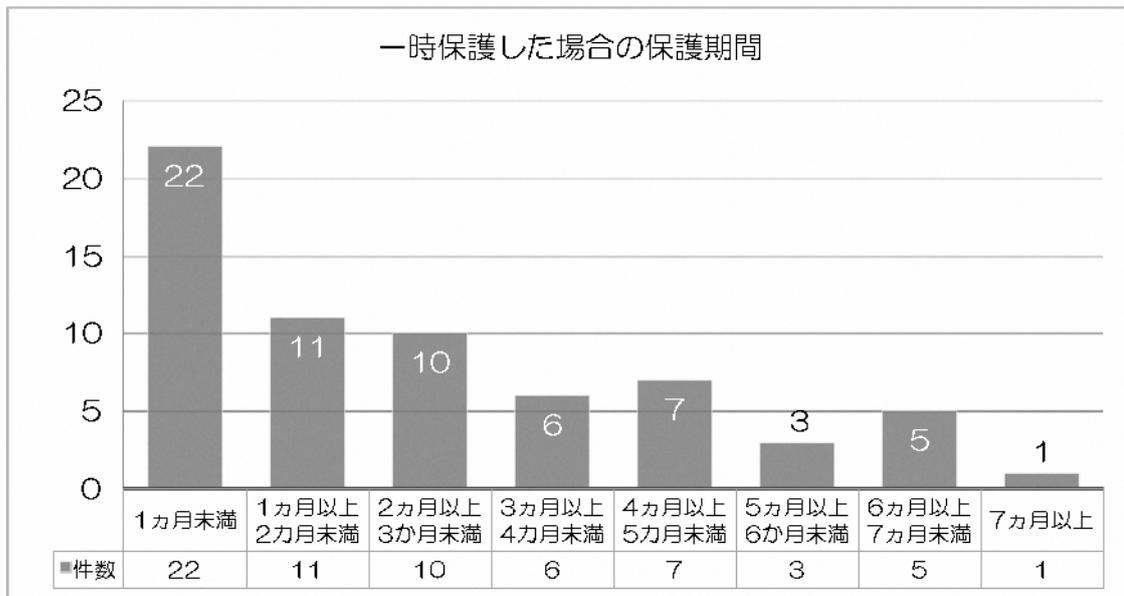
(ア) 一時保護の有無



| 一時保護の有無 | 件数 | 割合 |
|---------|-------|------|
| 有 | 65 件 | 31% |
| 無 | 147 件 | 69% |
| 計 | 212 件 | 100% |

- 児童相談所が受理した性的虐待・性被害事例のうち、65 件（31%）が一時保護されていた。
- 平成 27 年度の厚生労働省統計では、全国児童相談所における虐待事例の一時保護率は 17.2%である。本県の性的虐待・性被害の一時保護率の高さがうかがえた。

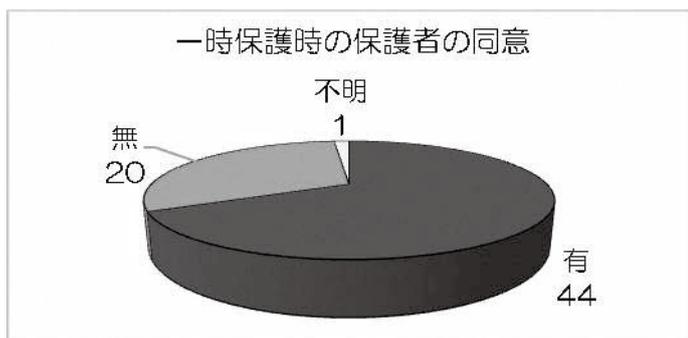
(イ) 一時保護期間（ア）で「一時保護有り」の65件



- 一時保護の期間は、「1ヶ月未満」が22件（34%）、「1ヶ月以上2ヶ月未満」が11件（17%）あり、2か月未満の一時保護期間の事例は51%であった。
- 5ヶ月以上保護された事例は9件（15%）あった。被害内容としては、「性器性交」や「口腔性交」が5件含まれ、重篤な被害が認められた。
- さらに、5ヶ月以上保護された事例のうち5件は、一時保護中になんらかの精神症状が確認された。性的虐待を受けた子どもの中には、一時保護され虐待環境から離されたことで、性的虐待順応症候群（※）の状況から順応が解かれ、それにより子どもの症状を増悪させる場合がある。症状の増悪は、子どもの回復にとっては不可避の場合もあるが、施設入所を検討する場合は、症状への対処として治療が優先されることとなり、一時保護のさらなる長期化につながったと思われる。

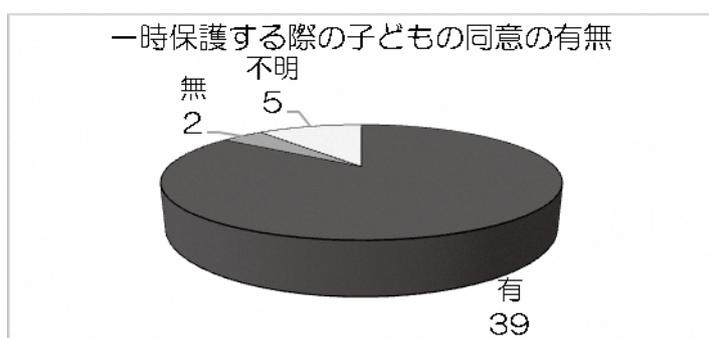
※ 性的虐待順応症候群…性的虐待を受けた子どもの態度（適応）として、Roland C. Summit によって1983年に報告された。①自分が悪いと思い性的虐待の事実を秘密にしようとする ②無力感が強く状況を変えられないと思っている ③虐待を受け入れざるを得ない環境におかれ、その環境で生活することに順応せざるをえなくなる ④開示が遅れ、開示内容が確信に乏しいものに聴こえてしまう ⑤いったん性虐待を認めても、証言を撤回する

(ウ) 一時保護の同意（ア）で「一時保護有り」の65件）



| 一時保護時の保護者の同意 | | |
|--------------|------|------|
| 有り | 44 件 | 68% |
| 無し | 20 件 | 31% |
| 不明 | 1 件 | 1% |
| 計 | 65 件 | 100% |

- （ア）で「一時保護有り」の事例 65 件のうち、親の同意なく一時保護した事例は 20 件（31%）であった。

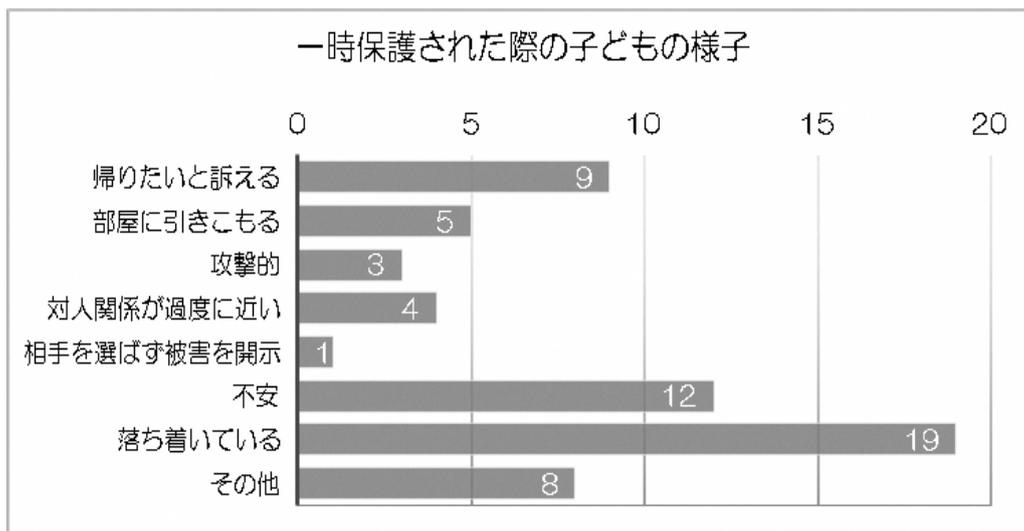


| 一時保護時の子どもの同意 | | |
|--------------|------|------|
| 有り | 39 件 | 85% |
| 無し | 2 件 | 4% |
| 不明 | 5 件 | 11% |
| 計 | 46 件 | 100% |

- 一時保護した 65 件の事例のうち、アンケート調査によって内容が確認できた 46 件のうち 39 件（85%）が、子どもの同意による一時保護であった。
- 子どもから同意を得られなかった 2 件の内容は、「告白された被害が重篤な内容であったため、警察が子どもの意志を確認せず児童相談所に移送した」「不登校状態にある子どもで、一時保護を強く拒否したが、被害の重篤さを心配した児童相談所が本児を連れて来た」であった。



(エ) 一時保護された際の子どもの様子（複数回答）

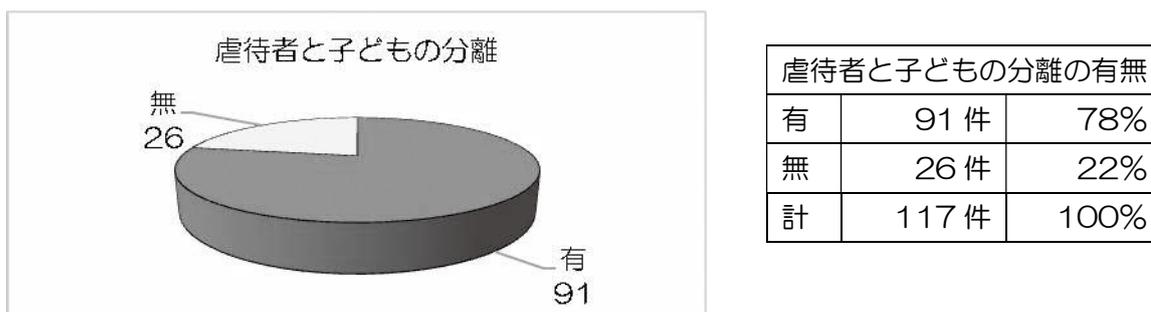


- 一時保護を行った 65 件の事例のうち、アンケート調査によって内容が調査できた 46 件を対象にした。
- 一時保護された際の子どもの様子は、「落ち着いている」が 19 件（41%）と最も高く、次いで「不安」が 12 件（26%）、「帰りたいと訴える」が 9 件（20%）であった。
- 一時保護された子どもの約 40%が一時保護時には落ち着いていたが、虐待者のいる家に帰りがる子どももいた。

＜関連ページ＞ 一時保護された子どもの症状 29 ページ

ウ 虐待者との分離

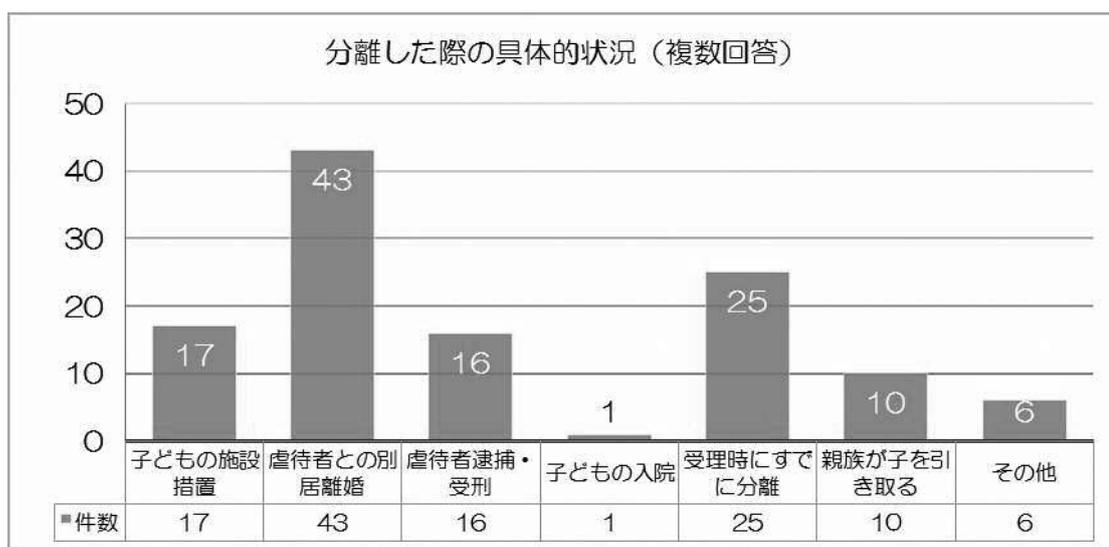
(ア) 虐待者と子どもの分離（性被害の事実が認められアンケート調査を行った 117 件）



- 終結時（継続事例は調査時（※））における虐待者との分離の有無を調査した。
- 虐待者との分離がなされた事例は 91 件（78%）であった。
- 第 2 回調査での分離は 56%、第 3 回目の調査は 69%、今回の調査が 78%であった。分離事例の割合は徐々に増加していた。

※ 調査時…児童相談所が指導・支援を継続している事例については本調査を実施した時（平成 29 年 10 月 31 日）。

(イ) 分離した場合の具体的状況（複数回答）（(ア)で分離「有」とした91件）



- 分離した場合の状況は、「虐待者との別居離婚」が43件（47%）と最も高かった。
- 「離婚」「別居」「親戚が引きとる」「すでに分離」のように、施設利用をせず家族構成の変化によって分離した事例が多かった（合計78件、86%）。
- 「子どもの施設措置」により分離した事例は、91件中17件（19%）であった。
- 「虐待者逮捕・受刑」により分離した事例は、91件中16件（18%）であった。第3回の調査の10%に比べ、割合はやや増加していた。ただし、性的虐待・性被害事例で虐待者が逮捕される事例は、今回の調査では5人に1人に満たなかった。

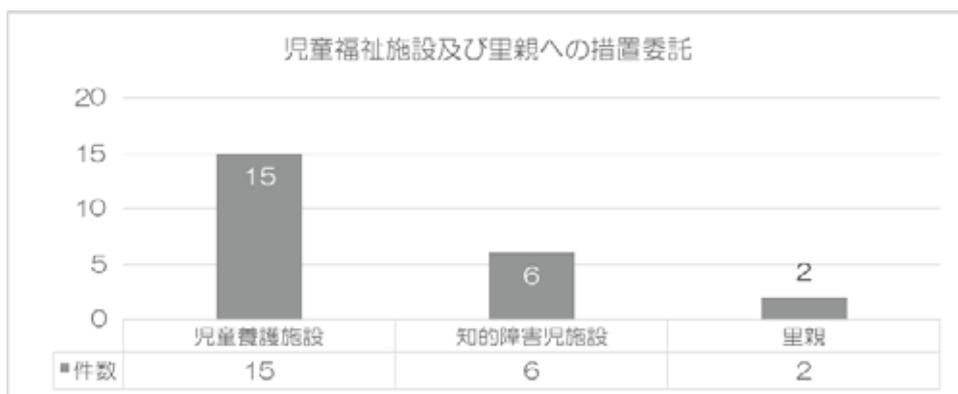
(ウ) 分離しなかった理由（複数回答）（(ア)で分離「無」とした26件）



- 分離しなかった26件のうち、分離をしなかった理由は、「分離まで必要と判断出来ない」が10件と最も多かった。
- 児童相談所が分離は必要と判断しなかった10件のうち2件は、「口腔性交」を伴う重篤事例で、いずれもきょうだい間性被害であった。その後のモニターの中で、保護者が子ども部屋を分ける、二人きりにしない等の対策を行い、一定期間、再被害が起きていないことを確認して、終結としていた。

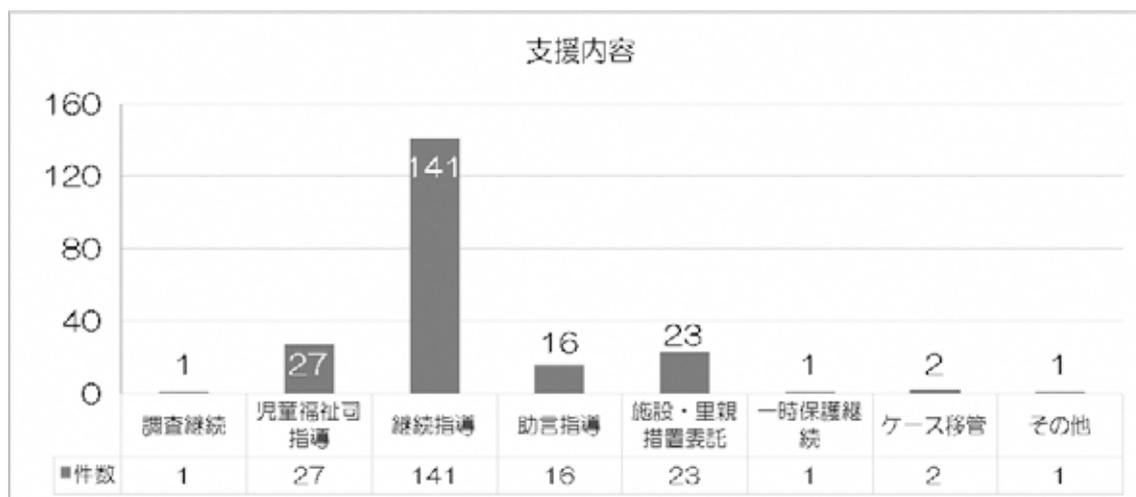
＜関連ページ＞ きょうだい間性被害の考察 53ページ

(エ) 児童福祉施設及び里親への措置委託（調査で「事実あり」となった全 212 件）



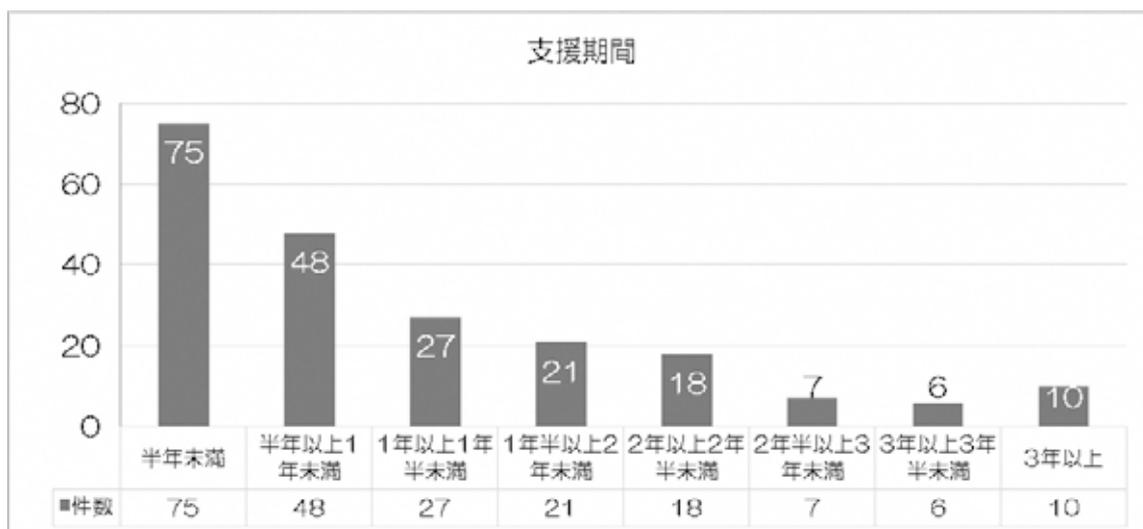
- 施設措置または里親委託に至った事例は、212 件のうち 23 件（11%）であった。
- 23 件のうち 15 件（65%）が児童養護施設、福祉型障害児入所施設が 6 件（26%）であった。
- 過去の調査では、児童自立支援施設に措置となる事例が 20%を占めていたが、今回の調査では0件であった。

(オ) 支援内容（調査で「事実あり」となった全 212 件）



- 児童相談所の支援で、継続指導が最も多く 141 件（67%）であった。
- 児童福祉司指導は 27 件（13%）で、第3回の調査の 24%を下回った。
- 助言指導は 16 件（8%）であった。第3回調査では助言指導は3%で、本調査ではやや増加していた。助言指導の主な終結理由は、「すでに虐待者が分離しており子どもは安全と判断される」が9件、「非虐待保護者に相談するニーズが無かった」が6件であった。

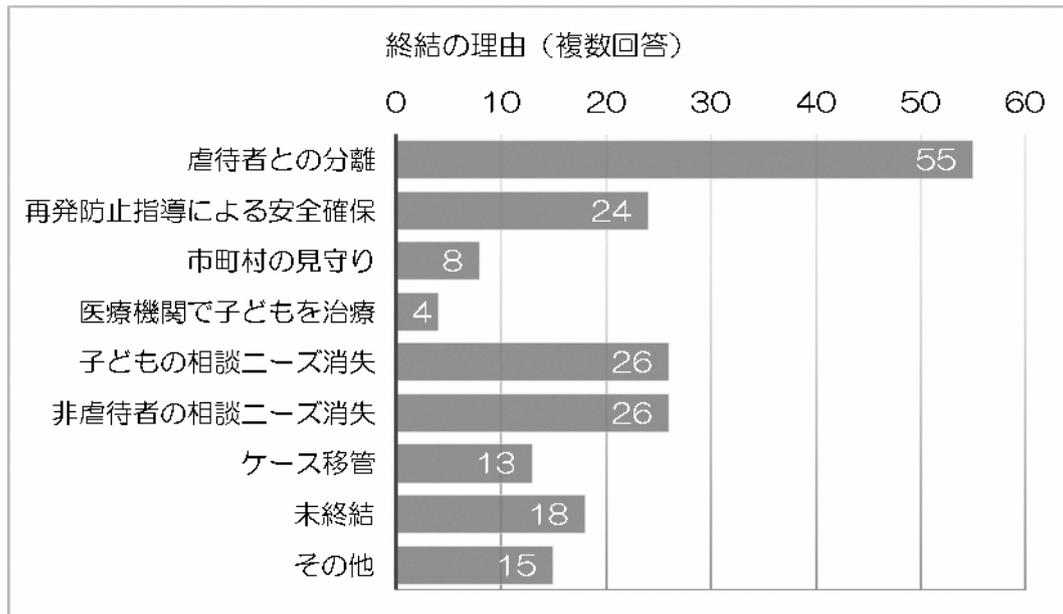
(カ) 支援期間 (調査で「事実あり」となった全212件)



- 支援期間は、「半年未満」で終結した事例が75件(35%)、「半年以上1年未満」で終結した事例が48件(23%)あり、1年未満で終結している事例が60%弱を占めた。この傾向は、過去の調査と同様であった。
- 神奈川県児童相談所の虐待相談への支援期間は、「1年未満」で終結する事例が、ネグレクトは64%、身体的虐待は59%であった。性的虐待の支援期間は、他の虐待種別とほぼ同じ期間の支援であった。
- 支援期間が「3年以上」の10件(5%)のうち、7件は施設措置中の事例であった。

＜関連ページ＞過去3年間に神奈川県児童相談所で受理した虐待受理件数データ [81ページ](#)

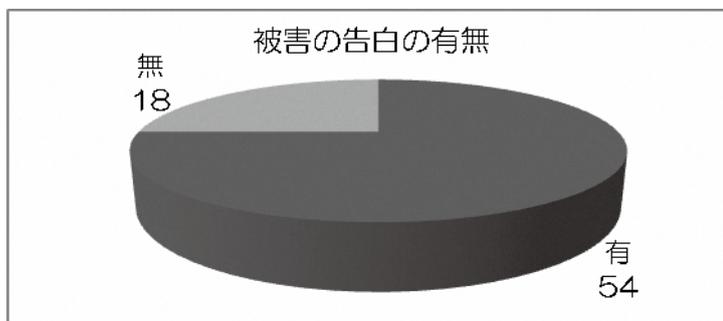
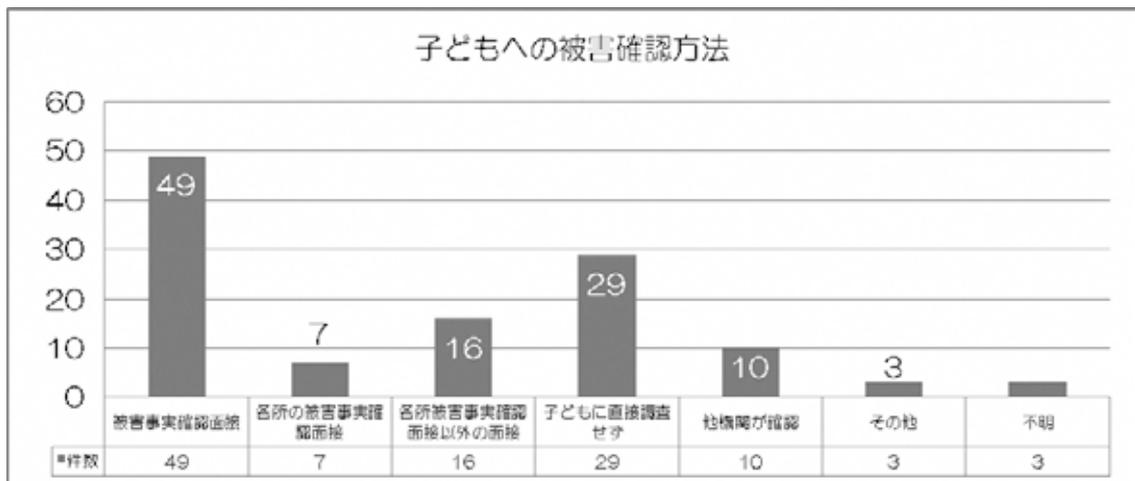
(キ) 終結の理由（複数回答あり）（アンケート調査を実施した 117 件が対象）



- 終結の理由の最も多かったのは「虐待者との分離」55件（47%）であった。
- 「子どもの相談ニーズ消失」「非虐待者の相談ニーズ消失」はともに26件（22%）で、重複事例を除くと38件（32%）であった。終結理由の3人に1人が、被害者側のニーズ消失により支援が終了していた。
- 児童相談所が性的虐待・性被害事例の支援を終結する主たる理由は虐待者との「分離」であった。
- 一方、終結時に子どもの心のケアについてどの程度配慮されているかは、このデータからは読み取れなかった。性的虐待・性被害を受けた子どもは、様々なトラウマ症状を抱えると言われており、安全確保がなされた後に状態が不安定になる場合や、長い期間を経て症状が顕在化する場合もある。本調査で「医療機関に子どもを治療」を終結の理由とした事例は4件（3%）であった。終結の際に子どもに医療機関を受診する症状があるとは限らないものの、終結時には子どもの心の予後に配慮し、関係機関につなげていく配慮が必要と思われた。

エ 子どもへの調査・支援

(ア) 子どもへの被害確認（性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）



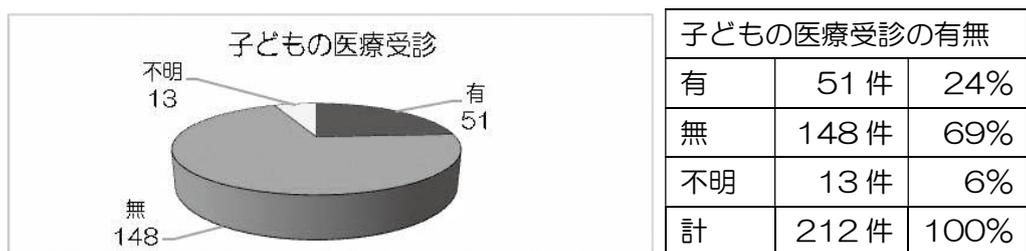
| 被害の告白の有無 | | |
|----------|------|------|
| 有 | 54 件 | 75% |
| 無 | 18 件 | 25% |
| 計 | 72 件 | 100% |

- 子どもに直接、被害事実を確認する方法として、県中央児童相談所にある虐待対策支援課が実施する「被害事実確認面接（※）」を実施した事例が 49 件（42%）、所管児童相談所職員が「被害事実確認面接」を実施した事例が 7 件（6%）あった。また被害事実確認面接以外の手法で被害の確認を行った事例は 16 件（14%）あった。
- アンケートを行った 117 件中 72 件（62%）で、児童相談所が子どもに直接、事実を確認していた。
- 「被害事実確認面接」の割合は、第 2 回調査では 1%、第 3 回調査が 31%、今回の調査では 48%であった。「被害事実確認面接」を適用する事例が増加していた。
- 「直接子どもに確認をせず」は 29 件（25%）であった。理由としては、「非虐待保護者が介入を拒否した」が多く、「子どもが介入を拒否した」、「児童相談所が動く前に事件として警察や検察が介入し児童相談所が聞き取りができなかった」等があった。

＜関連ページ＞ 被害事実確認面接の普及と今後 [60 ページ](#)

※ 「被害事実確認面接」…子どもから誘導・教唆せず被害内容を聴きとり、かつ子どもへの聞き取りの負担を可能な限り軽減するための厳密なプロトコル（手順）に則り面接を行う。児童相談所は「性的虐待対応ガイドライン 2011」に従い実施することとされている。また、2015 年発出の 3 機関協同面接で行われる面接において導入が進められている。

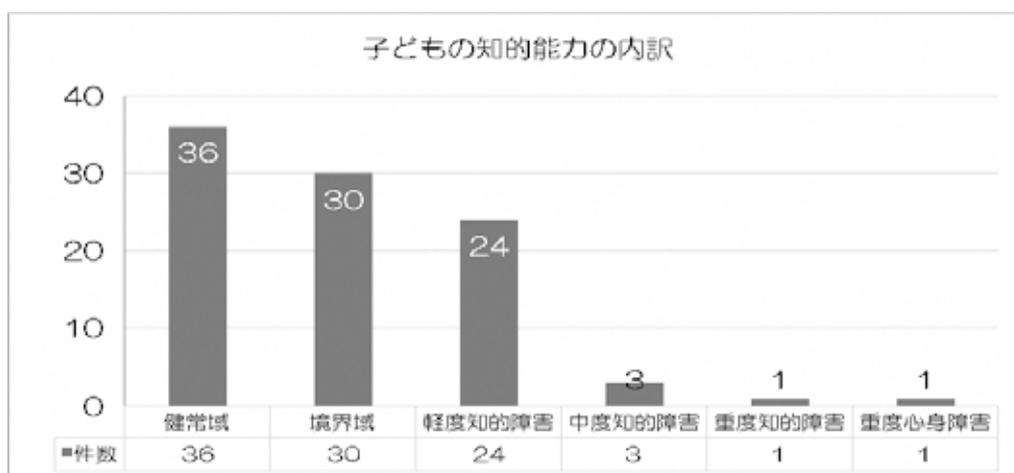
(イ) 子どもの医療受診（調査で「事実あり」となった全 212 件）



※ 小数点以下、四捨五入のため、100%にならない。

- 医療受診に繋がった事例は 51 件（25%）であり、性的虐待として児童相談所が受理した子ども 4 人のうち 3 人が、医療に繋がっていなかった。

(ウ) 子どもの知的能力（児童相談所が知能検査をした 95 件）



- 今回調査した 212 件のうち、児童相談所が知能検査を実施していたのは 95 件（45%）であった。
- 知能検査をした 95 件のうち、59 件（62%）は、知的障害か、境界域（※）の知能水準の知的水準であった。
- 「知的障害（※）」域の知的水準の事例は、29 件（31%）であった。

知的障害の割合の高さに関する補足情報

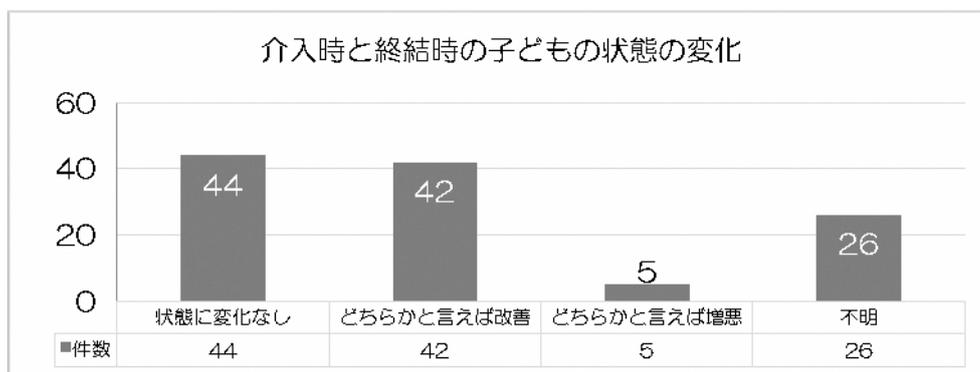
- 本調査での「知的障害域」の子どもの割合は非常に高いと言える。
- 平成 28 年度厚生労働省「障害白書」での知的障害児者の総計は 74.1 万人で、日本人口の発生率は 0.5%である。この総計はあくまで公的に把握されている知的障害児者の数値である。理論上、IQ75%以下の人口の発生率は、約 4.8%（※）と言われる。
- 虐待者から見て狙いやすい子ども、訴える力が弱い子どもが選択されている可能性がうかがえた。

※ 「境界域」…健常域下位群で、療育手帳には該当しない知能指数（IQ）をここでは示す。

※ 「知的障害」…神奈川県で知的障害に発行される療育手帳が該当する概ね IQ75 以下を示した。

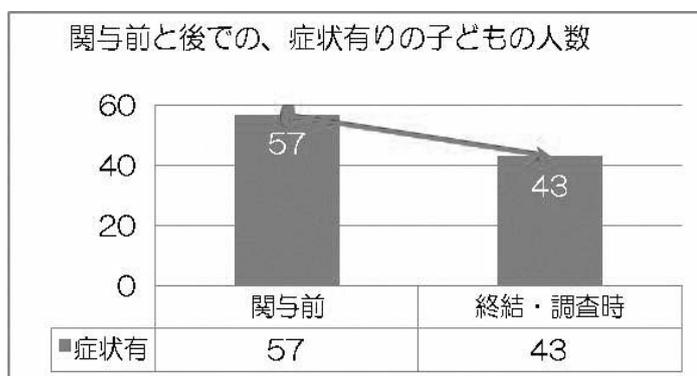
※ 4.8%…IQを測定すると理論上は平均値を 100 とする正規分布となる。正規分布と仮定したときの IQ75 以下の出現率は 4.779%であることから引用した。

(エ) 介入時と終結時の子どもの状態の変化（性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）



- 子どもの状態について、介入時と終結時（継続ケースは調査時）を比較した時の変化を調査した。「状態に変化なし」が 44 件（38%）で、「どちらかと言えば改善」が 42 件（36%）であった。
- 「どちらかといえば増悪」した 5 件（4%）について、うち 4 件は、終結時（あるいは調査時）に DV による転居や保護者の意向で、児童相談所との関係が途絶えている事例であった。

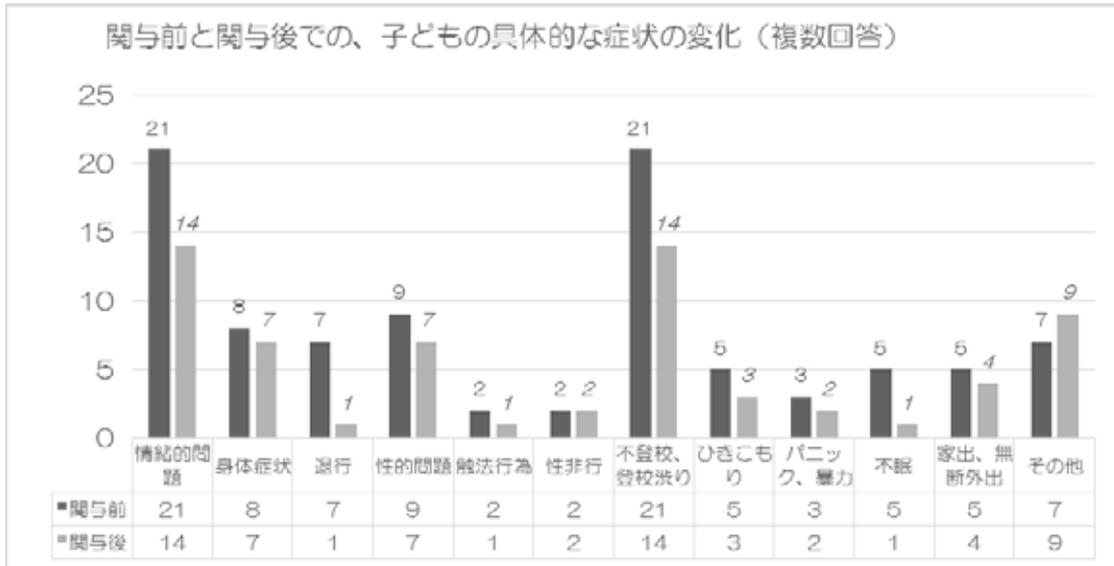
(オ) 子どもの症状の変化（性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）



| 関与前と後の子どもの症状 | | |
|--------------|-------|---------|
| | 関与前 | 関与後・調査時 |
| 症状有 | 57 件 | 43 件 |
| 症状無 | 60 件 | 74 件 |
| 計 | 117 件 | 117 件 |

棒線は近似曲線

- 介入当初、子どもが何らかの症状を呈していると確認できた事例は、57 件（49%）であった。
- 介入当初と終結時（継続事例は調査時）を比較すると、何らかの症状が見られた子どもは 57 件から 43 件に減少していた。
- 介入当初に「症状有」の 57 件のうち、終結・調査時も「症状有」の事例は 33 件であった。介入当初に症状が有る子どもの 6 割弱が、介入が終わっても何らかの症状が続いていた。虐待が子どもの心に与える影響が、機関の介入で簡単に改善しないことが示唆された。
- 介入当初に「症状有」の 57 件のうち、終結時・調査時に「症状無し」となった事例 24 件について、虐待期間や支援期間との関連を分析したが、本調査では顕著な特徴は認められなかった。



- 「関与前」に把握されていた症状の具体的な内容としては、「情緒的問題」と「不登校・登校渋り」がそれぞれ 21 件と最も多く、症状を呈する子ども 57 件のうち 37% に及んだ。
- 次いで「性的問題」が 9 件と多かった。性的被害を受けている子どもの中に、性の逸脱行動を示す子どもがいることが示唆された。
- 今回の調査では「関与後」に、概ねほとんどの症状について軽減していた（※）。

※ 情緒的問題…気分変動の激しさ、落ち着きなさ、不安、対人関係の過敏さ、抑うつ、解離（記憶が飛ぶ等）、自傷、罪悪感の強まり、自己肯定感の低下等。

※ 身体症状…頭痛、腹痛、夜尿、遺尿、摂食障害（過食や拒食）等。

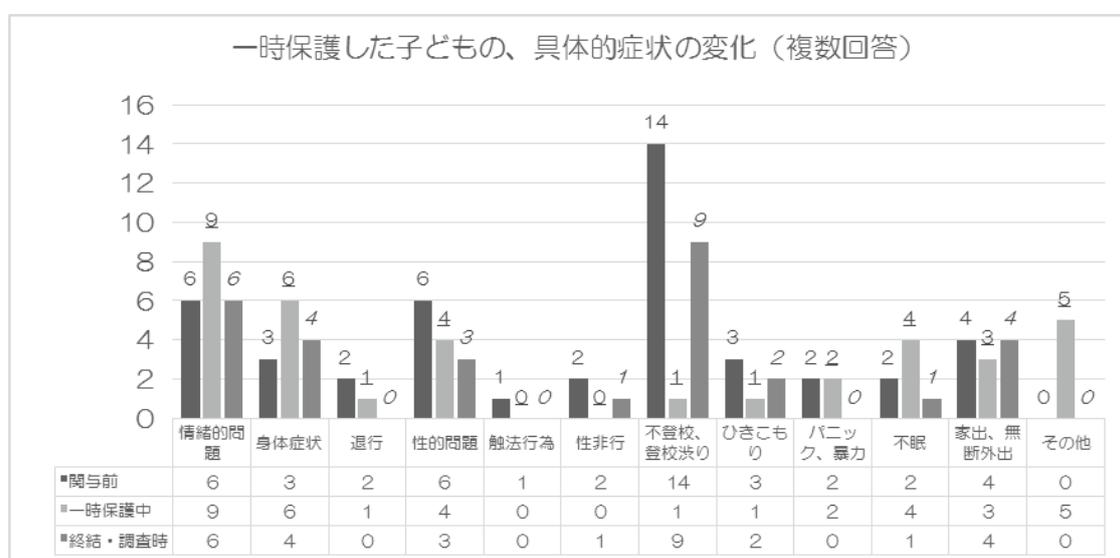
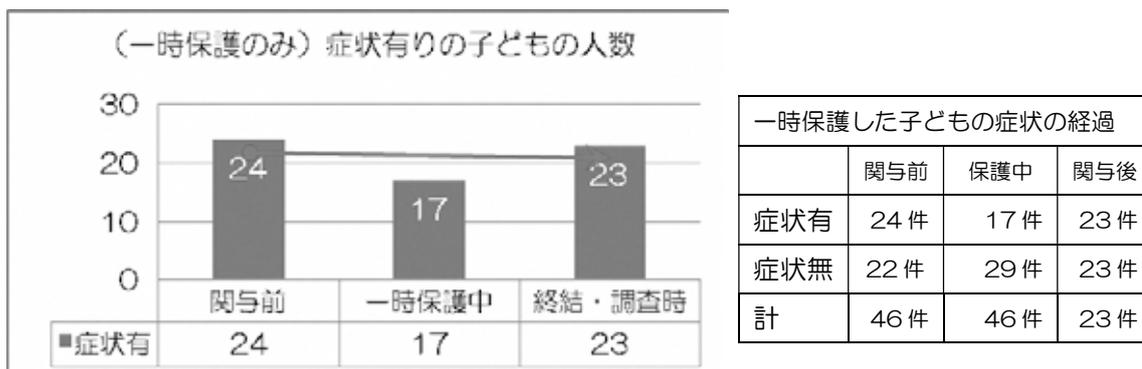
※ 幼児的退行…おねしょ、指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度にスキンシップを求める等。

※ 性的問題…性的な言動、子ども同士での性的遊び、過度の自慰行為、異性への過度の関心、接触、性非行。

- ただし、本調査は児童相談所が関与した期間の症状の変化をとらえたものであり、さらに長いスパンの中での症状の変化は本調査では検証できなかった。
- 個別の事例からは、児童相談所の関与が終結した後に症状が増悪している事例が認められる。

<関連ページ> 終結時（継続事例は直近）の子どもの心身の状態について [42 ページ](#)

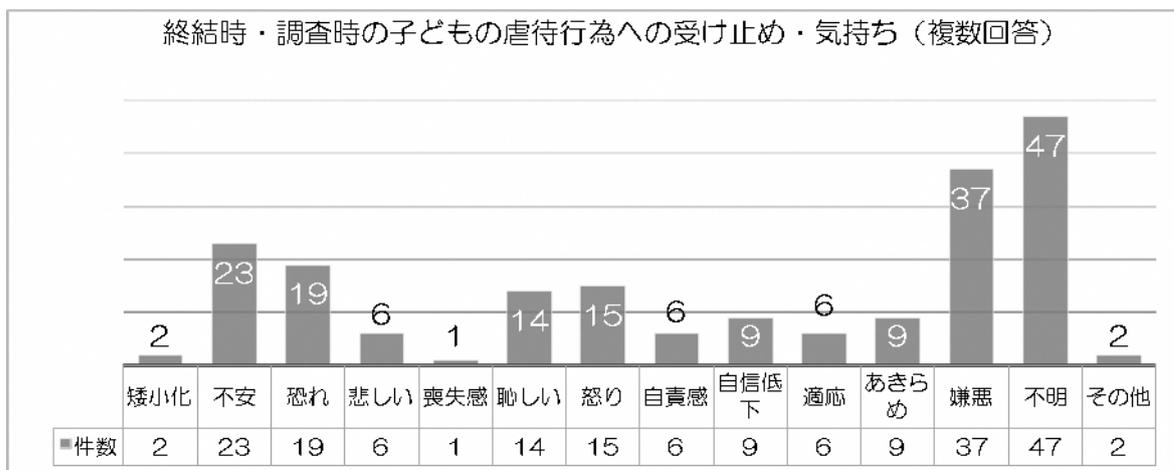
(カ) 一時保護をされた子どもの症状の変化（一時保護事例でアンケート調査ができた46件）



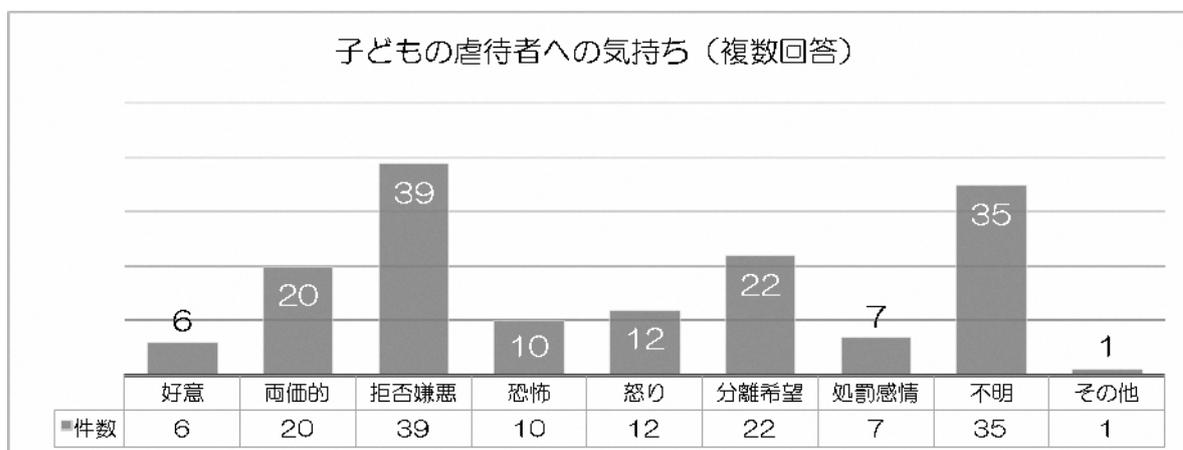
- 一時保護をされた子どもで、アンケートによる詳細な調査ができた46件のうち、24件（52%）の子どもに何らかの症状が認められた。
- 一時保護された子どもの症状の変化のグラフは、関与前から関与後にかけて、ほぼ平行線となった。
- 一時保護された子どもは、関与前と関与後での症状に大きな変化が見られなかった。
- 具体的な症状のグラフからは、関与前と関与後で、一様に症状が減少するのではなく、症状によっては横ばいあるいは増加しているものも見られた。
- 一時保護中に症状が増加していたのは「情緒的問題」「身体症状」「不眠」等であった。
- また、虐待者から離れた環境が安心できる場所と感ずることで初めて症状を出すことができるようになった子どもがおり、一方で、性的虐待順応症候群にあった子どもの順応が解け始めることで、不適応状態になることが、子どもの一時保護中の症状の増加に繋がった可能性も考えられた。
- いずれも、慎重に子どもの症状の背景をみていく必要があると思われた。

(6) 子どもの気持ち（性被害の事実が認められ、アンケート調査を行った 117 件）

ア 虐待行為、虐待者、非虐待保護者への受け止め・気持ち（複数回答）



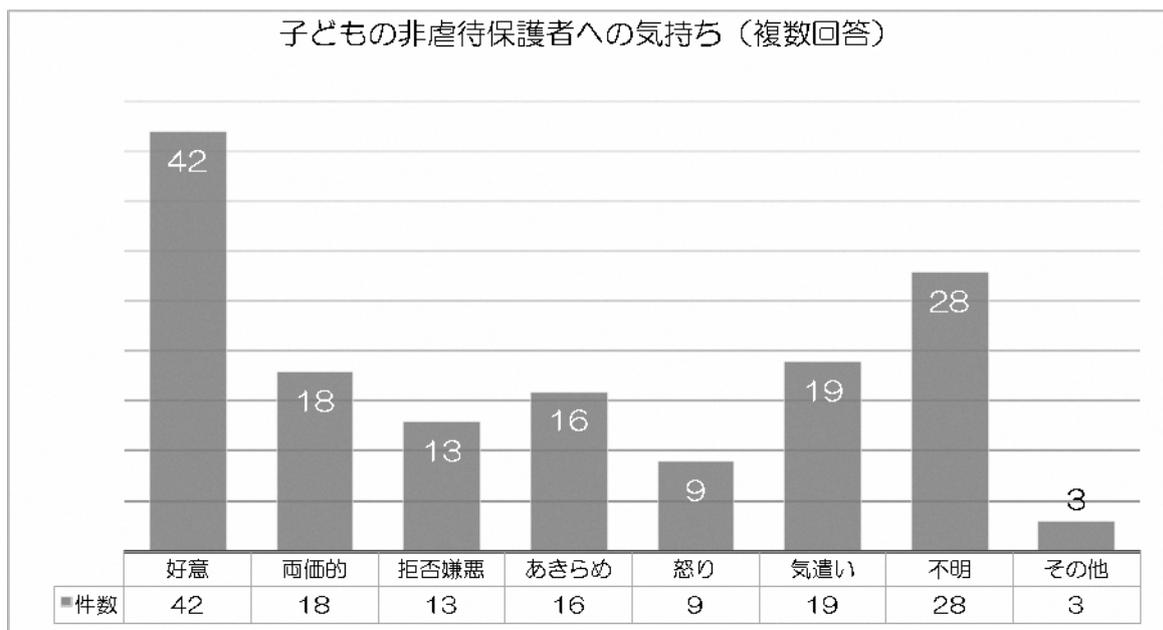
- 虐待行為に対する子どもの気持ちは「嫌悪感」が 37 件（32%）と最も多く「不安」23 件（20%）、「恐れ」19 件（16%）、「怒り」15 件（13%）と続いた。
- 「適応」6 件のうち、虐待の初発年齢が明らかであったのは 4 件であったが、4 件のうち 3 件は 2 年以上虐待に晒されていた。
- 「適応」6 件のうち、4 件は「性器性交」を伴う性的虐待を受けていた。重篤な被害を受けていても、環境に一旦適応するように見える事例があることが示唆された（※）。
- 虐待行為に「あきらめ」の気持ちを持つ事例 9 件のうち 6 件の事例で、「非虐待保護者への気持ち」にも「あきらめ」を選択していた。



- 虐待者への気持ちの主なものは「拒否嫌悪」が 39 件（33%）、「分離希望」が 22 件（19%）で、否定的なものが多かった。
- 子どもが虐待者に「処罰感情」を持つ事例は 7 件（6%）にとどまった。
- 「拒否嫌悪」、「あきらめ」、「怒り」など、否定的な感情を示す事例は、重複を省くと 28 件（24%）だった。
- 好意と嫌悪両方の気持ちを持つ「両価的」感情が 20 件（17%）、「好意」が 6 件（5%）であり、虐待者に肯定的な感情を持つ事例もあった。
- 「好意」を選択した 6 件は、未就学児が 2 件、小学校低学年が 2 件、中学生が 1 件であ

った。このうち中学生1件は、3年以上虐待に晒されている事例であった。

- 「好意」6件の内容は、「子どもが虐待行為を遊びだと認識していた」「子どもが幼児で加害行為の理解が乏しかった」「虐待の認識が親子共に無かった」「きょうだい間で見せ合いっこをする延長で性被害に至った」等であった。
- 虐待者に対して「好意」「両価的」のようなポジティブな感情が含まれる気持ちを示す子どもも、本調査では5人に1人ほど見られた。
- 虐待者に対して「処罰感情」を表す事例は117件中7件と少なかった。性的虐待を受けた子どもは、「自分が悪い」と思い込み、虐待行為を「仕方がない」「自分がいけないんだ」と我慢する傾向があるといわれている。また、「虐待行為が母親にばれたら母親が悲しむのではないか」「自分のせいで家族がバラバラになるのではないか」との思いにとらわれ、子どもが母親に相談しにくくなることもあるといわれる（18 ページ、「性的虐待順応症候群」を参照）。
- 支援者は、性的虐待に晒された子どもの多くが、明確に虐待者を拒否・嫌悪しない特徴がある、という認識を持つことが必要と思われた。

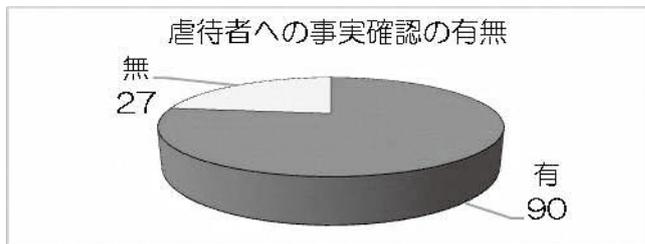


- 非虐待保護者に対しては「好意」が42件（36%）と最も多かった。次いで「気遣い」19件（16%）が続いた。
- 一方、「両価的」が15%、「拒否嫌悪」が11%、「あきらめ」が14%、「怒り」が8%などの否定的感情の割合も多く、非虐待保護者に対して複雑な思いが読み取れた。

(7) 虐待者・非虐待保護者への調査

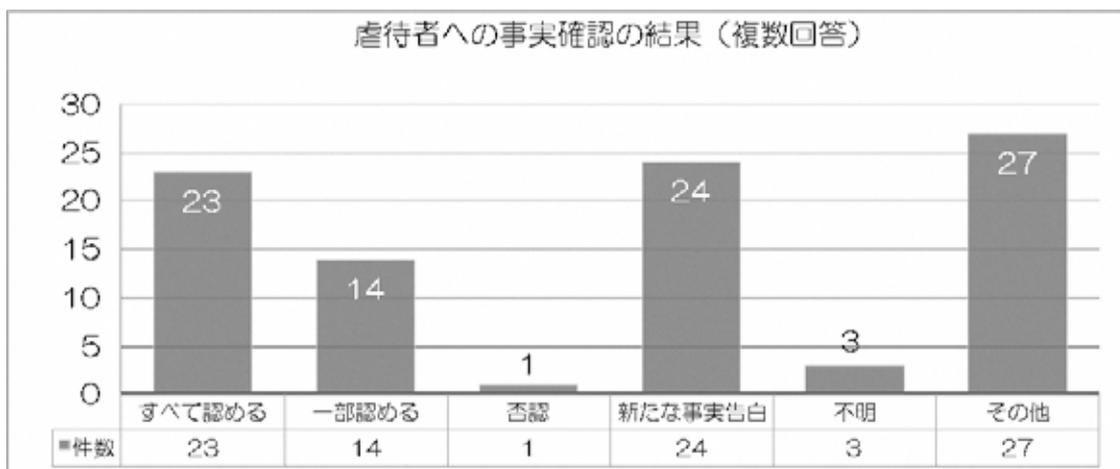
ア 虐待者

(ア) 虐待者への事実確認の有無



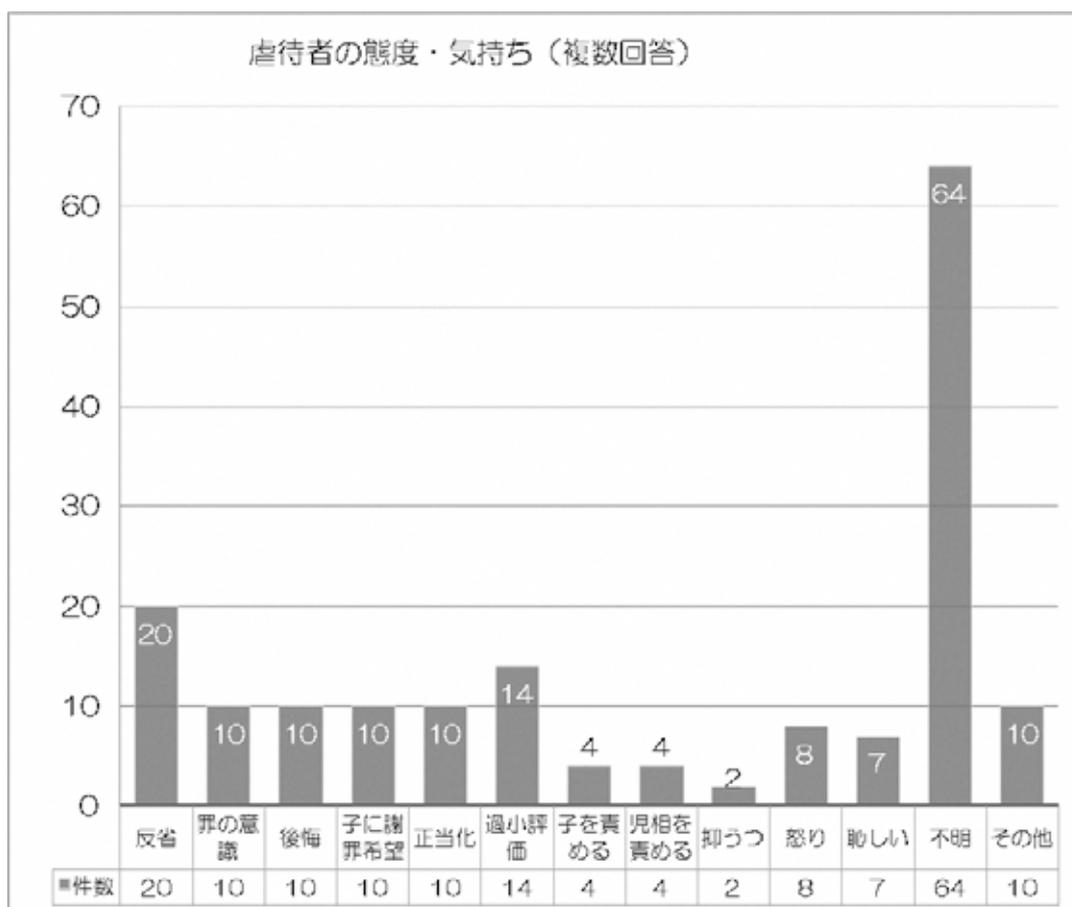
| 虐待者への事実確認の有無 | | |
|--------------|------|------|
| 有 | 90件 | 77% |
| 無 | 27件 | 23% |
| 計 | 117件 | 100% |

- 虐待者へ事実確認を行った事例は、90件（77%）で、第3回調査の45%を大きく上回った。
- 事実確認をしなかった理由について、アンケートの自由記述欄に記載されていたものは、「介入時にすでに分離していた」、「介入直後、被害者側が虐待者から離れるため転居した」「非虐待保護者が介入を拒んだ」等であった。



- 行為の認否については、虐待者が行為を「すべて認める」が23件、「一部認める」が19件、「新たな事実告白」が24件だった。
- 本調査において「否認」は1件のみであった。調査に応じた虐待者は、虐待行為を認める者が多かった。ただし、上記の数値は児童相談所の関わりの終了時点あるいは直近の情報であり、介入当初は否認し、その後、家族や児童相談所と話し合いを繰り返す中で事実を認めた事例も含まれた。
- 「その他」27件の内容は、「担当児童福祉司が実母から虐待者の様子を聞いた」が多く、他には「加害は認めるが子どもの話と全く食い違った」「加害は認めたが悪気の無い行為であると主張した」等であった。
- 「その他」27件のうち9件はDV事例で、虐待者は実母の前で子どもへの性加害行為を行った事例であった。具体的な内容は「子どものいる部屋で虐待者が実母に性行為を強要する」が多く、中には「実母の目前で子どもに性加害行為を行う」「実母がいる部屋の中で子どもに性加害行為を行う（実母は行為に気づいている）」等、非常に深刻かつ重大な被害内容が含まれた。

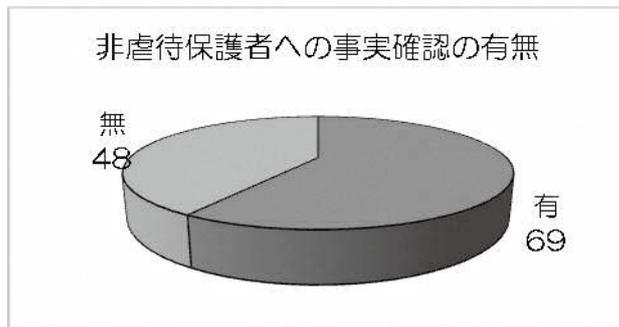
(イ) 虐待者の態度・気持ちの変化（複数回答）



- 虐待者の気持ちは、「反省」が 20 件と最も多かった。一方で事実を「過小評価」する虐待者も 14 件と 2 番目に多かった。
- 虐待者の気持ちの調査は 64 件が「不明」であった。これは直接虐待者に児童相談所が会うことが困難な事例や、あえて気持ちを聴く機会がないことから、虐待者が児童相談所に想いを語らない事例が多かった。また、すでに虐待者から分離し、子どもの予後を心配して相談に至った事例も本調査に含まれ、虐待者の調査が行われていない事例があると思われた。

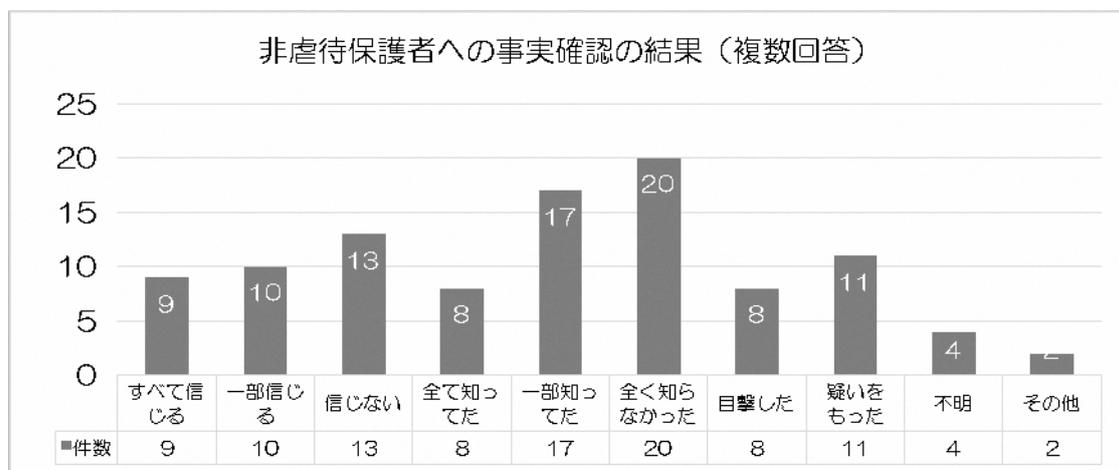
イ 非虐待保護者への調査

(ア) 非虐待保護者への事実確認



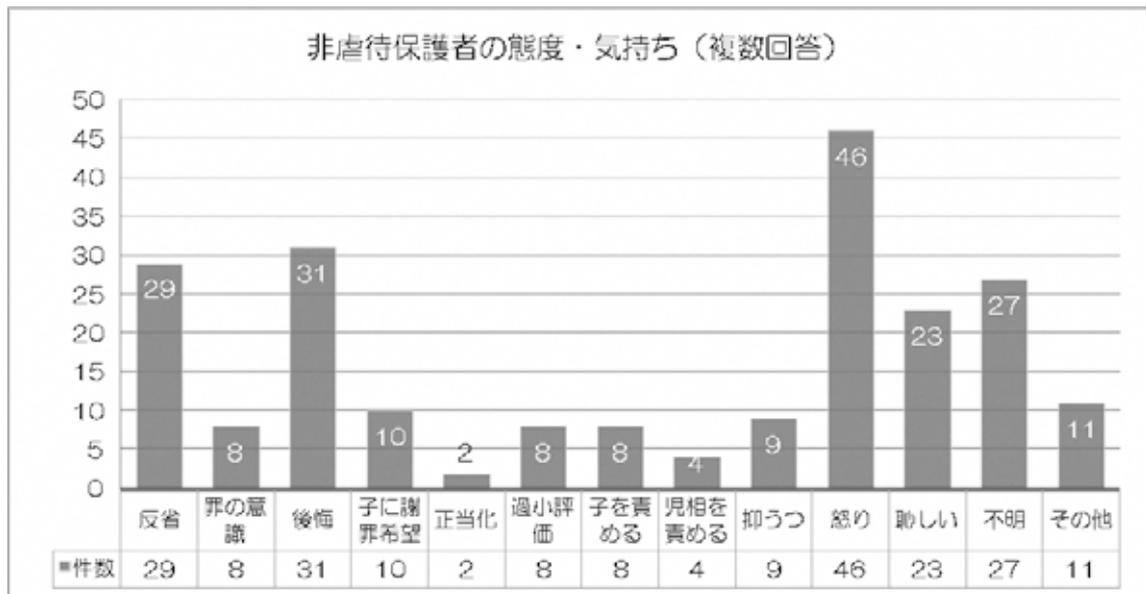
| 非虐待保護者への事実確認の有無 | | |
|-----------------|------|------|
| 有 | 69件 | 59% |
| 無 | 48件 | 41% |
| 計 | 117件 | 100% |

- 非虐待保護者へ児童相談所職員が事実確認を行った事例は、69件（59%）であった。



- 虐待行為を「全く知らなかった」事例が最も多く、事実確認をした69件中20件（29%）であった。
- 虐待行為を「全て知っていた」事例は8件であった。非虐待保護者が虐待行為を知っていても、子どもを守る姿勢をとれない事例であった。
- 非虐待保護者の「気持ち」については、次項にまとめた。

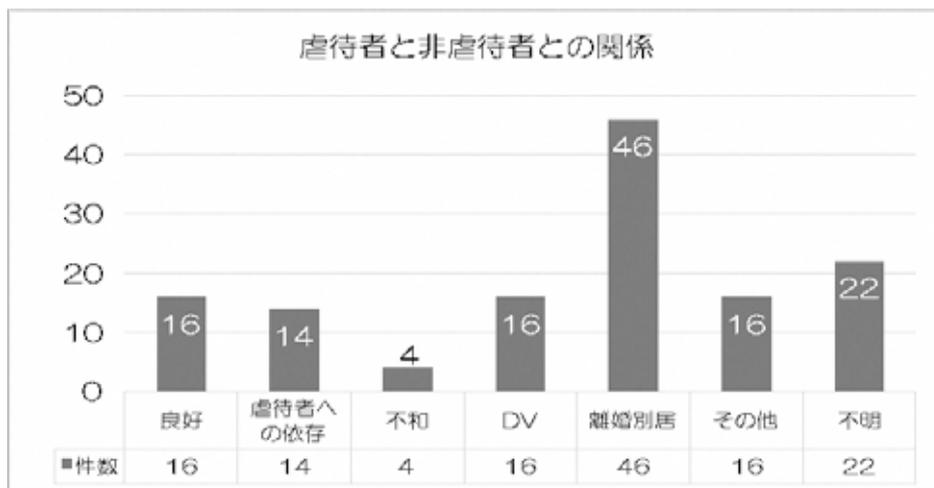
(イ) 非虐待保護者の態度・気持ち（複数回答）



- 非虐待保護者の気持ちとして、虐待者への「怒り」が46件、子どもを守れなかったことへの「後悔」が31件、「反省」が29件であった。
- 「子を責める」8件のうち、4件は「性器性交」あるいは「口腔性交」を伴う重篤事例であった。重篤な性的虐待・性被害を受けた子どもが、非虐待保護者からも責められてしまう事例があることが示された。

＜関連ページ＞ 非虐待保護者が子どもを守る立場に立ったと思われる事例 ⇨41ページ
 親が子どもを守ることを意味の考察 ⇨57ページ

ウ 虐待者と非虐待者の関係（複数回答）



- 虐待者と非虐待保護者との関係で最も多かったのは、「離婚別居」46件（39%）であった。
- 「DV」16件のうち、「離婚・別居」をした事例は9件であった。シェルター等によって被害者側が転居した事例が多かった。
- 虐待者と非虐待保護者の関係が「良好」である事例は16件（10%）であった。

Ⅱ 担当児童福祉司への意識調査

今回の第4回調査では、前ページまでにまとめた調査項目に加えて、担当児童福祉司の事例に対する意識等を調査する項目を6項目加えた。

この6項目は、事例が終結する時点、継続中の事例は直近の時点で、担当児童福祉司が感じた「子どもの安全」や「非虐待保護者の子どもへの態度」などを尋ねている。担当児童福祉司が問題や心配を感じる事例に焦点を当て、そこから見られる性的虐待の支援課題を抽出した。

1 担当児童福祉司の意識調査の内容と方法

意識調査は以下の6項目について、アンケートにより5段階評価で回答を求めた。意識調査で尋ねた項目は、以下の6つであった。

なお、以下の「非虐待保護者」とは、虐待をしていない側の保護者（虐待者が父であれば母）を示す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 終結時（あるいは直近）に、子どもは性被害から守られているか。(2) 子どもは、性被害が明らかになったことをどう感じているか。(3) 非虐待保護者は、性被害を知ったことをどう感じているか。(4) 非虐待保護者は、子どもを守る立場を持ち続けられているか。(5) 非虐待保護者は、児童相談所の介入を納得しているか。(6) 担当福祉司が知りうる最も直近の、子どもの心身の状態はどうか。 |
|---|

以下のページに意識調査の結果を示した。

ここで調査される内容は、子どもや保護者の状態に関するものであるが、回答者は担当児童福祉司であり、実際の子どもや保護者への聞き取りは行っていない。

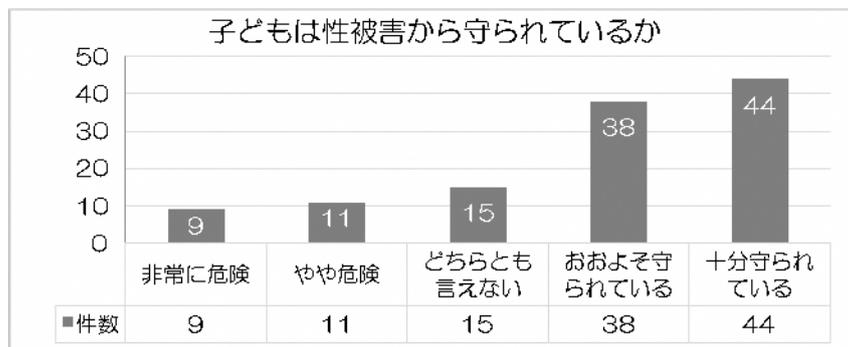
先述したとおり、本来は子どもや保護者に直接調査を行うことが望ましいが、調査を行う上で子どもや保護者への調査は難しいため、親子に直接関与した担当児童福祉司の意識調査を行った。

2 調査結果について

集計作業で課題に感じた点については、の見出しをつけて情報や考察を加筆した。

3 調査結果

(1) 終結時（あるいは直近）に、子どもは性被害から守られているか



- 終結時（終結していない事例は直近）に、子どもが性被害から守られているか尋ねたところ、子どもが性被害から「十分守られている」と感じる件数は 44 件（38%）、「おおよそ守られている」件数は 38 件（32%）であった。
- 介入を行った事例の 70%について、担当児童福祉司は閉止時あるいは直前に「（おおよそ）性被害から守られている」と感じていた。
- 一方、「非常に危険」は 9 件（8%）、「やや危険」は 11 件（9%）であった。約 20%弱にあたる 20 件で、担当児童福祉司は「危険」と感じていた。

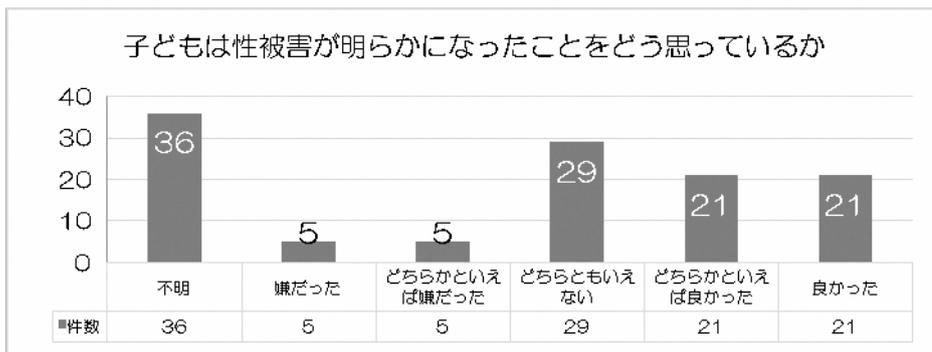
担当児童福祉司が「非常に危険」と感じた事例

- 「非常に危険」9 件中 7 件は、支援が継続中の事例であった。
- 継続理由は、「虐待者とは分離したが、子どもに性的な行動が見られる」「虐待者と分離したが、子どもに重篤な精神症状や自殺企図がある」「逮捕された虐待者が出所する」等の理由から、指導の継続がされていた。

担当児童福祉司が「危険」と感じながらも関与が途切れた事例

- 「非常に危険」にも関わらず終結したのは 2 件で、終結理由は「心配な点があるが関わりを拒否された」であった。
- 「やや危険」11 件のうち、支援が終結している事例は 7 件であった。終結理由は、「18 歳になるため」が最も多く 3 件あり、その他の理由としては「症状が残るが、相談の継続は拒否された」「虐待者と同居が続いているが家族が守ると言っている」等であった。
- 「危険」にも関わらず終結した事例は、所属等に見守りを依頼していた。

(2) 子どもは、性被害が明らかになったことをどう感じているか

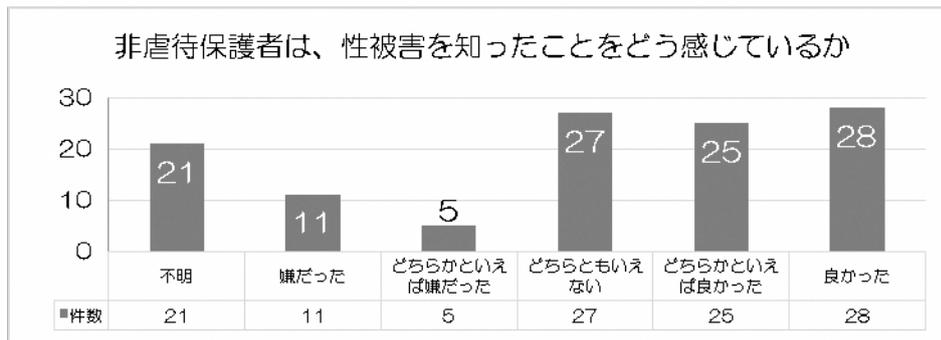


- 子どもがどう感じているか「不明」が36件（31%）であった。
- 「不明」36件のうち、15件は「未就学児」、9件は「児童相談所が子どもに会えていない」事例であった。
- 「明らかになって良かった」、「どちらかと言えば良かった」は、ともに21件（18%）であった。
- 一方、「嫌だった」「どちらかと言えば嫌だった」はともに5件で、合わせて8%であった。すべて、支援が終結している事例であった。
- 性被害が明らかになることは子どもにとって大きなストレスだが、虐待への介入後は、事実が明らかになったことを肯定的に捉える子どもが半数近くいた。

性的虐待・性被害が明らかになったことを否定的に捉える子どももいた

- ケース終結時に、虐待が明らかになったことを否定的に捉える子どもは、一定数いることが示唆された。
- 性的虐待が周囲に明らかになることは、子どもを取り巻く環境に少なからず変化をもたらす。虐待から解放され、性的虐待順応症候群（18 ページ参照）が解かれる過程にある子どもは、こうした家族の変化を自分のせいだと捉え、「自分が悪かったのではないか」と思いこむ子どももいる。様々なストレスに子どもが晒され、虐待が明らかになったことが「嫌だった」と感じ、支援に対しても拒否を示す段階にある子どももいると思われる。
- 周囲の支援者や家族は、子どもに対して「あなたが悪いのではない」というメッセージを、明確に、繰り返し伝える必要があると思われる。

(3) 非虐待保護者は、性被害を知ったことをどう感じているか

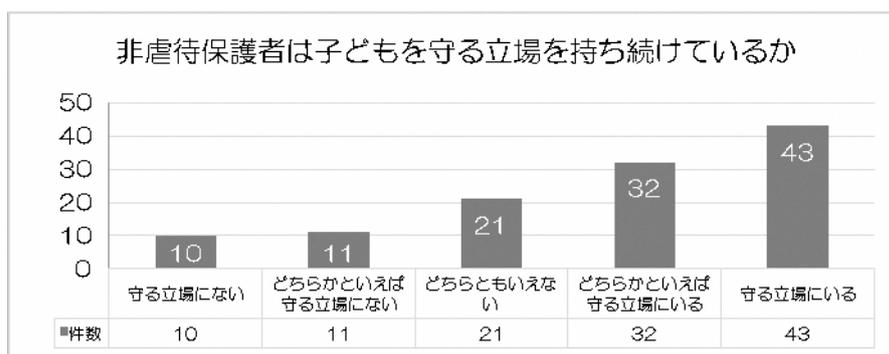


- 非虐待保護者がどう感じているか、「不明」が21件（18%）であった。
- 「知って良かった」は28件（24%）で、「どちらかといえば良かった」は25件（21%）であった。
- 担当者から見て、性被害を知ったことを肯定的に捉える非虐待保護者が45%であった。
- 一方、「嫌だった」は11件（9%）、「どちらかといえば嫌だった」は5件（4%）であった。

性的虐待を知ったことに拒否的になる非虐待保護者

- 性被害を知ったことに拒否的な態度を示す非虐待保護者は1割強いた。
- 「嫌だった」11件のうち3件はDVが認められ、7件は非虐待保護者が虐待者に依存的に見える事例であった（35ページ参照）。
- 「嫌だった」11件のうち5件は、児童相談所が非虐待保護者に性的虐待の事実確認をした際に性的虐待の事実を「信じない」事例で、11件のうち2件は、性的虐待の事実を「すでに知っていた」事例であった（34ページ参照）。
- 非虐待保護者の中には、虐待者との依存的な関係の中で、性的虐待の事実拒否的な親もいた。こうした事例では、子どもは非虐待保護者からも事実を否定され、二重に傷つく可能性もある。
- 上記のような状態に子どもがおかれた際、支援者は子どもに対して「あなたのせいではない」「あなたが悪いのではない」と守る姿勢を、明確に、繰り返し、言葉と行動で伝え続ける配慮が必要と思われる。

(4) 非虐待保護者は、子どもを守る立場を持ち続けられているか



- ・ 「守る立場にいる」「どちらかといえば守る立場にいる」は 117 件中 75 件であった。
- ・ 担当者から見て非虐待保護者が概ね子どもを守る立場を取り続けていた事例は本調査で 64%であった。
- ・ 一方、「守る立場にない」「どちらかといえば守る立場にない」は合わせて 21 件（18%）であった。

非虐待保護者が子どもを守る立場に立てないこともある

- ・ 担当者から見て、非虐待保護者が子どもを守る立場を取っていない事例は、本調査で 18%であった。守る立場に立てない非虐待保護者が 2 割弱いた。
- ・ 非虐待保護者が子どもを守る立場に立てることが、子どもの心理に大きな影響を与える。本調査では、「非虐待保護者が子どもを守ることの意味」について考えるため、別ページにてさら検証を加える。

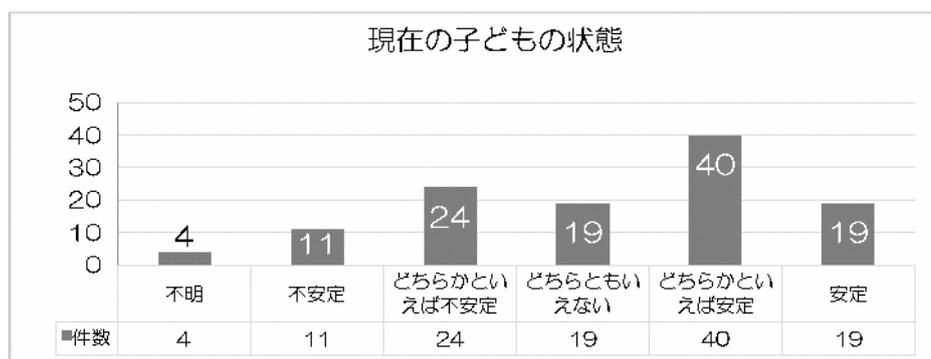
<関連ページ> 親が子どもを守ることの意味の考察 57 ページ

(5) 非虐待保護者は、児童相談所の介入を納得していたか



- ・ 児童相談所の介入を「納得している」は 39 件（33%）、「どちらかといえば納得している」は 32 件（27%）であった。
- ・ 担当者から見て、非虐待保護者が児童相談所の介入を納得している事例は 60%であった。
- ・ 一方、「納得していない」は 7 件（6%）、「どちらかといえば納得していない」は 5 件（4%）であった。
- ・ 担当者から見て、非虐待保護者が介入を納得しない事例は、約 1 割であった。

(6) 担当児童福祉司が知りうる直近の、子どもの心身の状態はどうか



- 担当児童福祉司が知りうる直近の子どもの状態について、「安定」「どちらかといえば安定」は 59 件（50%）であった。
- 担当児童福祉司から見て子どもの直近の状態が安定しているのは、概ね半数であった。
- ただし、これらの安定は、児童相談所が関与している期間での状態であり、より長期の予後調査は必要である。
- 一方、「不安定」「どちらかといえば不安定」（以下、「不安定群」）は 35 件（30%）であった。
- 「不安定群」35 件のうち、32 件（91%）は虐待者と分離している事例であった。また、27 件（77%）は、終結時あるいは直近になんらかの症状が認められた（28 ページ参照）。
- 性的虐待順応症候群にあった子どもは、虐待環境で表面的に適応し、一見、問題を示さないこともあるといわれている（18 ページ、「性的虐待順応症候群」参照）。虐待者から分離され、虐待から解放され安全な環境に置かれることで、抑圧されていた感情が症状や問題行動として顕れることがある。本調査で見られる「不安定群」は、虐待者から分離されたことで、精神症状が顕在化した子どもも含まれると考えられた。

安全が確保され支援を終結する際、留意すべきは子どもの予後

- 虐待者と分離後、子どもが精神症状を示した時、相談機関や医療機関等、何らかの支援に繋がっていることが望ましい。
- 「不安定群」35 件のうち 27 件は児童相談所の関わりは終結していた。
- 「不安定群」の終結の理由として最も多かったのは、「虐待者とすでに分離したため」が 15 件、「相談者（あるいは子ども）の相談ニーズが消失したため」が 10 件であった。
- 「虐待者と分離」し安全が確保された後、子どもに精神的あるいは行動面での支援が必要となる可能性を踏まえ、家族や子どもが相談できる機関とつながる配慮を行う必要がある。
- 一方、虐待者と分離した後の非虐待保護者や相談者は、「忘れない」「新しい生活を始めたい」という思いから、児童相談所やその他の支援機関の関わりを断つ事例も少なくはなく、支援機関が繋がりに続ける難しさも背景にあることが推察される。

Ⅲ データの考察

- 1 発見に関する考察 (1) 性的虐待の潜在性
(2) 未就学期の発見
(3) 学齢期以上の発見
- 2 重篤事例の分析
- 3 きょうだい間性被害
- 4 親が子どもを守ることの意味
- 5 被害事実確認面接の普及と今後
- 6 児童相談所が「事実なし」とした事例の考察

ここでは調査結果を踏まえ、性的虐待の実態と支援について、より詳細なトピックスに焦点を当て、以下の6つの視点について検証と考察を加える。

第一に「発見」について。性的虐待は他の虐待種別と比べ発見が難しいと言われる。ここでは「性的虐待の潜在性」「未就学期の発見」「学齢期の発見」と項目を分けそれぞれ考察を加える。

第二に「重篤事例」について。ここでの重篤事例は「性器性交」「口腔性交」の被害が見られた事例を指す。重篤事例の特徴と、他の虐待に比べた違いをまとめる。

第三に「きょうだい間性被害」について。きょうだい間性被害の特徴や傾向をまとめるデータは国内ではまだ少ない。その統計的特徴等をまとめる。

第四に「親が子どもを守ることの意味」について。非虐待保護者が虐待者から子どもを守ることは、子どもにとって大きな意味があると考えられる。データを分析し意味について考察する。

第五に「被害事実確認面接の普及と今後」について。現在、性的虐待などの虐待の被害内容を聞き取る方法として全国の児相で広がりを見せる「被害事実確認面接」の、神奈川県児相における普及と今後の在り方についてまとめる。

第六に、児相が性的虐待・性被害として受理した事例の中で「事実なし」とした事例の特徴についてまとめる。

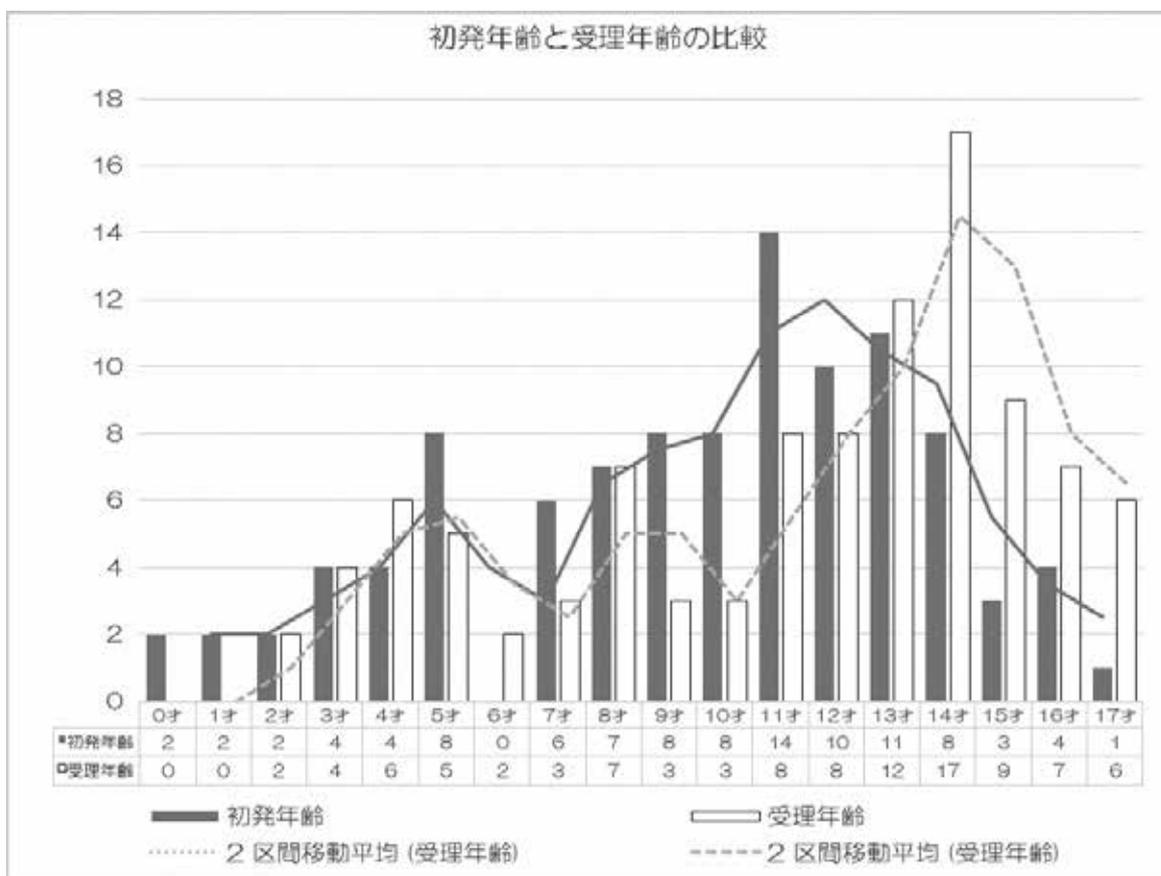
各項目は性的虐待・性被害を考える上で重要な論点である。それぞれが独立した構成となっており、関心のある項目から読むことが可能である。

1 発見に関する考察

(1) 性的虐待の潜在性

性的虐待は、発生から発見まで、どれだけ時間を要するか。

本調査で行った虐待の初発年齢（虐待が始まった年齢）のグラフと、受理年齢のグラフを重ね、その差について比較する。



初発年齢と受理年齢のグラフの代表値

| | 初発年齢 | 受理年齢 |
|--------------|-------|--------|
| 年齢の平均（平均値） | 9.3 歳 | 13.0 歳 |
| 分布の中央（中央値） | 10 歳 | 13 歳 |
| 人数が多い年齢（最頻値） | 11 歳 | 14 歳 |

上図より、初発年齢と受理年齢のグラフの形は、類似していることがわかる。

両グラフは、未就学年齢まではほぼ重なり、学齢期に入ると数年ずれていく。

表は、初発年齢と受理年齢の代表値の比較である。初発年齢に比べて受理年齢は、概ね3～4年遅れてピークを迎えることが読み取れる。

社会が性的虐待を早期発見・早期介入するようになることで、初発年齢と受理年齢のグラフのピークは近づく。早期発見によりグラフのズレは埋められていく。

性的虐待の発見のピークが、虐待開始年齢のピークに対し3～4年も遅れていることは、性

的虐待の発見の難しさを裏づけるものとして、また、社会が性的虐待を早期発見する目をまだ十分持っていないことを示唆するものとして考えられる。

未就学年齢で2つのグラフがほぼ重なっていることは、この時期の性的虐待の発見は「偶然、家族が目撃した」「被害を受けた直後に、偶然、子どもが言葉にできた」等、「偶然」がきっかけで発見に至ることが多いからである。逆に言えば、その「偶然」がなければ発見が難しいのである。

それに対し、学齢期から徐々に受理年齢のグラフが遅れることは、被害を受けた子どもが「告白をためらう」「口止めされる」等の理由で告白が遅れることによると思われる。

以下の項目では、未就学期と学齢期以降の発見の過程を分け、より詳しく分析をする。

なお、2つのグラフを比較したのは本県の調査では今回が初めてである。性的虐待・性被害の潜在性の高さが、改めて視覚的に浮き彫りとなった。

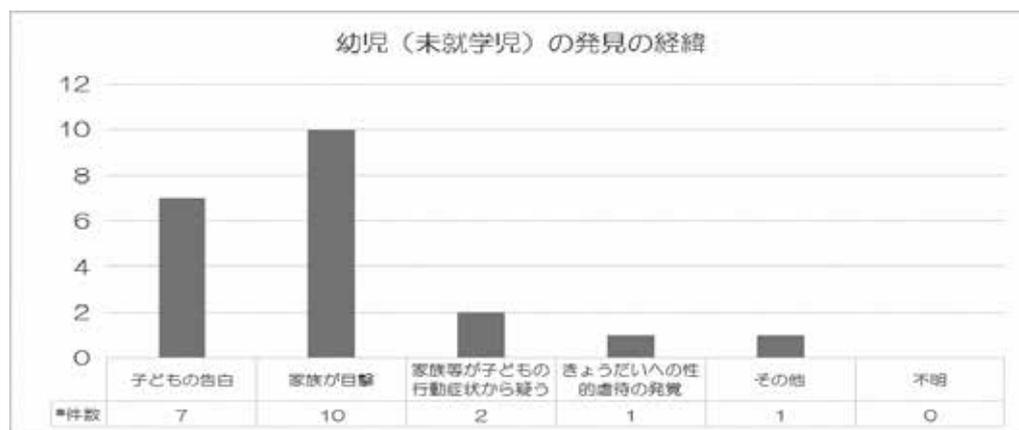
(2) 幼児（未就学児）の発見

未就学期に始まる性的虐待は決して少なくない。本調査で受理された幼児は全事例の16%（P. 6参照）で、虐待が6歳までに始まった事例は23%に及び（P. 11参照）。児童相談所が受理した性的虐待事例のおよそ4人に1人は、未就学期に虐待が始まっていることになる。

また、未就学期の虐待内容が軽微であるとは言えず、0歳から2歳の虐待内容にすでに、「性器をくわえさせる」等、重篤な被害が含まれる（P. 5参照）。

このような幼児への虐待は、どのように発見され通告に至ったか。次のグラフに、未就学期に受理された事例について、発見の経緯をまとめた。

以下のグラフは幼児34件のうち、アンケートにより発見の経緯が調査できた21件を対象にしている。



未就学期の発見は、「家族が目撃」は10件（48%）であった。未就学期の発見は学齢期以上に比べ、「目撃」による事例が多くを占める。

また、「子どもの告白」7件（33%）の告白内容や告白過程は、学齢期とは異なる。幼児が被害をどのような告白をしたか、「子どもの告白」（7件）について、具体的内容を「児相システム」の記録から確認できたものは次の通りである。

【幼児の告白の具体的内容】「おまた、ぺろぺろされた」
「おまた、くっついてた」
「そこ、いっぱい触られた」
「いやな感じで、大事なとこ、洗われた」

告白内容が確認できた 7 件全ての事例で、幼児の告白は 1～2 語と短い言葉で、語りの内容は豊かではなく断片的なものであった。

告白した相手は、6 件が実母、1 件が祖母であった。通告に繋がった 7 件はすべて、最初の告白を受けた家族が、子どもを疑うことなく言葉を受け止め通告に至った事例であった。

言葉の表現が拙い幼児は、被害をうまく言葉にできなかつたり、言葉を聞いた家族がまさか性的虐待を告白していると思えず見過ごしてしまい、通告に繋がらない潜在事例が多くある可能性が推測された。

未就学期については、「子どもの告白」に加えて、「行動や症状の徴候から周囲が疑う」ことで早期発見することが望まれる。本調査で、告白ではなく行動の徴候から通告に至った 2 事例について、ケース記録から確認された具体的な行動は以下の通りである。

【具体的な徴候】「虐待者とお風呂に入った後『パパ嫌い』と泣きながら逃げた」
「ある時期から、お風呂でお股を洗わせなくなった」

虐待者を過度に拒否するようになる、性器を触られることを極度に拒むようになる等の行動の変化が、心配された徴候であった。

ただし、子どもの行動から性的虐待の徴候として疑い通告に繋がった事例は非常に少なく、性的虐待を疑う子どもの行動上の徴候に係る情報を今後も抽出し蓄積することで、早期発見のための支援者のノウハウに活かす必要があるだろう。

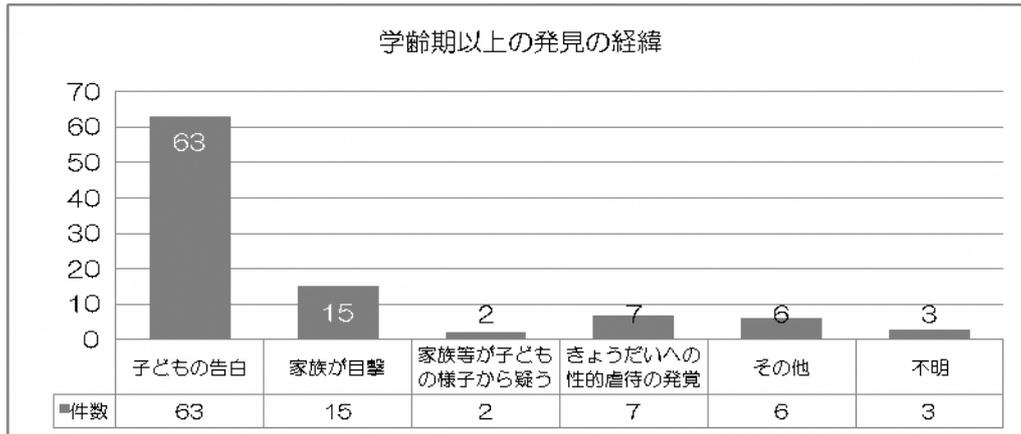
また、通告され虐待者と分離した後、年齢不相応の性的行動が見られた事例があった（「大人の足に股間を擦り付ける」「保育士の耳に指を入れて『感じる？』と言う」）。性的虐待を受けた幼児には、年齢相応でない性的な行動が見られる場合があり、心配される行動が見られた際は、叱責や行動抑制を加えるのではなく、被害を疑う視点を持つことが求められる。

（3）学齢期以上の発見

ア 発見の鍵は「子どもの告白」

性的虐待の発見が遅れる一つの要因として、性的虐待自体が傷や衰弱など目に見える変化が少なく、発見が被害を受けた「子どもの告白」に頼るものであることは、過去の調査でも指摘されてきた。

特に言葉で語る力が備わっていく小学生以上の子ども 96 件について、発見の経緯を以下のグラフに示した。



「子どもの告白」が発見の経緯を占める割合は 66%で、未就学期の発見経緯に比べ、多くの割合を占めた。児童相談所が受理する学齢期以上の子どもの性的虐待事例の 3 人に 2 人は「子どもの告白」が発見の鍵となっていた。

上記より、学齢期以上の性的虐待は、「子どもの告白」がなければ、発見することが困難であることがわかる。性被害を言葉で訴えることは成人でも難しく、子どもが様々な葛藤を抱えつつも自らの体験を言葉にした際は、強いヘルプサインと受け止めるべきであろう。

しかし、子どもがなんとか告白したにもかかわらず、通告に繋がらなかった経緯を持つ事例は、本調査の性的虐待事例の 32%に及び（P. 14）。

以下に、子どもが告白したにもかかわらず介入に繋がらなかった事例に触れ、そこから読み取れる課題についてまとめた。

イ 告白しても介入に繋がらなかった事例が語ること

子どもの告白が通告に繋がらなかった事例 37 件は、全て学齢期以上の子どもで、言葉で語る能力が無い年齢とは言えなかった。

この時の告白相手で最も多いのは母（21 件）で、次いで養護教諭（5 件）であった。子どもの告白を受ける側の課題を考えるため、子どもの告白が通告や相談に繋がらなかった事例について、その経緯を調査した。

（ア）告白を受けた家族が抱える課題

告白を受けた母 21 件について、子どもの受理年齢を確認したところ、中高生が 15 件（71%）、小学生が 6 件（29%）であった。7割以上が中高生で、言葉で訴える力はある年齢層と言えた。

虐待内容は、21 件のうち 8 件（39%）が「性器性交」「口腔性交」を伴う重篤事例であった。重篤事例 8 件について、「児相システム」の詳細な記録を確認した。

8 件のうち 2 件は、告白を受けた実母が、即座に警察に通報した事例であった。児童相談所に通告や相談を行っていなかったため児童相談所の介入は遅れたものの、後日警察を通じて児童通告となり、結果、警察と児相双方の介入が行われた。

残り 6 件について、告白が介入に繋がらなかった理由として抽出された記述は、「周囲に『知られたくない』と思っていた」「迷っている間に時間が経過した」等であった。

(イ) 告白を受けた支援機関職員が抱える課題

告白を受けたが介入に繋がらなかった養護教諭（5件）の内容は、

「母親に相談するよう子どもを促した」

「母親に告白内容を伝え、そのことを知った子どもは相談しなくなった」

「担任教諭に伝えた」

など、母親に相談内容を伝える動きをした事例が3件、校内で情報共有をするのみに留まった事例が2件であった。

養護教諭は、母親に働きかけることで母親の意志で専門機関に繋がることを期待していたと思われる。しかし、母親が養護教諭の期待通りに動ける場合は多くない。性的虐待は、秘密性が極めて高く、家族の中だけで取り扱われていく。虐待者がさらに子どもと母親に強く隠ぺいを働きかける可能性もある。子どもの告白に接する可能性がある教師等には、性的虐待の対応として、研修を受ける機会を設け、まずは通告をしたうえで、家族への介入・支援を勧めることを徹底したい。

通告のない支援者にならないことが大切である。

(ウ) 告白を受けたときは「躊躇なく、疑うことなく、すみやかに」

性的虐待を発見する上で「子どもの告白」が非常に重要であることは明らかで、介入するための数少ない、しかし決定的な機会は「子どもの告白」を受けた時と言える。

家庭内のいわば“密室”で発生し、傷痕が残りにくい性的虐待は、「告白」を受けた機会を逃してしまえば、その後介入する機会を失いかねない。

子どもが語りにくい体験をようやく告白できた時こそ、告白を受けた支援者や家族が、「躊躇なく、疑うことなく、すみやかに」通告を行う判断が求められる。「子どもの告白を受けたら、迷わず通告する」という考えを、改めて社会に啓発していく必要がある。

3人に1人の子どもが過去に性的虐待を訴えたにも関わらず介入に至らなかった背景にはいくつか理由が考えられる。1つは告白を受けた保護者や支援機関が、被害の開示として受け止めることができなかったことである。子どもの被害を訴える動機が「ためらいがちな開示」の段階であれば、子どもは大人の反応を見ながら小さなサインを出していく。この小さなサインに気づくことができなかった場合である。もう1つは、保護者が子どもの訴えを大事として捉えない、あるいは性的虐待の疑いを持っても何らかの判断があり意図的に告白を回避することである。

過去の被害を訴えた相手が学校である場合もあり、子どもに関わる機関が如何に小さなサインに気づくことができるかが課題であり、子ども虐待対応に係る継続的な研修が求められる。

コラム 子どもに「秘密にして」と言われたら

性的虐待を打ち明けられるとき、よくあるフレーズ「誰にも言わないで」。

「誰にも言わない」って約束で、ようやくつらい体験を話してもらったとき、打ち明けられた人はとても悩めます。「誰にも言わないで」って言われたけど、このままにしておけないし、約束を破ったらせっかく信頼して打ち明けてくれたのに、裏切ってしまう…。

もう10年以上前になりますが、警察からこんな相談がありました。「別の事案で補導した子が、養父からの性的虐待を訴え、家に帰りたくない、と言っている。しかし、そのことを家族には言ってほしくない、とも言っている。家族に話さず、家に帰さない方法がないだろうか」と。今だったら、きっと違う方法で対応しているだろう、と思いますが、当時は子どもの意向（家族に話さないで）を尊重するあまり、警察も児童相談所も悩んだ記憶があります。結果的には、本児の非行から家庭裁判所に送致され、少年鑑別所に入ることになりました。その後、審判で児童相談所長送致となり、そこで初めて、家族に本人が訴えている内容を伝え、性的虐待としての対応が始まりました。

今回の調査からも、約3分の1の子どもは過去にも誰かに被害を告白しながら、通告につながっていない、との結果が得られています。その相談相手は実母が多いのですが、それ以外の相手に相談した子どもも少数ながらいいます。

また、性的虐待の発見から通告までの期間を見ても、概ね1週間以内ですが、中には半年以上経ってからの通告も少なからずあり、その間は発見者もしくは告白された人が抱えてしまっていたと思われる。

それらの中には、きっと冒頭の「誰にも言わないで」と言われたことで、どうしていいかわからず、悩んで抱え込んでしまった人がいるのではないのでしょうか。

子どもを本当に救うために、勇気を持って児童相談所に相談してください。

そして、子どもにも言ってあげてください。「相談してくれてありがとう。勇気を出して言ってくれてありがとう。あなたを救いたい。でも私だけでは救えないから、あなたをここから救えるところに相談します。」と。



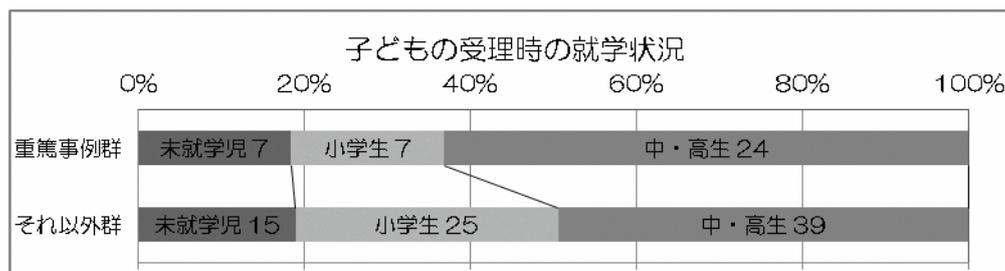
(神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 児童福祉司)

2 重篤事例の考察

平成 29 年に強制性交等罪が施行され、「性器性交」「口腔性交」「肛門性交」は侵襲性がより高い性犯罪として犯罪の要件となった。強制性交等罪施行を受け、本調査では上記の被害が確認された事例を「重篤事例」として抽出し、重篤事例 38 件（以下「重篤事例群」）の特徴と、重篤事例群以外の事例 79 件（以下、「それ以外群」）との比較をまとめた。

なお、本調査での「重篤事例」の内訳は、「性器性交」22 件、「口腔性交」19 件、合わせて延べ 41 件で、重複事例が 3 件のため事例数は 38 件である。

(1) 子どもの受理時の学齢

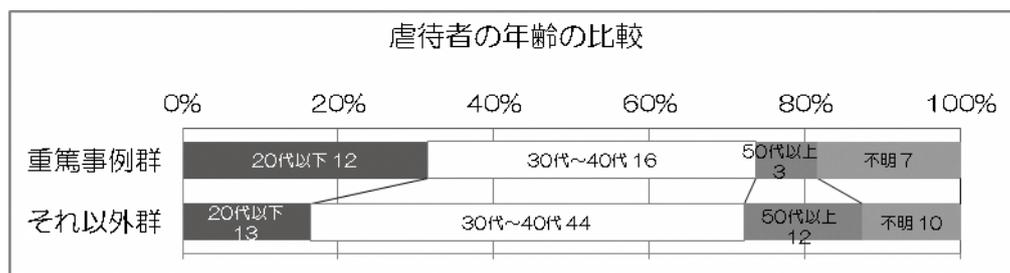


「重篤事例群」では、受理時に中・高生である子どもが 24 件（63%）で、「それ以外群」の中・高生の割合は 39 件（48%）であった。各学齢の占める割合について、両群に差があるか検討するために χ^2 検定を行ったが、どの学齢間でも有意差は認められなかった（未就学児： $p = 0.94$ 、小学生： $p = 0.13$ 、中高生： $p = 0.16 > 0.05$ ）

重篤事例と、重篤事例ではない事例について、各学齢の割合に大きな差が無いということは、重篤化しやすい学齢、あるいはしにくい学齢は無く、性的虐待は、どの年齢でも重篤化する可能性があると言える。

また、統計上の数は少ないものの、未就学期の「重篤事例群」が 7 件あることに注目すべきである。幼児でも重篤な被害を受ける事例があると言え、「まさかこの年齢でそこまでの被害はない」という先入観を支援者が持たないことが重要と思われた。

(2) 虐待者の年齢



虐待者の年齢層について、各年齢層の割合に差があるか、「それ以外群」と比較を行ったが、有意差は認められなかった ($p > 0.05$)。

重篤事例と、重篤事例ではない事例について、虐待者の年齢層に大きな差が無いということは、重篤化しやすい虐待者の年齢層、あるいはしにくい年齢層は無いと考える。

性的虐待は幅広い年齢層が虐待者となり得るが、重篤事例についても、どの年齢層でも重篤化はあり得ると言える。

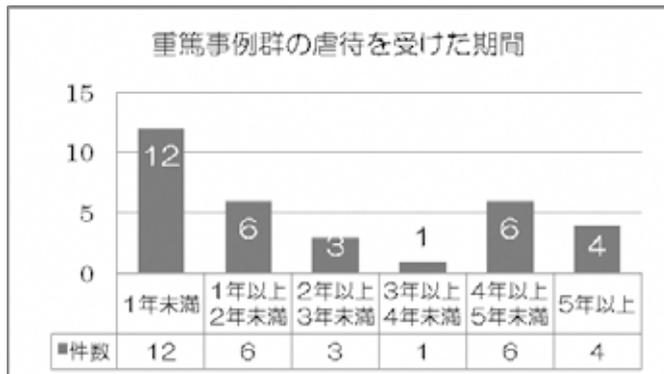
(3) 虐待を受けた期間

虐待を受けた期間が調査できた「重篤事例群」は32件であった。

そのうち虐待を受けた期間が「1年未満」の事例は12件(38%)であった。

「1年以上」も虐待に晒された事例は20件あり、そのうち半数以上にあたる11件は、3年以上、被害に晒されていた。

虐待期間が長い事例ほど、重篤化する事例が多いか、虐待を受けた期間を3つに分け、検討を加えた。



両群の各期間の件数の割合に差があるか χ^2 検定を行ったが、どの期間でも有意差は認められなかった(1年未満： $p=0.09$ 、1～3年： $p=0.07$ 、3年以上： $p=0.16 > 0.05$)

「重篤事例」と「それ以外」との、虐待を受けた期間の比較

| | 重篤事例群 | それ以外群 |
|----------|-------|-------|
| 1年未満 | 12件 | 33件 |
| 1年以上3年未満 | 9件 | 13件 |
| 3年以上 | 11件 | 24件 |
| 計 | 32件 | 70件 |

本調査では被害の重篤さと期間は関連しなかった。性的虐待は長期にわたる虐待者による子どもの手なずけ(グルーミング)のプロセスがある一方、事例によっては短い期間でも一気に重篤な被害を受ける事例もあると言えた。

子どもの年齢、虐待者の年齢、虐待期間の長さで、重篤さと関連する条件はなかった。

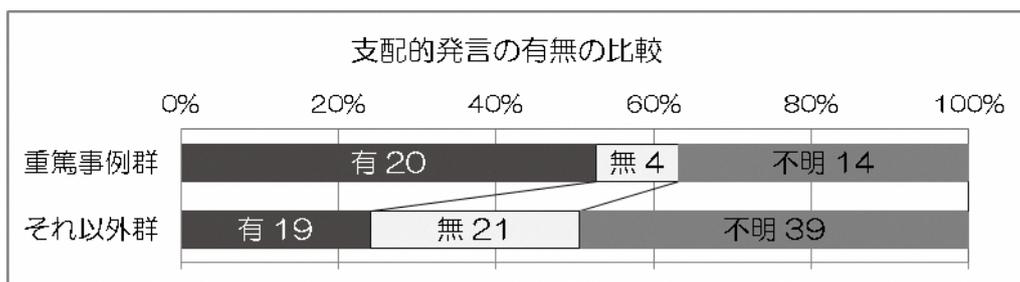
「子どもが幼児だから重篤化しない」「虐待者が高齢であるから重篤化しない」「期間が短いから重篤化しない」等とは言えない。

調査を行う際は、子どもや虐待者の年齢層や期間の短さで、被害内容が軽いだらうと予測せず、あらゆる可能性があると考え調査することが必要と思われる。

(4) 重篤事例では、子どもは虐待者から強いストレスをかけられる

虐待者から子どもに対して、支配的発言があったかについて、「重篤事例群」と「それ以外群」で比較を行った。

支配的発言とは、虐待者が子どもに行う、秘密を強要する発言や脅し等を示し、具体的には「秘密にしろ」「くわえろ」「金をやる」等の発言がある(P. 10 参照)。



「重篤事例群」38 件のうち、支配的発言があった事例は 20 件（53%）であった。

両群での「支配的発言有」の発生率に差があるかを、 χ^2 検定を用いて検定した結果、有意差が認められ、（ $p = 0.00 < 0.01$ ）「重篤事例群」の方が、支配的発言に晒されていると言えた。

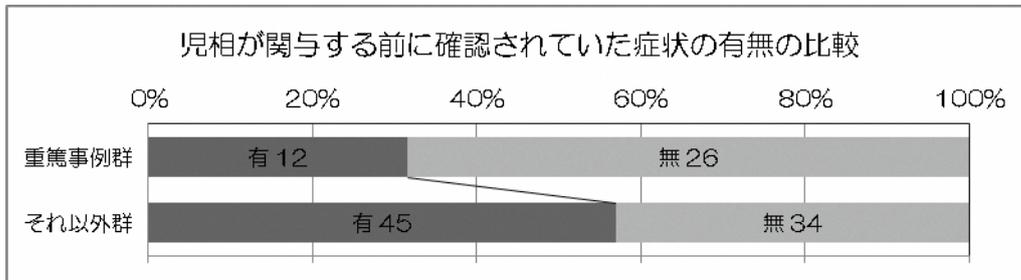
重篤事例では、子どもが虐待者から脅しや教唆等の発言を受ける割合が高く、性的行為に加えて、虐待者からの言葉や態度からも、子どもは深刻なストレスを受けると言える。

このように心身ともに辛い状態にある子どもをなるべく早く見つけるために、症状や行動等の目に見えるサインがあるかを検証した。

（5）重篤事例ほど、子どもの心の傷が表面化しにくい

児童相談所が介入する前に周囲が気づいた子どもの症状の有無について、「重篤事例群」と「それ以外群」との比較を行った。

ここでいう症状とは、情緒的な不安定さ等に加え、性非行や触法行為等の問題行動、不登校、登校渋り等の心配な状態も含めている（P. 28 参照）。



「重篤事例群」38 件のうち、「症状有」の件数は 12 件（32%）であった。「それ以外群」79 件のうち、「症状有」の件数は 45 件（57%）であった。両群の発生率に差があるか、 χ^2 検定を用いて検定した結果、有意差が認められた（ $p = 0.01 < 0.05$ ）。

「重篤事例群」の方が、児童相談所が介入する以前に、周囲が気付く何らかの症状や徴候が無い子どもが多かった。

重篤事例は、重篤な性被害に加え、辛辣な言葉や態度に晒される等、子どもは著しいストレスを抱える。にも関わらず、問題行動や精神症状が顕在化しにくく、心の傷が周囲に見えにくいと言える。

繰り返し続くトラウマ的なライフイベントである虐待は、思春期以降の子どもの心身の発達に、複数かつ重大な領域に悪影響が出る「複雑性トラウマ（複雑性 PTSD）」を生むと言われている。児童期では、日常生活を切り抜けることに精一杯のため症状が潜在化し、思春期以降の成人に達してから、自分が何をされたか理解が進むことで再び傷が深まり、自分に自信が持てない、死にたくなる、恥ずかしい、絶望等の感情の混乱や、自傷行為や解離症状に苦しむ、安定した恋愛関係や対人関係が築けない等の様々な症状が顕在化するとされている。

「現在の症状が無い＝問題が無い」ではなく、むしろ非常に心配な状況、心身の厳寒状態にあると、子どもの心を読み取るべきだろう。



3 きょうだい間性被害のケースの特徴

きょうだい間性被害は、保護者から受ける性的虐待と同様に、重大な家庭内での性被害である。本調査では、きょうだい間性被害が本調査の全事例のうち 13%を占める（P. 7参照）。この割合は全国調査とほぼ同じで、平成 25 年 7 月発刊の全国児童相談所長会による「全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例（平成 23 年度）」では、加害者がきょうだいである事例は 1478 件のうち 176 件（12%）であった。きょうだい間性被害の通告は決して少なくない。

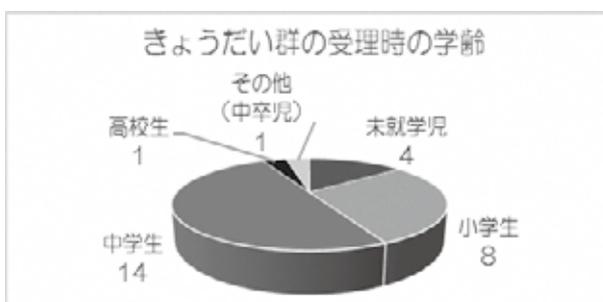
きょうだい間性被害の実態が報告された例は国内では少なく、研究報告の多くは個別事例に留まる。そこで本調査で確認されたきょうだい間性被害 28 件について以下にまとめる。

なお、28 件の内訳は、「兄から妹へ」が 26 件、「兄から弟へ」が 1 件、「弟から姉へ」が 1 件で、本調査で扱う「きょうだい間性被害」は、ほとんどが「兄から妹へ」の被害である。

(1) きょうだい間性被害（以下、「きょうだい群」）の受理時の学齢

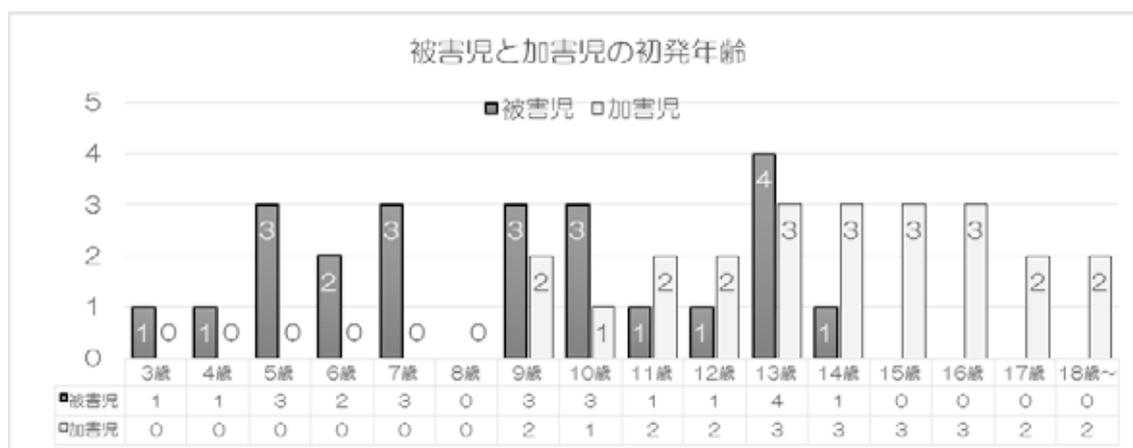
受理時の就学状況は、中学生が 14 件（50%）を占め、被害を受けた子どもが小学生から中学生にかけて受理される事例が 8 割弱であった。これは性的虐待全事例と同じ傾向である（P. 6参照）。

高校生の受理は 1 件のみであった。これは本調査の加害児がほとんど「兄」のため、妹弟が高校生になれば、兄は家を出ていることが多く過去の被害として通告に至らなかったことも一因と思われる。



(2) きょうだい間性被害が始まった年齢（初発年齢）

初発年齢が調査された 23 件について、被害児と加害児の初発年齢を以下に示した。



被害を受けた子どもの最も低い年齢は 3 歳で、6 歳までに性被害を受け始めた子どもは 7 人（30%）であった。幼児の頃から被害を受ける子どもの割合は少なくなかった。

加害を行った子どもの最も低い年齢は 9 歳で、小学校高学年以降から増加していた。第二次性徴期に性加害が始まる子どもが多かった。

(3) きょうだいの年齢差

被害を受けた子どもと加害を行った子どもの年齢差は、以下の通りであった。

きょうだい間性被害におけるきょうだいの年齢差

| | 1歳差 | 2歳差 | 3歳差 | 4歳差 | 5歳差 | 6歳差 | 7歳差 | 8歳差 | 9歳差 | 10歳差 | 11歳差 | 12歳差 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 件数 | 1件 | 4件 | 3件 | 4件 | 4件 | 2件 | 3件 | 0件 | 1件 | 0件 | 4件 | 2件 |
| 割合 | 4% | 14% | 11% | 14% | 14% | 7% | 11% | 0% | 4% | 0% | 14% | 7% |

きょうだいの年齢差は1歳（年子）から12歳差まで確認された。

きょうだい間性被害は幅広い年齢差のきょうだい構成で起きていることが読み取れる。

(4) 加害を加えた子どもの発達課題

加害を加えた子どもについて、児童相談所の発達検査や主治医への調査等で発達状況が確認できたのは、28件のうち14件であった。

14件のうち、知的障害あるいは発達障害の診断が確認されたのは11件であった。

14件中11件と非常に高い割合で、加害児の中に発達課題を持つ子どもが確認されたが、事例数の少ない本データから、障害があることが加害のリスク要因とまでは言うことはできない。

しかし、障害がある子どもが様々な性の課題を抱える事例は、児童相談所が受理する相談事例にも少なくない。障害がある男児が第二次性徴期を迎え、年齢相応の性的関心を持って、障害特性から周囲に相談ができない、同性集団と情報交換が難しい、障害がある子どもが理解できる性教育の機会が乏しい等の問題から、性的関心や性衝動をどう処理するか、子どもだけで試行錯誤し、不適切なやり方で処理しようとする事例も個別相談の中にはある。

こうした障害特性を持つ加害児に、適切な性教育を提供することは、性被害の再発抑止につながると考えられる。

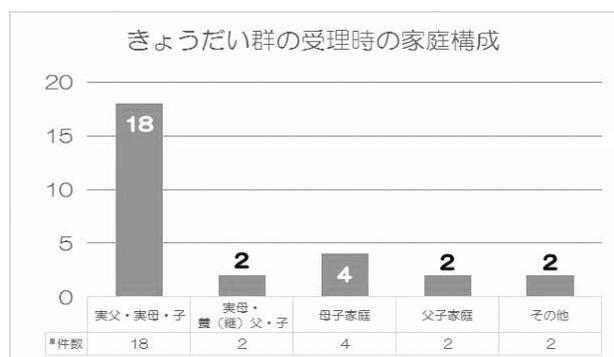
加害児の発達課題の有無

| | 件数 | 割合 |
|------|-----|------|
| 不明 | 14件 | 50% |
| 健常 | 3件 | 11% |
| 知的障害 | 6件 | 21% |
| 発達障害 | 5件 | 18% |
| 計 | 28件 | 100% |

(5) きょうだい群の家族構成

家族構成は、実父母家庭が18件（64%）と最も多く、本調査での性的虐待全事例の統計に比べても割合が高かった（全事例は37%）。

家庭内に実父母がいることが、きょうだい間性被害を必ずしも抑制していないことが示唆された。

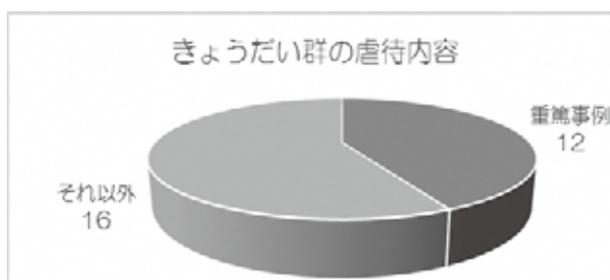


(6) きょうだい群の性被害の内容

「きょうだい群」28 件のうち、虐待内容が重篤事例と言える「性器性交」「口腔性交」は 12 件であった。

「きょうだい群」の 2.3 人に 1 人が、重篤な被害を受けていた。

きょうだい間性被害は、性交渉等の重篤化する事例が、少なくないと言えた。

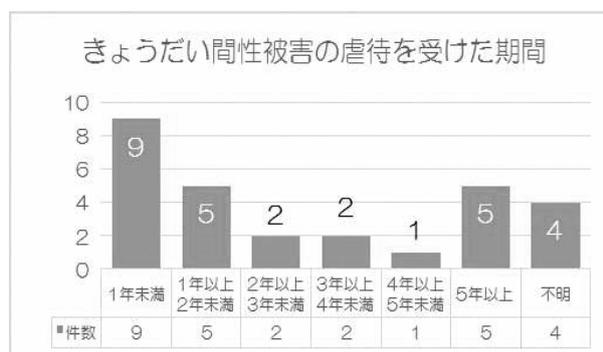


(7) 介入までの期間

初発年齢と受理年齢の差を虐待期間として算出しグラフ化した。

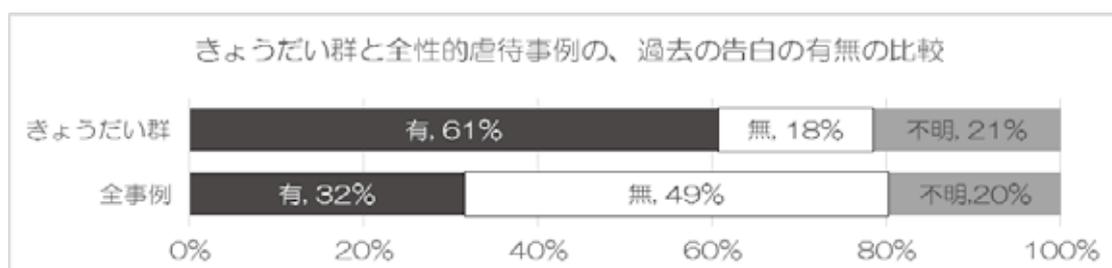
虐待期間は、1 年以上が 15 件 (54%) で、きょうだいから長期にわたり被害を受ける子どもが半数、見られた。

きょうだい間性被害にもっと早く介入する機会があったか、きょうだい間性被害の「過去の子どもの告白の有無」を次項にまとめた。



(8) きょうだい間性被害に気づいた家族の葛藤

子どもが被害を告白したが介入に繋がらなかった経緯があったかについて、「過去の告白の有無」を、14 ページの全事例と比較した。



「きょうだい群」では、「有」が 17 件 (61%) であった。「全事例」に比べて「有」の割合に差があるか χ^2 検定を用いて検定した結果、有意差が認められた ($p = 0.00 < 0.01$)。「きょうだい群」では「繋がらない過去の告白有り」の割合が、性的虐待全体の傾向よりも多いことがわかった。

きょうだい間性被害は、子どもが過去に告白したにもかかわらず、相談や通告に繋がらない事例が多い。過去の告白相手は、概ね実母や女性の親族であった。

きょうだい間性被害を発見した保護者の衝撃は大きい。被害を受けた妹弟を守らねばならないと思う一方で、加害をした兄の立場もわが子として守らなければという思いや、子ども同士の遊びの延長と息を吐きたいという気持ちから、保護者が兄を諫めて事を終わらせ、家庭内で秘密を抱え込み、外部の機関に相談や通告にはなかなか至れないことが推察された。

しかし、前項で指摘した通り、被害が 1 年以上継続する事例は半数を超えている。親が相談や通告をためらう間に、再度被害に遭うなど、重篤化する事例が多い。

きょうだい間性被害は、親の见えない場所で“秘密に”行われる。親が外部に漏れることを懸念し家庭内で対処することが、結果として親が“秘密”を維持することになり、再度被害にあってしまった事例が非常に多い。

親が“秘密”に加担せず、勇気をもって周囲に相談することで、信頼できる親戚や支援者が、被害児童を守るための協力を始めることができる。きょうだい間性被害については、家族間の“秘密”にしないことが非常に重要な鍵となると思われた。



4 親が子どもを守ることの意味

性的虐待が発覚した際、虐待を行っていない側の親（「非虐待保護者」。虐待者が父親であれば母親）は大きな衝撃や混乱に陥る（P. 35 参照）。

様々なアンビバレントな感情の中で、虐待者から子どもを守るために行動をとることは容易ではない。子どもを守るために虐待者と話す、親戚と話し合う、虐待者と分離を考えることは、困難と苦渋の連続で、母親自身が精神症状を抱えることは、しばしば相談場面で見受けられる。

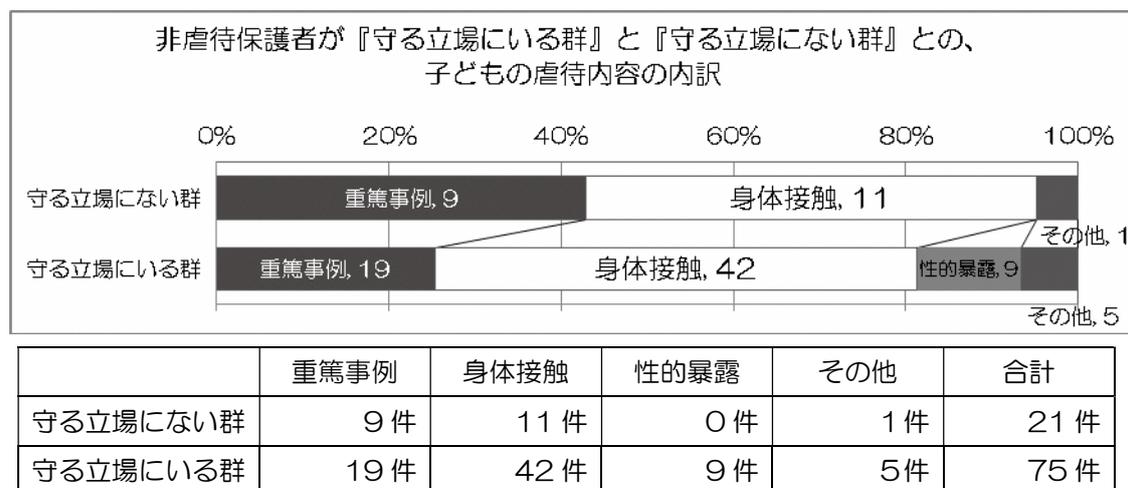
また、子どもを守る立場を取れない親もいる。本調査では、約 20%の事例で「非虐待保護者」が子どもを守る立場に立っていないと担当児童福祉司は感じていた（P. 41 参照）。

「非虐待保護者」が子どもを守る立場を取ることに、どのような意味があるか。本調査データに分析を加え、考察を行った。

方法は、担当児童福祉司の意識調査「非虐待保護者は子どもを守る立場を取り続けているか」（5 件法）で、「守る立場にいる」「どちらかといえば守る立場にいる」が選択された 75 件を「守る立場にいる群」とし、「守る立場にない」「どちらかといえば守る立場にない」が選択された 21 件を「守る立場にない群」とし、両群の比較を行った。

（1）虐待内容の内訳

子どもが受けた虐待内容について、「重篤事例（性器性交、口腔性交）」「身体接触」「性的暴露（性行為を見せる、性的なビデオや本を見せる）」の3つの内訳を以下にまとめた。



両群で虐待内容の割合に差は見られなかった（全て $p > 0.05$ ）。

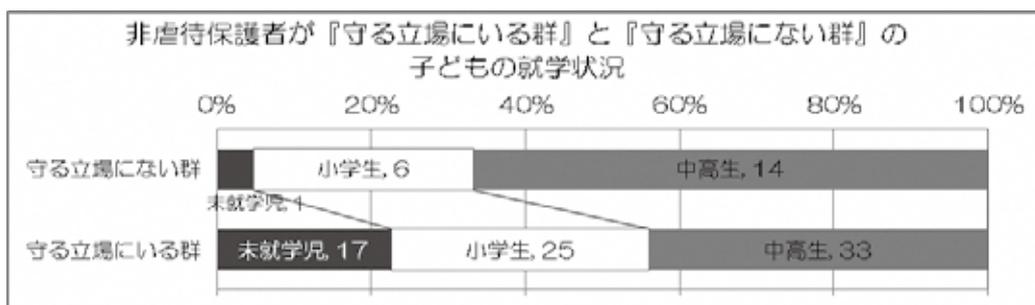
子どもの虐待内容によって、親が子どもを守る立場の割合は関連が認められず、軽微な虐待内容であっても、子どもを守ろうと行動する親もいれば、重篤な被害内容であっても、何らかの理由で、子どもを守る立場に立ってない親もいる。

(2) 子どもの学齢の内訳

子どもの就学年齢について両群を比較したところ、「守る立場にない群」では、未就学児が1件で割合が少なかった。小学生、中高生の占める割合の差に有意差は見られなかった（全て $p > 0.05$ ）。

幼児では、非虐待保護者は子どもを守る立場に立とうとすることが多い。一方、小学生以上では、守る立場に立つ親と立たない親の割合は変わらなかった。

小学生という年齢であっても、何らかの理由で子どもを守る立場に立つことが難しい親もいることが示唆された。



| | 未就学児 | 小学生 | 中高生（※） | 合計 |
|----------|------|-----|--------|-----|
| 守る立場にない群 | 1件 | 6件 | 14件 | 21件 |
| 守る立場にいる群 | 17件 | 25件 | 33件 | 75件 |

※ 中卒児を含む

(3) 終結時の子どもの症状の有無の比較

親が子どもを守る立場にいる事例では、子どもの精神症状や問題行動は落ち着いているのか。本調査で確認された、終結時（終結していないケースでは直近）の子どもの症状の有無（P. 27 参照）を、「守る立場にいる群」と「守る立場にない群」で比較をした。

非虐待保護者が子どもを守る立場に「ない群」と「ある群」とで、
終結時の子どもの症状の有無の比較

| | 終結時に子に 症状あり | 終結時に子に 症状なし | 合計 |
|------------|----------------|----------------|-----|
| 親が守る立場にない群 | 9件 | 12件 | 21件 |
| 親が守る立場にいる群 | 39件 | 36件 | 75件 |

両群の「症状あり」の割合を χ^2 検定で比較したところ有意差はみられなかった（ $p = 0.45 > 0.05$ ）。

児童相談所の関与が終結する時点では少なくとも、親が子どもを守る立場にいる事例で子どもの症状が少ないとは言えなかった。児童相談所が親子に関与できる期間は数か月から数年である。親が子どもを必死に守ろうとする行動と、子どもの症状の改善が、児童相談所が関わる短い期間で結び付くとは、本調査では言えなかった。

(4) 親が子どもを守る立場をとる意味の考察

性的虐待事案において、子どもの回復を支えるためには、非虐待保護者がいかに子どもを守る立場に立てるかが課題となる。しかし、子どもを守る立場に立ったからには、非虐待保護者の生活も大きく変わることになり、保護者の苦悩は大きい。被虐待保護者をいかに支えるかが、支援者としての課題となる。

さらに、非虐待保護者が子どもを守る立場に立ったとしても、子どもが心身において安定するかと言えば、本調査でも示されたように短期的には子どもの安定にはつながっていない。このことは、長期にわたる性的虐待が、子どもに性的虐待順応症候群（P. 18、「性的虐待順応症候群」参照）の状態を形作ることで、児童相談所の危機介入が順応を壊すきっかけになり、子どもにとっては（一時的には）不適応状態となってしまうこと、性的虐待を受けている最中は症状すら出すことも困難で、母子とようやく訪れた安心できる生活の中で症状が顕在化し、さらに増悪するということが起きると考えられる。

非虐待保護者（多くは母親）にすれば、多くの困難を乗り越えての生活の中で子どもの症状が増悪する事態は、努力が水泡に帰すような思いになってしまう体験である。支援者は、子どもに顕れる症状の意味を母親と共有し、もっとも大切な支援者である母親をエンパワメントしなければならない。

母子による回復のプロセスは、虐待環境から子どもが離れてからの課題にいかに取り組むかである。子どもによっては、症状も見せずに落ち着いた様子を見せる場合もある。いずれにしても、母子と支援者が、長いスパンの中でつながっていることであり、児童相談所の支援が終結したとしても次に続く、切れ目のない支援システムを作っていくことが必要である。



5 被害事実確認面接の普及と今後

(1) 被害事実確認面接の普及率

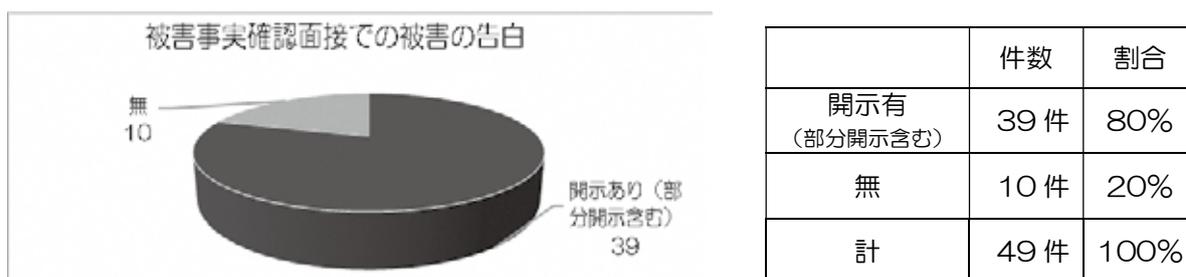
神奈川県では、平成 18 年度より司法面接のスキルを使った被害事実確認面接を導入した。当時は中央児童相談所の虐待対策支援班（現在の虐待対策支援課）が実施の中心となり、「調査面接」という通称で実施を拡大させた。

被害事実確認面接は、子どもから被害事実を聴取するための特別な面接プロトコルに則り行われ、子どもに誘導や教唆することなく、かつ子どもの面接回数の負担を最小限度に事実を聴取するものである。欧米では面接場面を児童相談所と司法機関等が一度に共有する多機関協同面接の形式により、早期介入のために重要な面接技法として普及している。

第 2 回調査（平成 18 年度）では 1%（1 件）の実施であった被害事実確認面接は、第 3 回調査（平成 20 年度）で 30%の実施率となり、本調査では 48%の実施率となっている。

性的虐待・性被害を含めた重篤事例で子どもから被害事実を聴きとる重要な手法として適用が広がっており、さらに今後は、3機関協同面接の形式が増えていく。被害事実確認面接の性的虐待に適用した際の開示率と今後の動きをまとめた。

(2) 被害事実確認面接の開示率



被害事実確認面接を実施した 49 件で、子どもがなんらかの性被害を開示した件数は 39 件（80%）だった。

(3) 年齢ごとの開示率

被害事実確認面接での学齢ごとの開示率

| | 未就学児 | | 小学生 | | 中・高生 | |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 開示有 (部分開示含む) | 1 件 | 33% | 12 件 | 63% | 26 件 | 96% |
| 無 | 2 件 | 66% | 7 件 | 37% | 1 件 | 4% |
| 計 | 3 件 | 100% | 19 件 | 100% | 27 件 | 100% |

未就学児については件数が 3 件しかないため、割合の考察は難しいが、学齢が上がるごとに開示率は上がっていた。

幼児の開示率の低さは、子どもの記憶、言語能力の他、面接の目的の共有、場の設定、ラポール形成、不安の対処など、さまざまな課題が複合的に顕れたものと思われる。さらなる面接

技法の研鑽が必要である。

一方、語る力が備わっている中高生では、本調査では 27 人中 26 人が何らかの被害を開示していた。

語る場を与えられれば、ほとんどの子どもたちは、自分なりの表現で自分の辛い体験を言葉で伝えようとするのが読み取れる。

子どもの語りに耳を傾けることの重要性が、改めてうかがえた。

(4) 3 機関協同面接

平成 27 年 10 月 28 日に厚生労働省、警察庁、最高検察庁から、3 機関で協力して子どもの負担を軽減するとともに、強要、教唆、暗示のない中での面接の実施を協力して進めるよう通知が出された。

前項で記述した通り、本県では平成 18 年度から被害事実確認面接を導入し、子どもに対して、強要、教唆、暗示のない中での語りを促す聴き取りを普及させる取り組みを継続しており、その流れの中で平成 27 年度の通知となった。

通知を受けて、本県では県警本部が中心となり、県内すべての児童相談所と検察庁との連絡会が年に数回行われるようになった。これまで児童相談所が関わることの少なかった検察とも児童のことに一つに話をしていく機会が増えた。

本県では、平成 28 年度から、3 機関（あるいは 2 機関）で被害事実確認面接を行う、3 機関協同面接を開始した。平成 28 年度と 29 年度の面接の実績は以下の通りである。

被害事実確認面接実績

| | 対象人数 | | 面接の体制 | | |
|---------------------|------|----|-------|-------|----------|
| | 人数 | 件数 | 児相のみ | 児相+警察 | 児相+警察+検察 |
| 平成 28 年度 | 24 | 35 | 14 | 9 | 12 |
| 平成 29 年度 (~1 月末) | 35 | 51 | 13 | 21 | 17 |

「児相+警察」の実際の面接者

| | 児相 | 警察 |
|---------------------|----|----|
| 平成 28 年度 | 3 | 6 |
| 平成 29 年度 (~1 月末) | 4 | 17 |

「児相+警察+検察」の実際の面接者

| | 児相 | 警察 | 検察 |
|---------------------|----|----|----|
| 平成 28 年度 | 0 | 8 | 4 |
| 平成 29 年度 (~1 月末) | 1 | 11 | 5 |

現在、重篤な事案（事件化の可能性のある事案）については、連絡を取り合い、事案と児童に係る情報の共有を行い、面接はどの機関が行えば良いかなど、事前検討を行い、実際の面接を実施している。現状で面接を行う機関については、定められたルールはないが、事前に日時の特定期間があり事件化が速やかに見込めるものについては、検察が行うことを判断することが多い印象を受ける。その内容の特定期間により、警察や児童相談所が実施するようになっている。

こうした取り組みの中で、実際に加害者が逮捕され、裁判までの子どもからの被害事実確認面接が1回で済んだものもある。

一方で、現状の中では捜査内容により複数回の面接が行われ、子どもの負担軽減に必ずしも直結しないこともある。考えられる理由としては、児童相談所が確認したい「子どもに何があったのか」という視点と、捜査機関が確認したい日時、時間の特定等との違いがあり、捜査機関主体の面接では、子どもの発言の不明確さの事実を固めるために、回数を増やしてしまうことなどがある。

現在、神奈川県所管域の3機関協同面接に係る事案については虐待対策支援課に配置されている現役の警察官が打ち合わせに入り、警察、検察に対し児童相談所の立場を説明し、各警察署に対しても助言をしている。そのため、協同面接の実績は増えており、各機関も子どもの負担軽減につなげようと協同面接を意識した中でそれぞれが協力しながら進めている。

こうした取り組みを繰り返す中で、子どもの負担軽減を意識し、警察が認知した事件についても協同面接という形で調査に参加することも増え、そこに、児童相談所が子どもの面接技術等において協力する場面もある。

性的虐待を考えた場合、特に、語りにくい内容であること、思い出したくない内容であることなどを踏まえると、極力、調査のための面接の回数は減らすべきであり、確かなプロトコルに則った形で子どもの負担の軽減を考慮した形で進めていかななくてはならない。

また、3機関協同面接で実施しているのは性被害の聞き取りだけではなく、他の虐待事案についても実施している。以下の通りである。

平成28年度及び、平成29年度（～1月末）に実施された、被害事実確認面接の虐待種別の内訳

| | 性被害 | その他（初見外・身体的虐待等） |
|--------------|-----|-----------------|
| 平成28年度 | 25 | 10 |
| 平成29年度（～1月末） | 43 | 8 |

3機関協同面接は捜査と福祉との狭間で行われる。子どもにとっては、その面接によっては人生を左右するような場面になるかも知れないことを、児童相談所職員は意識して各機関の調整に臨んでいくことが求められる。

また、子どもには丁寧に司法の流れについて説明していく必要から、弁護士にも協力してもらうことも考慮していく必要がある。裁判に移行していくかもしれないのであれば、なおのこと、少しでも子どもへの不安を受け止め、子どもが守られているという思いを大切にしていけることが重要である。

警察官として児童相談所に配属され、

3 機関協同面接にかかわった経験から

平成 27 年 10 月 28 日付の警察庁通達を受け、神奈川県警は児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化に努めている。

3 機関協同面接の目的は、子どもの心理的負担の軽減と供述の任意性、信用性の確保であり、双方に資する聴取技法を習得するための研修を行ったり、早期の情報共有について検討、協議するなどの取り組みをしているところであるが、神奈川県警の全警察官に浸透しているかといえはまだまだ発展途上ではある。しかし、警察本部の関係各課は各警察署を随時指導しており、児童相談所との連携について推し進めている。

反面、関係機関が3機関協同面接に賛同して積極的に推し進めているかという疑問が残る。

3 機関協同面接の成功は関係機関との連携、本件趣旨への意識改革が必要であるが、その双方が徹底されていないのが実情である。

以下に、警察官として児童相談所に配属され、3 機関協同面接に関わった経験から見えた、3 機関連携の課題をまとめた。

1. 検察官の担う役割の大きさ

3 機関協同面接を実施するにあたり、検察官の関わり方によって、その成否が大きく左右される。3 機関協同面接は、早期に実施することが好ましく、更に事前検討の段階から3者が同じテーブルにつき、共通認識をもって行うことが不可欠であるが、ときに、業務多忙の検察官の日程調整に苦慮することがあり、大幅に面接が遅くなることもある。

また、協同面接を積極的にリードする検察官がいる一方、検察官個々において、趣旨の理解に温度差が見受けられる。

繰り返しになるがこれまでの経験上、子どもの負担軽減、面接回数の最小化を考えれば、検察官の関わり方によって、3 機関協同面接の目的実現の成否が異なる。

2. 児童相談所と警察の連携

神奈川県警には1万7千人の職員がおり、それぞれ個々の考え方が違うことは否めないが、組織の考え方、取り組みは統一されており、その基本的考え方をもって関係機関の考え方に配慮して連携を図ろうとしている。

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護を国民から任されており、そのために犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕などにあたることを責務としている。

責務とは責任と義務を果たさなければならない努めであるが、その責務を果たすためには関係機関との連携、協力は不可欠であり、児童の特性と関係機関の特性を理解して柔軟に対応していかなければならないという考え方がある。検察官とは、考え方の方向性が同一のため連携は図られ易いが、児童相談所は児童の権利という基本理念、考え方は一緒であるもの

の、その基本理念に基づく取り組みにそれぞれの児童相談所間の差を感じることもある。

神奈川県内には5県市のそれぞれ独立した児童相談所が存在するが、基本理念に基づく取り組みが各児童相談所で異なり、神奈川県警との連携という面では5県市の児童相談所によって温度差があると思われる。

そのため、3機関協同面接についても、それぞれ取り組み方が異なり、まったく3機関連携に移行できていない児童相談所も存在する。

また、それぞれ独立した児童相談所の中でもそれぞれの地区の児童相談所によって、警察との連携方法が異なり、関係機関の特性を理解せず、柔軟に連携を図ろうとする機運がない児童相談所も存在する。

それは、神奈川県警でいう警察本部の指導機関のような機能が果たされていないことで、3機関連携をするよりも、個々の児童相談所の考え方を優先してしまっており、組織の統一の考え方が浸透していないことが背景にあると思われる。

3. 児童相談所が対応する虐待と犯罪

児童相談所は、児童は家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援する考え方がある。

児童の保護者を支援するため児童相談所は、良好な関係を維持することに努めており、家庭内における虐待を認知した際、警察と連携して取り組むと保護者との関係が悪化するという思いがあり、連携しようという意識が低いと思われる。

しかし、多くの児童虐待は犯罪であるという認識を持つべきであり、その意識改革が必要だと思われる。

児童虐待は犯罪であり、その犯罪を認知したにもかかわらず、警察と連携しないことは児童相談所が、犯罪を隠蔽していると取られることもあることを認識し、警察と連携しない場合にはそれなりの説明責任を負うことを認識することが必要である。

児童相談所は、警察と連携すると自分たちの支援が置き去りになるとも考えていることがあるが、それは、お互いの機関の特性を考慮していない全く柔軟性のない考え方であると言わざるを得ない。

厳しい言い方になるが、実際に自分たち組織の特性を相手に押し付けて、関係機関の要請を全く聞き入れない柔軟性のない組織が存在しているとも思える。

児童相談所は虐待が犯罪であることを認識し、公的機関としての社会的責務の中で、警察、検察との連携を考えなければならない。

4. 児童相談所職員の意識改革

児童相談所が3機関連携をためらう要因として、児童及び保護者の処罰希望の有無があげられることがある。

児童相談所によっては、児童の処罰希望を最優先の支援方針の根拠としているところがある。

そもそも、児童虐待は児童の保護者による犯罪である。そのため、児童が積極的に処罰を希望することは考えにくく、まして被疑者そのものが自らの処罰を希望することはあり得な

いことである。

性的虐待のように児童が被害を訴えたような場合は、重く受け取るべきである。

また、処罰希望の有無を確認する際、「裁判所で証言台に立たなくてはならない」とことさらに不安をあおって意思確認をする職員も存在する。そのような意思確認をして処罰を希望する児童はごくまれであることを認識してほしい。

また、処罰希望をしない理由として、「自分が悪いことをした。自分が我慢をすればよい」と申し立てる児童がいる。その言葉をそのまま受け取り、「処罰を望んでいない」と主張する職員がいるが、その職員は児童のその言葉の意味をもう少し理解してほしい。児童が我慢をしてその場をやり過ごしたとしても、その児童が受けた傷は消えることはなく、犯罪を犯しても何のお咎めもないという気持ちで一生を過ごすことになる。それこそ、児童福祉法の理念である「心身の健やかな成長」に反しているのではないだろうか。

犯罪を犯しても何のお咎めもないことは社会正義に反することであると示すことは、決してあなたが悪いのではないことを社会が教え、児童の規範意識の醸成にもつながる。

子どもの誤った考えを正すのは保護者の役割であるが、その保護者が誤った道を進んでいる以上児童相談所の職員が子どもの誤った考えを修正し、健全な道を歩ませてあげるべきである。

子どもに寄り添った支援と未だ虐待者のコントロール下にあって、家族を守ろうとする子どもの表面にある言動だけで動くことは全く違うことを認識すべきである。

今後は、児童が明確な処罰希望を示さない場合も含めて、「児童には何の責任もないこと」「犯罪行為は処罰されなくてはならないこと」等を諭してあげたうえでの支援が必要であると思われる。

3機関協同面接はまだ始まったばかりであり、その実施方法が定まっているわけではなく、実施するたびに問題点、課題点が浮き彫りになっている。

しかし、基本的なルールは定めているものの事案の内容、児童の特性など個々異なることからあえて型にはめずに積極的に実施することが好ましい。

いずれにしても、3機関連携に移行しなければ問題点すら見えてこない。

今、児童相談所は時代の変革期である。

児童虐待が社会問題となって通告件数が増大している昨今、古い体質の児童相談所のみでは対応できない時代である。

いろいろな意味で関係機関と連携し、古い殻を破って新しい時代に対応するべきである。

(神奈川県中央児童相談所 神奈川県警察本部 併任職員)

コラム 被害事実確認面接実施者（プロトコル研修修了者）の技術向上を目的とした研修の実施について

平成 18 年度より導入された、司法面接のスキルを使った被害事実確認面接については、面接スキルを持つ者（プロトコル研修修了者、以下「修了者」と言う）に対し、「フォローアップ研修」を行っている。神奈川県児童相談所に勤務している修了者を受講対象とし、実践事例について、外部講師にスーパーバイズしてもらうのと同時に、受講者同士でのピアスーパービジョンを行うのが主な研修内容である。

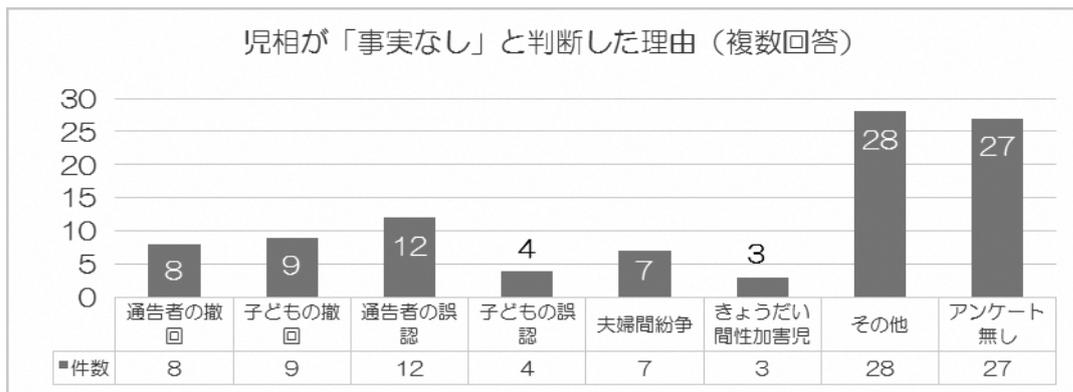
事例提供者（面接者）はもちろんのこと、他の受講者たちも、自分たちが実施した面接と重ね合わせてスーパーバイズを受けることができたり、悩んでいることについて質問ができたり、というように、スキルアップが図れる場となっている。

現状として、修了者となっても職種上の特性上、児童相談所以外の部署に異動となる場合もあれば、他部署からの異動で再び児童相談所へ配属となる場合もあるのだが、この研修は、現に面接を実践している修了者だけでなく、面接にブランクのある修了者に対しても、スキルを磨ける場となっており、修了者にとっては重要な研修の一つと言えよう。

（神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 研修事業担当）



6 児童相談所が「事実なし」とした事例の分析



(1) 「事実なし」とした事例の内容

上のグラフは、児童相談所が「事実なし」と判断した事例 87 件について、その理由を複数回答で尋ねた結果である。

「通告者または子どもの撤回」としたのは 17 件（19%）であった。具体的内容は、

- ・ 通告者が「子どもの話の内容が昔の話であった」と、通告の取り下げを希望した。
- ・ 通告者が後日、「自分の想像であった」と通告の取り下げを希望した。
- ・ 子どもに直接調査をしたが「小さい頃の記憶で、事実かわからなくなった」と話した。
- ・ 子どもが「小さい頃されたことで今は無い」と話した。
- ・ 子どもが「あれは夢だったかもしれない」と話した。

などの理由で撤回していた。

「撤回」された後は児童相談所から家庭訪問や周辺機関への調査を行い、虐待を疑う情報が得られず終結となっていた。通告や告白が撤回されると、子どもへの直接的な調査が難しくなり、周辺調査に留まる事例が多かった。

「通告者の誤認」「子どもの誤認」とした 16 件（19%）の具体的内容は、

- ・ 子どもが知らない間に学校で噂が広がり調査をしたが事実無根と思われた。
- ・ ネットの画像から通告され調査をしたが誤認と思われた。
- ・ 小学生が男性家族と一緒に風呂に入り、後にそれが「嫌だった」と話した

等であった。いずれも、事実確認のため直接調査を親子に行っていた。

「夫婦間紛争」とした 7 件（8%）の具体的内容は、「夫婦が離婚協議中に母が父からの性虐待を訴え、調査したが虐待を疑わせる情報が確認されなかった」等であった。

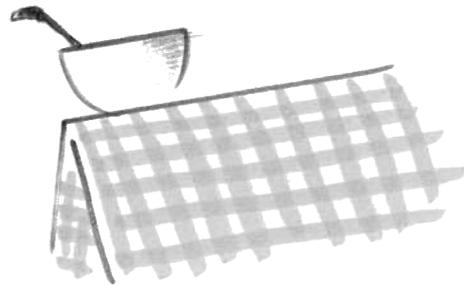
「きょうだい間性加害児」とした 3 件（3%）は、加害児の相談種別を「性的虐待」として登録した事例であった。きょうだい間性被害の加害児の相談種別は、主に「虐待（ネグレクト）」に登録されている。

「その他」とした 28 件（32%）の一例として以下のようなものが挙げられた。

- ・ 被害事実確認面接や関係機関調査をしたが事実は確認できなかった。
- ・ 調査の結果、父子が年齢相応の距離を保てていないことによると判断された。
- ・ 性被害にあった子どもの妹を併せて受理し、調査した結果、妹は被害を免れていた。
- ・ 調査の結果、家族以外の成人男性からの強姦被害であった。

(2) 「事実なし」から読み取れること

「事実なし」とされる事例の中に、「子どもの撤回」が9件あったことが特筆される。性的虐待順応症候群においては、子どもが被害の訴えを「撤回」することが一定の割合で生じる。そして、子どもが守られる環境が整ったときには、再肯定というプロセスが生じることも知られている。被害の撤回は、被害の潜在化である可能性を考慮すれば、関係機関が、撤回後のモニターを長期にわたって継続して行うことが必要である。



IV 性的虐待対応の中にある 支援者のジレンマ

ここではアンケートに記載された自由記述の回答を分析する。自由記述についてはアンケート177人の回答者のうち、99人からの回答があり、回答率は55.9%であった。設問は、「今回のケースに関わって、あなたが課題だと思うことは何ですか?」「このケースがうまくいったのは、どんな要素があったからだと思いますか?」「どんなことがあれば、よりよい支援に繋がったと思いますか?」「その他、あなたのご意見を教えてください」であり、これらの質問によって得られた回答は合計230件であった。

自由記述欄の回答については、性的虐待に実際に関与した職員の貴重な体験の中から得られた現状と課題が浮かび上がり、支援者としての思い、そしてジレンマなど多様な回答が得られた。多様な回答のそれぞれの関係性、つながりを俯瞰的に見ていくことで、性的虐待対応の全体像を見ることを可能にし、実践として近視眼的となりがちな視点を高所に変えることを期待する。

このことの実現のための方法論は、KJ法による「まとめ」が有効であり、ここではKJ法の手続きに従って考察を進めた。

なお、ここでは、図解化においても叙述化においても、加害者を父、被害者を母子としているが、あくまで論述の複雑さを避けるためであり、性的虐待はあらゆる関係性において発生するものであることは言うまでもない。

なお、次ページの図「性的虐待対応の中にある支援者のジレンマ」は、KJ法の手続きによるA型図解化である。この図解化に基づき、B型叙述化を進める。

参考文献

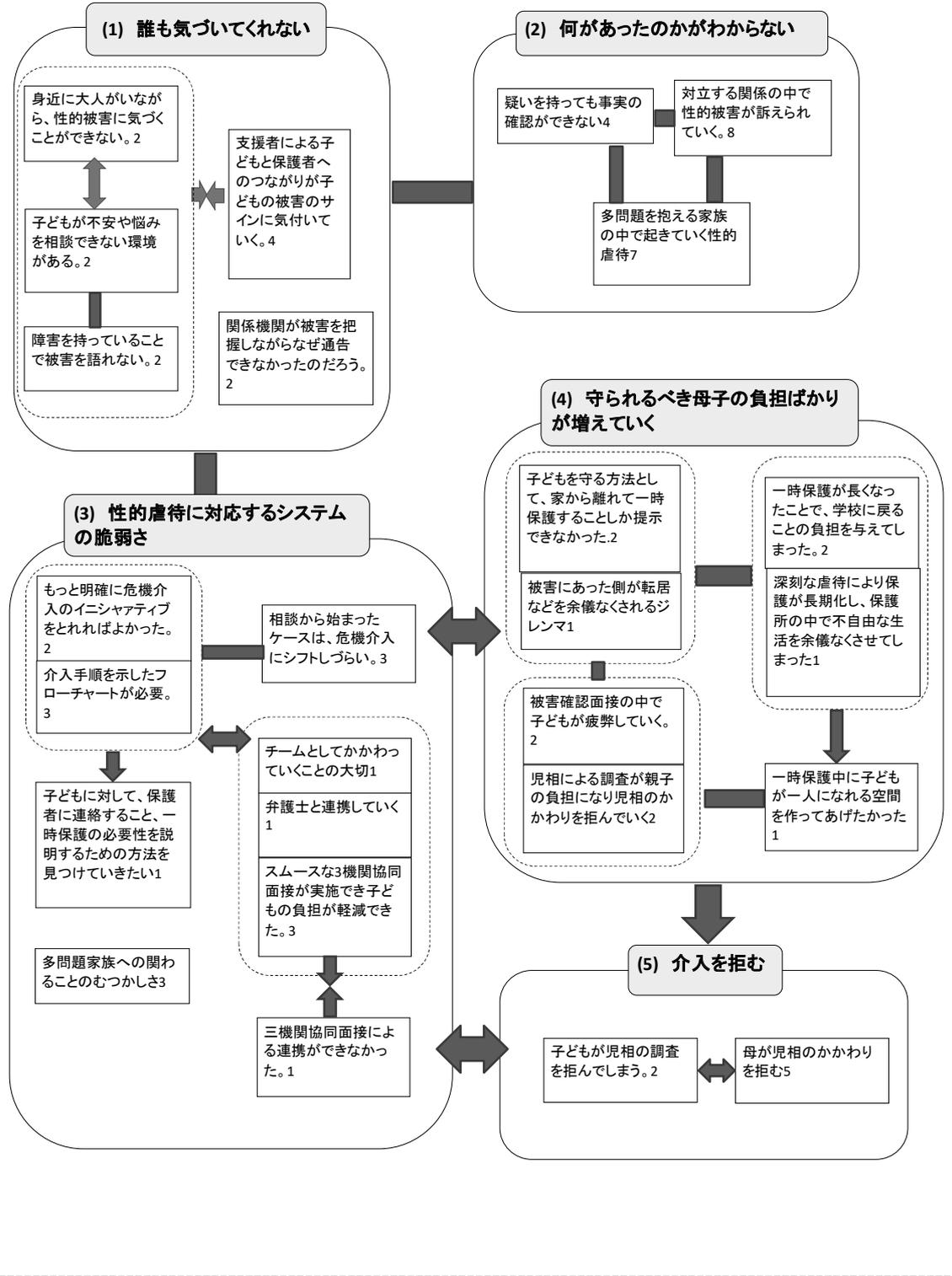
川喜田二郎(1967)『発想法』 中公新書

川喜田二郎(1970)『続発想法』 中公新書

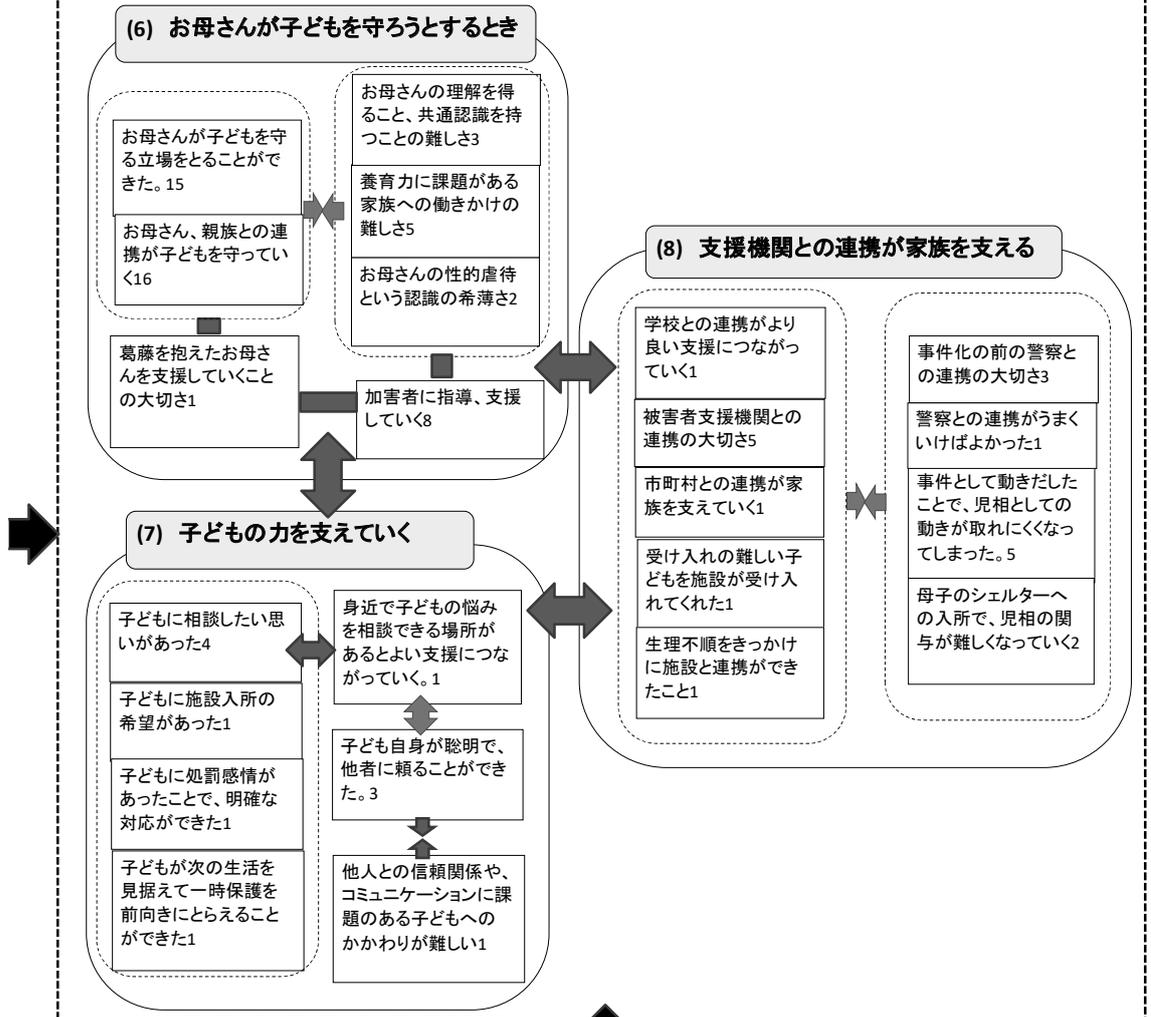
川喜田二郎(1986)『KJ法-混沌をして語らしめる』 中央公論社

性的虐待対応の中にある支援者のジレンマ

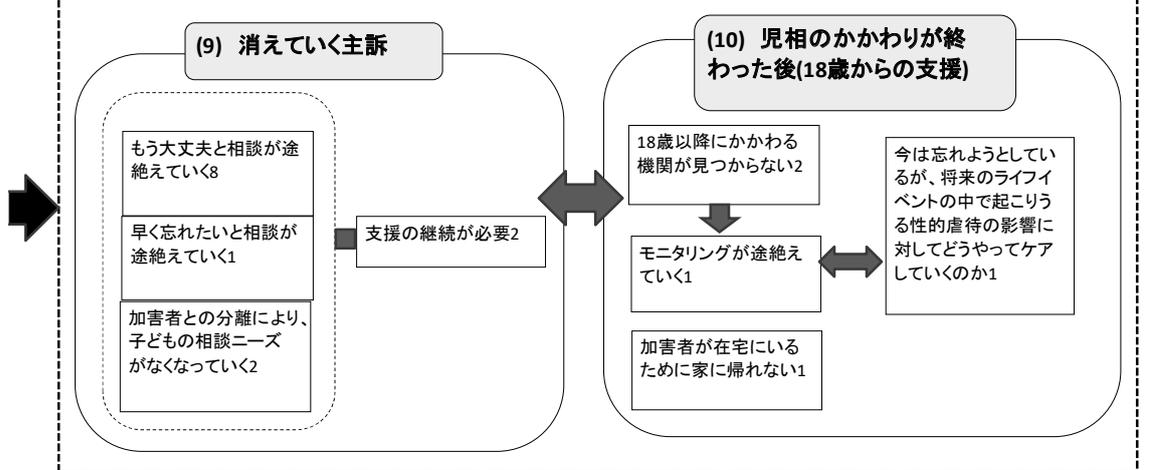
1. 介入へのとまどいと届かない支援



2.動き始める家族を支えていく



3.かかわりが途絶えていく



➡ 原因・結果 ↔ 互いに因果的 — 関係あり ⇔ 互いに反対

図「性的虐待対応の中にいる支援者のジレンマ」は、10個のシンボルマークで構成されている。つまり、「(1) 誰も気づいてくれない」「(2) 何があったのかがわからない」「(3) 性的虐待に対応するシステムの脆弱さ」「(4) 守られるべき母子の負担ばかりが増えていく」「(5) 介入を拒む」「(6) お母さんが子どもを守ろうとするとき」「(7) 子どもの力を支えていく」「(8) 支援機関との連携が家族を支える」「(9) かかわりが途絶えていく」「(10) 児童相談所のかかわりが終わった後(18歳からの支援)」である。

そして、これらのシンボルマークのつながりを検討するとき、性的虐待対応の中で支援者が体験する時系列のまとめりとして、『1.介入へのとまどいと届かない支援』『2.動き始める家族を支えていく』『3.かかわりが途絶えていく』の三つのステージに分類され、それぞれそれらのテーマにまとまるシンボルマークが配置された。

以下にそれぞれのシンボルマークとその下位分類としての表札の構成、つながりを説明する。なお、表札についてはアンケート回答者の言葉のニュアンスを「土のにおい」としてなるべく残したものと表記した。表札については〔 〕として示した。表札にある数字は、表札としてまとめられた下位カードの数を示している。

1. 介入へのとまどいと届かない支援

ここでは、潜在化する性的虐待の発見の難しさと、その中でも性的虐待が発見された場合のその対応に対する現行体制の不備、脆弱さが指摘され、そのことによって本来守られるはずである母子に大きな負担が覆いかぶさり、そして、公的機関の介入への拒否につながる事例の存在が示唆されている。

(1) 誰も気づいてくれない

性的虐待においては、〔身近に大人がいながら、性的被害に気づくことができない。〕ということが珍しくはない。性的虐待順応症候群に置かれた子どもは、加害者による時間をかけた巧妙な手なずけ(グルーミング)と、加害者と共犯関係を結ばされることから、容易に被害を開示できない。自分だけが我慢すれば、家庭は壊れなくて済むと考え、虐待環境に順応するしかなくなっていく。しかし、本調査でも示されたように性的虐待が発見されるのは子どもの告白からであることが多い、子どもにかかわるあらゆる機関、特に学校等においては「被害を受けているのはあなただけではない」とノーマライズし、子どもが少しでも被害を開示できる環境を作っていくことが必要である。しかし、現状の体制は〔子どもが不安や悩みを相談できない環境がある〕と考えられている。〔障害を持っていることで被害を語れない〕子どもへの配慮が必要であり、子どもの状況に応じて、子どもが話すことができる環境が作られていくことが必要である。

子どもが不安や、心配を話すためには〔支援者による子どもと保護者へのつながりが子どもの被害のサインに気付いていく〕ことが、必要であり、対話のできる関係を作っていくことと、その中に潜んでいる小さなサインを見つけていく専門家としての目が求められている。

一方で、〔関係機関が被害を把握しながらなぜ通告できなかったのだろう〕という指摘もある。関係機関が、子どもの被害を知りながらも、被害の存在に確信を持てなかったり、子ども自身の「絶対に秘密にしてほしい」という訴えに、子どもに関わった職員が、身動きが取れなくなってしまったりすることがある。

(2) 何があったのかがわからない

身動きが取れなくなった子どもに関わる機関の職員には「疑いを持っても事実の確認ができない」から、通告をためらってしまうことがある。また、性的虐待の通告が夫婦間紛争などの「対立する関係の中で性的被害が訴えられていく」ことによって、支援者の側にはこれらの訴えは、紛争当事者が自己の便宜を図るために行っているのではないかという疑念が生まれる。

また、「多問題を抱える家族の中で起きていく性的虐待」は、多くの問題を抱えている一つとして性的虐待が訴えられる。支援者としては、最も深刻な被害として性的虐待をとらえるが、家族としては必ずしも支援者の考える優先事項とは同じ危機意識を持っているわけではない場合もある。

(3) 性的虐待に対応するシステムの脆弱さ

性的虐待は、他の種別の虐待に比べても子どもや、保護者の準備性が整わないまま突然介入がなされることが多い。子どもにすれば、突然の児童相談所の介入によって、一時保護され外部との連絡が取れなくなってしまうことで、不安に強く襲われる。「これが、お父さんが言っていた、このことを話せば大変なことになる、ということか」と思えば、訴えた被害を撤回することで、家に帰りたいと訴えるかもしれない。突然の一時保護にお母さんは、戸惑い、そのことが父親による性的虐待であると知らされれば、言葉に言えないほどの混乱の中に置かれる。支援者も、これらの不安と、混乱の渦の中に置かれることになる。支援者としても、性的虐待の危機介入が初めてのことがある。「もっと明確に危機介入のインシヤティブをとればよかった。」というのは、このような混乱の中で、性的虐待対応の危機介入を適切に行えなかった支援者としての反省である。性的虐待は、危機介入のプロセスの中で支援者としてすべきことが次々と現れ、医療機関、司法機関との連携を進めていかなければならない。時間的な制約もあり、タイムリーな支援は不可欠であり、そのことから「介入手順を示したフローチャートが必要。」という意見となる。

性的虐待は他機関からの通告という形で始まることが多いが、保護者による相談という形で始まることもある。相談の中で、性的虐待の事実がわかれば、保護者の意思に反しても子どもの一時保護が考慮される場合がある。支援者は、それまでの相談関係の文脈とは異なる危機介入を判断せざるを得ないため「相談から始まったケースは、危機介入にシフトしづらい」という意見になっていく。

性的虐待対応は、多くの場面で保護者や子どもの意思とは違う介入をせざるを得ない場面がある。職権による一時保護を行うのは、このままにしておけばさらに性的虐待が潜在化することを阻止するためのものであり、支援者としてはやむを得ないと思いつつも、危機介入による子どもと母親の傷つきを目の当たりにするのも事実である。このような場面において、支援者は、「子どもに対して、保護者に連絡すること、一時保護の必要性を説明するための方法を見つけていきたい」と切に思うのである。

また、この困難な介入、支援においては決して、地区担当の児童福祉司だけで関与していくことは不可能であり、児童相談所における多職種チーム、児童相談所以外他機関との連携、チームアプローチは欠かせない。「チームとしてかかわっていくことの大切」「弁護士と連携していく」ことの大切さが述べられている。

さらに、性的虐待事案については特に、子どもの心理的負担を配慮した被害の聞き取りが行われることが必要なことから、H27.10に警察、検察、児童相談所において3機関協同面接の通知が出されており、これらの実践から、[スムーズな3機関協同面接が実施でき子どもの負担が軽減できた。]という感想がある一方で、対極的な意見としては[三機関協同面接による連携ができなかった。]がある。

さらに、本調査に繰り返し現れるテーマとして、[多問題家族への関わることの難しさ]があげられる。DVがあつたり、身体的な虐待や、ネグレクトなど性的虐待に併存する様々な問題の中で、顕在化した性的虐待にいかに関わっていくのかという課題がある。

(4) 守られるべき母子の負担ばかりが増えていく

性的虐待対応をすすめるときの現行の体制の中で、子どもを守るためには子どもを一時保護することが優先される。加害者あるいは加害者として疑われている者が家を出ていくことはあまりない。DVの時も被害を受けた側の母子が家を出なければならぬのである。[子どもを守る方法として、家から離れて一時保護することしか提示できなかった。]という、支援者としての思い[被害にあった側が転居などを余儀なくされるジレンマ]は、多くの子ども虐待対応に関わった支援者が感じる思いである。

また、一時保護された子どもに対しては、被害事実を確認することはその後の捜査、調査においても、支援においても必要なことではあるが、深刻な性被害を聴くということは子どもにとっては侵襲的な体験であることは変わらず、[被害確認面接の中で子どもが疲弊していく。]ことを支援者は感じている。だからこそその3機関協同面接であるが、どんなに配慮しても子どもにとって負担のない面接はない。

これらの調査のための面接もそうであるし、一時保護の長期化、また、母親に対しては子どもの安全づくりの方策を迫られ、そのことがつまり、父親との別離を余儀なくされれば保護者の負担は計り知れないものになる。そして、[児童相談所による調査が親子の負担になり児童相談所のかかわりを拒んでいく]ことになっていく。

子どもに対しては、[一時保護が長くなったことで、学校に戻ることに負担を与えてしまった]ことや、[深刻な虐待により保護が長期化し、保護所の中で不自由な生活を余儀なくさせてしまった]と振り返っている。さらに、長期の生活を余儀なくされた子どもへの配慮として、せめて、[一時保護中に子どもが一人になれる空間を作ってあげたかった]ことが語られた。

(5) 介入を拒む

結局、性的虐待への介入の多くは、性的虐待順応症候群の中にいる子どもにとっては、順応することで家族と自分を守っていた状況から順応を壊される体験となっていく。少なくとも、短期的には子どもの適応が阻まれる体験になっている場合がある。また、慣れ親しんだ家を出て、信頼する家族とも会えなくなり、学校にも通えなくなるのは、被害を訴えた子ども自身である。先が見えない不安の中で子どもは、[子どもが児童相談所の調査を拒んでしまう]のである。

また、母親にすれば突然の性的虐待の発覚により、それからの生活が一変する。子どもの安全が図られなければ、子どもを家に戻すことはできないことを告げられ、加害者ではあるが、母にとってはよりどころとしていた父親との関係の整理を求められる。そして、子どもが一時保護を

されている状況の中で、多くの時間が母親に与えられているわけではなく、身動きが取れなくなった母親が〔母が児童相談所のかかわりを拒む〕ことになっていくのである。

2. 動き始める家族を支えていく

ここでは、性的虐待の発見、介入に続く母子への支援についてまとめられたステージである。性的虐待の発覚に伴い危機介入を受けた母子はそれ以後の生活をいかに作っていくのか、多くの困難を次々と体験し、その時々には重大で、そして困難な判断を迫られる。子どもを守ろうとする母には、否応なく加害者である夫との関係の整理が求められる。それまでであった生活を失うことにもなる。お母さんは、子どもの言葉信じ子どもを守ることと、これまでの生活を失うことの苦悩の中で揺れ動いていくことになる。

(6) お母さんが子どもを守ろうとするとき

性的虐待に係る危機介入を受けることで、多くのお母さんは言葉で言い尽くせないほどの混乱状況に置かれるが、子どものよりよい未来と生活を作っていくのも、お母さんであり、〔お母さんが子どもを守る立場をとることができた。〕ことで、〔お母さん、親族との連携が子どもを守っていく〕ことにつながっていったと支援者は考えていた。だからこそ、支援者は〔葛藤を抱えたお母さんを支援していくことの大切さ〕を感じていた。一方で、〔お母さんの理解を得ること、共通認識を持つことの難しさ〕〔養育力に課題がある家族への働きかけの難しさ〕〔お母さんの性的虐待という認識の希薄さ〕によって、お母さんの支援の難しさを感じていた。

また、直接〔加害者に指導、支援していく〕ことで、子どもの安全な生活を作ることにおいて効果があると考えていた。

(7) 子どもの力を支えていく

性的虐待という事態に遭遇しながらも、子どもがよりよく生きていこうとするのは、周りの支援者のサポートは欠かせないが、子ども自身の態度や、持っている力が発揮できた時に、動き始めていくと考えていた。〔子どもに相談したい思いがあった〕〔子どもに施設入所の希望があった〕〔子どもに処罰感情があったことで、明確な対応ができた〕〔子どもが次の生活を見据えて一時保護を前向きにとらえることができた〕などがあることで、子どもは困難な現実に対峙し、子どもなりにそれからの生活を考えていった。

そのことの実現のためには子ども自身のストレングスに働きかけるための〔身近で子どもの悩みを相談できる場所があるとよい支援につながっていく。〕と考えていた。これらは、子ども自身に備わっている能力であり、レジリエンシーでもある。〔子ども自身が聡明で、他者に頼ることができた。〕こと、支援者が子ども自身のパワーを信頼することの大切さに言及していた。

しかし、一方で〔他人との信頼関係や、コミュニケーションに課題のある子どもへのかかわりが難しい〕ことも事実であり、より配慮が必要なかかわりが求められていた。

(8) 支援機関との連携が家族を支える

お母さんが子どもを守ろうと動きだし、子どもが持っている潜在的なパワーに働きかけることで母と子の間に、より良く生きていこうとするものの相互作用が生まれていく、この相互作用を

活性化させていくのは、母子にかかわる関係機関の存在が大きい。〔学校との連携がより良い支援につながっていく〕〔被害者支援機関との連携の大切さ〕〔市町村との連携が家族を支えていく〕など、学校や、市町村など家族を支える身近な機関の支援、つながりを保っていることが母子の支援につながっていった。

また、性的虐待が発生し、一時保護が長期化し、子どもにとっては安心できる環境になったことで、様々な症状を呈することがある。これらの症状は子どもの回復にとっては不可避であるが、児童養護施設等の生活の現場では受け入れが難しくなることがあり、さらにそのことで一時保護が長期化することがある。そのような困難な状況がありながらも、子どもの支援を優先して〔受け入れの難しい子どもを施設が受け入れてくれた〕ことが、何より子どもの回復の助けになっていく場合がある。

施設に入所している子どもが示すサインや、〔生理不順をきっかけに施設と連携ができたこと〕で子どもの支援につながっていったのも施設との連携が、子どもの支援につながった例として挙げられていた。

また、3 機関協同面接などの事件化や、司法機関の関与が子どもの負担になっていくことを踏まえて、〔事件化の前の警察との連携の大切さ〕が述べられていた。一方で〔警察との連携がうまくいけばよかった〕と、連携の難しさが示唆されていた。さらに、〔事件として動きだしたことで、児童相談所としての動きが取れにくくなってしまった。〕という、事件化が児童相談所のソーシャルワークに少なくない影響を与えることにも言及されていた。

性的虐待のケースでは、母への DV としての危機介入、支援が行われていくことが少なくない。在宅の内は児童相談所が直接、母子に関わっていったのが、〔母子のシェルターへの入所で、児童相談所の関与が難しくなっていく〕ということがある。これは、性的虐待に限らないが、子ども虐待対応と、DV 対応ではそのかわり方が違うため、綿密な連携ができないことが多くの事例で支援者のジレンマになっていた。

3. かかわりが途絶えていく

ここでは、仮に児童相談所が家族に関与したとしても、時間の経過の中で児童相談所のかかわりをそれ以上望まない家族があり、相談が途絶えていく支援者のジレンマがまとめられている。また、児童相談所が関与できない 18 歳以降の支援にいかにつなげるべきなのか、戸惑う支援者がいる。

(9) 消えていく主訴

性的虐待は、母子にとっては忌まわしい体験である。当面の母子の生活の安全が図れるのであれば、多くの母子は児童相談所との関与を望まなくなる。しかし、子どもが受けた被害が、子どもの生きにくさや、症状として現れるのにはタイムラグがある場合がある。安心できる環境ができることでようやく安心して症状が出せる場合もあれば、性的虐待順応症候群の順応が時間を経て解けることで不適応が生じる場合もある。これらのことは、お母さんにおいても同様の問題を孕んでいる。児童相談所としては、なるべく長い関与を考えたりするが、〔もう大丈夫と相談が途絶えていく〕ことが少なくない。その背景として〔早く忘れたいと相談が途絶えていく〕のであり、また、〔加害者との分離により、子どもの相談ニーズがなくなっていく〕のである。

〔支援の継続が必要〕であるが、続いていかない現実がある。

(10) 児童相談所のかかわりが終わった後(18歳からの支援)

自ら、児童相談所の関与を終わりにする場合もあるが、児童福祉法の制約の中で相談が終結をしていく場合もある。児童相談所の相談が終結した後に、いずれかの機関が相談を引きついたり、今は、相談はないけれど必要な時には相談をできる体制があることが必要であるが、多くの支援者は「18歳以降にかかわる機関が見つからない」と感じている。そのことで「モニタリングが途絶えていく」ことにもなっていた。

そして、「今は忘れようとしているが、将来のライフイベントの中で起こりうる性的虐待の影響に対してどうやってケアしていくのか」が不明確なまま、相談が終結していくジレンマがあった。

〔加害者が在宅にいるために家に帰れない〕場合もあり、また、児童相談所のかかわりが終わった後の加害者とのかかわりに不安を残す事例もあった。

考察

「性的虐待対応の中にいる支援者のジレンマ」は、『1.介入へのとまどいと届かない支援』というステージに「(1) 誰も気づいてくれない」「(2) 何があったのかわからない」「(3) 性的虐待に対応するシステムの脆弱さ」「(4) 守られるべき母子の負担ばかりが増えていく」「(5) 介入を拒む」が配置されている。『2.動き始める家族を支えていく』のステージには「(6) お母さんが子どもを守ろうとするとき」「(7) 子どもの力を支えていく」「(8) 支援機関との連携が家族を支える」が配置されている。『3.かかわりが途絶えていく』には「(9) 消えていく主訴」「(10) 児童相談所のかかわりが終わった後(18歳からの支援)」が配置されている。

『1.介入へのとまどいと届かない支援』というステージには潜在化する性的被害に対して、脆弱な子ども虐待対応のシステムが、母子に対して多くの負担を与え、そのことによって母子の危機介入への拒否につながっていることが示唆された。「(3) 性的虐待に対応するシステムの脆弱さ」「(4) 守られるべき母子の負担ばかりが増えていく」「(5) 介入を拒む」は、いわば負の循環でありこのことが続いていくことで性的虐待はさらに潜在化したり、児童相談所と家族の対峙だけが続いていくことになっていく。

『2.動き始める家族を支えていく』では「(6) お母さんが子どもを守ろうとするとき」「(7) 子どもの力を支えていく」「(8) 支援機関との連携が家族を支える」の三つが、子どもを守りそれ以後のよりよい生活を作っていくという目標に向かっていく、良循環を示している。

『1.介入へのとまどいと届かない支援』と『2.動き始める家族を支えていく』は、それぞれがせめぎあう領域である。したがって、どちらか一方にとどまるというよりは二つの極を循環しているように見える。また、『2.動き始める家族を支えていく』では、「(6) お母さんが子どもを守ろうとするとき」「(7) 子どもの力を支えていく」「(8) 支援機関との連携が家族を支える」の三つの循環が子どものより良い予後を示唆しているが、実際にこれらがどのように人とのつながり、そこで行われる対話、社会資源とのつながりにおいて、何が起き、そのことが起きる

動力は何なのかはまだよくわからない。さらなる、実践の研鑽と保護者、子どもへの直接の調査等による、質的分析によって見えてくるものがあるのだろうと思う。

『3.かかわりが途絶えていく』では、「(9). 消えていく主訴」「(10) 児童相談所のかかわりが終わった後(18 歳からの支援)」のふたつが配置されているが、性的虐待という被害の性質によるところも少なくない。おそらく、私たちが 18 歳までかかわった児童のその後は、必ずしも安定したものばかりではないだろう。私たち児童相談所がかかわったのは、子どもとお母さんがよりよく回復していくほんの入り口だけなのかもしれない。18 歳以後の支援の大切さを考えれば、長期にわたる広範な子どもを守り回復していくシステムを作っていかなければならない。



性的虐待調査報告書を読んで

神奈川県中央児童相談所 小児科医 原口 光代

私が小児科の研修医として大学病院で働き始めたのは 1970 年代の半ば過ぎだった。夕方緊急入院してきた子どもがいて、先輩の医師たちが「バタードだ」と色めき立っていた。当時は被虐待児あるいは abuse という言葉は一般的ではなく、battered child といわれていたが、医局でケンプの教科書をめくってそのインパクトに圧倒されたことを覚えている。自分の受け持ち患者ではなかったので、その子どもがどういう処遇を受けたのかについての記憶は定かではない。アメリカでの虐待件数の増加に遅れること 20 年、日本でも子ども虐待が注目されるようになり、虐待防止研究会が発足したのは 1994 年であった。

1994 年に神奈川県立総合療育相談センターが開設され、私は常勤の小児科医として勤務することになった。開設当初は児童相談所が同一組織内に包含されていたので、保護所に一時保護された子どもや児童相談所に相談に来所する子どもたちの診察を多く依頼された。小児科医師というものは当然子どもを診察する医師であるが、乳幼児は自分の症状やその経過を正確に話すことはできないので、情報は養育者、主に母親から聞き取ることになる。母親は子どもの最善の利益を求めていることが大前提になっていて、私たち小児科医師はそのことを疑ってみたこともなかった。ところが、虐待する養育者の供述には虚偽が含まれていて、対応する医師や専門職はそれを見抜かなければならない。被虐待児を診察するようになり、子どもを守るために私はもっと勉強しなければと強く思った。けれどもその頃はまだ性虐待の件数は多くなかったし、日本ではアメリカのように性虐待が増加するということはないであろうと考えられていた。

当時保護所に入所した少女の一人を私は今でも思いだす。性的逸脱行動があり一時保護となった思春期の少女だった。年齢の割に大人びた体つきをしていて浅黒い皮膚はつやつやしていた。無表情で、応答は無言で頷くか首を横に振るのみ、診察に付き添ってきた母親は暗い困ったような表情をしていた。何回か一時保護を繰り返したが性的逸脱行動はエスカレートし、結局、児童自立支援施設（旧教護院）に入所になったと記憶している。彼女の背景には性虐待があったのではないだろうかと思い至ったのは 10 年以上たった後で、系統的全身診察や、司法面接技法を学ぶようになってからだった。

不適切な養育を受けている子どもたちを守り、よりよい生活環境を与えるためには一旦は養育者から引き離すことが必要である。けれども子どもにとって親は何物にも変えがたい存在であり、いつかは再統合を目指す方針は常に検討されなければならない。そのために大切な視点は、単に安全であるという状態だけではないのではないだろうか。支援するものは虐待してしまう養育者が何故そのような行動をとってしまうのか、どうしたらそうならずに済むのかを模索しなければならないと思う。子どもの成長と対人社会性の発達にとって安全基地となる母親の存在は最重要である。そして、その母親にとって安全基地となる存在が必要であることも忘れてはならない。本来であれば両親が一枚岩となり子どもを守り、祖父母や親族が温かく見守り、地域社会も役割を果たすのが健全な社会であるはずなのだが、様々な社会構造の変化が家庭機能を壊している。私たち支援者は常に子どもの見方であるだけでなく、養育者にも寄り添うという難しい役割を求められているのである。

性的虐待と刑事手続き

神奈川県中央児童相談所 弁護士 藤田 香織

刑法が改正され、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることに乗じて性交等（性器性交、肛門性交または口腔性交）をした者は、監護者性交等罪として、5年以上の有期懲役が科されることとなった（刑法179条2項、177条）。

従前は、監護者である加害者から支配的な言動があっても、暴行脅迫がなければ強姦罪が成立しなかったが、改正によって、暴行脅迫がなくても強姦性交等罪（従前の強姦罪）が成立することとなった。また、「性交等」に、肛門性交と口腔性交が含まれたことにより、重篤な性被害が強姦性交等罪で処罰されるとともに、被害者が男性でも、強姦性交等罪が成立することとなった。このほか、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、監護者わいせつ罪として、6月以上10年以下の懲役に処せられることとなった（刑法179条1項、176条）。さらに、これらの罪が、親告罪（被害者からの告訴がなければ公訴提起できない）ではなくなった。

このように、性的虐待に対する刑事罰は厳罰化しており、性的虐待に対しては、強姦性交等罪、強制わいせつ罪のほか、児童福祉法違反等により刑事処罰がなされることとなる。

一方、性的虐待を受けた子どもは被害者として刑事手続きのなかで、様々な形で被害状況を語らざるを得ず、心理的に重い傷を負うことがある。被害事実確認面接、特に協同面接を行なったケースでは、同じ事実を繰り返し聞かれることがないように配慮されるが、加害者が事実を否認した場合には、法廷で証人尋問を受けざるを得ない場合もある。その場合でも、加害者と法廷で対面しないよう配慮を求めたり、公開の法廷で被害者の名前が明らかにされないよう、子どもに負担がかからない手続きの進め方を求める必要がある。このほか、被害者としては、法廷で意見を陳述したり、記録の閲覧謄写、加害者の処遇についての問い合わせなどが出来る。

被害者代理人弁護士が、子どもに手続きを十分に説明し、子どもの意見を手続きに反映させる必要性は大きい。

刑事手続きへの関わり方の希望は、子どもによって様々である。支援者が子どもの意向を先読みして、子どもが望まない支援を行うことがあってはならない。また、刑事手続きの中で子どもは被害を思い出すこととなるため、十分に子どもの心のケアをしながら、支援者が連携を取り合い、情報を共有し合う必要がある。

付録: 3年間(平成26年～平成28年度) 神奈川県児童相談所虐待受理件数【9356件】データ

児相システム*より検索条件: 受付日＝平成26年4月1日～平成29年3月31日の間

: 主たる虐待種別＝養護(家庭環境 虐待)

: このデータは本調査報告書の調査期間とは異なるため、本論の性的虐待件数とは異なる。

(*) 児童相談所ネットワークシステム。神奈川県で導入されている、ケース管理のためのデジタルシステム。

1. 虐待種別件数

| | 身体的虐待 | | 心理的虐待 | | ネグレクト | | 性的虐待 | | 総計 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|
| 虐待受理件数 | 2068 | 22.1% | 4916 | 52.5% | 2297 | 24.6% | 75 | 0.8% | 9356 | 100.0% |

2. 虐待別 子どもの年齢

| | 出生前 (特定妊婦の子) | | 0歳～5歳 | | 6歳～11歳 | | 12歳～17歳 | | 18歳～ | | 総計 | |
|-------|-----------------|------|-------|-------|--------|-------|---------|-------|------|------|------|--------|
| 身体的虐待 | 1 | 0.0% | 540 | 26.1% | 752 | 36.4% | 772 | 37.3% | 3 | 0.1% | 2068 | 100.0% |
| 心理的虐待 | 1 | 0.0% | 2358 | 48.0% | 1618 | 32.9% | 935 | 19.0% | 4 | 0.1% | 4916 | 100.0% |
| ネグレクト | 38 | 1.7% | 919 | 40.0% | 830 | 36.1% | 506 | 22.0% | 4 | 0.2% | 2297 | 100.0% |
| 性的虐待 | 0 | 0.0% | 11 | 14.7% | 27 | 36.0% | 37 | 49.3% | 0 | 0.0% | 75 | 100.0% |
| 総計 | 40 | 0.4% | 3828 | 40.9% | 3227 | 34.5% | 2250 | 24.0% | 11 | 0.1% | 9356 | 100.0% |

3. 虐待別 子どもの性別

| | 男 | | 女 | | 総計 | |
|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 身体的虐待 | 1146 | 55.4% | 922 | 44.6% | 2068 | 100.0% |
| 心理的虐待 | 2476 | 50.4% | 2440 | 49.6% | 4916 | 100.0% |
| ネグレクト | 1208 | 52.6% | 1089 | 47.4% | 2297 | 100.0% |
| 性的虐待 | 16 | 21.3% | 59 | 78.7% | 75 | 100.0% |
| 総計 | 4846 | 51.8% | 4510 | 48.2% | 9356 | 100.0% |

4. 虐待別家族構成件数

| | 実父母 | | 母子 | | 父子 | | 実父+養母・継母等 | | 実母+養父・継父等 | | その他 | | 総計 | |
|-------|------|-------|------|-------|-----|------|-----------|------|-----------|-------|-----|-------|------|--------|
| 身体的虐待 | 1150 | 55.6% | 344 | 16.6% | 105 | 5.1% | 43 | 2.1% | 252 | 12.2% | 174 | 8.4% | 2068 | 100.0% |
| 心理的虐待 | 3401 | 69.2% | 660 | 13.4% | 79 | 1.6% | 39 | 0.8% | 361 | 7.3% | 376 | 7.6% | 4916 | 100.0% |
| ネグレクト | 822 | 35.8% | 862 | 37.5% | 141 | 6.1% | 17 | 0.7% | 179 | 7.8% | 276 | 12.0% | 2297 | 100.0% |
| 性的虐待 | 38 | 50.7% | 10 | 13.3% | 5 | 6.7% | 1 | 1.3% | 15 | 20.0% | 6 | 8.0% | 75 | 100.0% |
| 総計 | 5411 | 57.8% | 1876 | 20.1% | 330 | 3.5% | 100 | 1.1% | 807 | 8.6% | 832 | 8.9% | 9356 | 100.0% |

5. 虐待別 支援期間

* 平成26年4月1日以降受理したケースで平成30年1月31日現在の状況

| | 半年未満 | | 半年以上 1年未満 | | 1年以上 1年半未満 | | 1年半以上 2年未満 | | 2年以上 2年半未満 | |
|-------|------|-------|--------------|-------|---------------|------|---------------|------|---------------|------|
| 身体的虐待 | 1147 | 55.5% | 468 | 22.6% | 156 | 7.5% | 55 | 2.7% | 23 | 1.1% |
| 心理的虐待 | 3602 | 73.3% | 830 | 16.9% | 181 | 3.7% | 57 | 1.2% | 35 | 0.7% |
| ネグレクト | 1350 | 58.8% | 374 | 16.3% | 137 | 6.0% | 83 | 3.6% | 26 | 1.1% |
| 性的虐待 | 36 | 48.0% | 19 | 25.3% | 6 | 8.0% | 4 | 5.3% | 0 | 0.0% |
| 総計 | 6135 | 65.6% | 1691 | 18.1% | 480 | 5.1% | 199 | 2.1% | 84 | 0.9% |

| | 2年半以上3年未満 | | 3年以上3年半未満 | | 3年以上 | | 継続支援中 | | 総計 | |
|-------|-----------|------|-----------|------|------|------|-------|-------|------|--------|
| 身体的虐待 | 5 | 0.2% | 6 | 0.3% | 0 | 0.0% | 208 | 10.1% | 2068 | 100.0% |
| 心理的虐待 | 12 | 0.2% | 1 | 0.0% | 0 | 0.0% | 198 | 4.0% | 4916 | 100.0% |
| ネグレクト | 13 | 0.6% | 6 | 0.3% | 2 | 0.1% | 306 | 13.3% | 2297 | 100.0% |
| 性的虐待 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 10 | 13.3% | 75 | 100.0% |
| 総計 | 30 | 0.3% | 13 | 0.1% | 2 | 0.0% | 722 | 7.7% | 9356 | 100.0% |

6. 虐待別 療育手帳判定

* 虐待ケース9356件中療育手帳を取得した件数

| | A 1 | | A 2 | | B 1 | | B 2 | | 総計 | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 身体的虐待 | 13 | 8.5% | 14 | 9.2% | 17 | 11.1% | 109 | 71.2% | 153 | 100.0% |
| 心理的虐待 | 7 | 4.2% | 13 | 7.8% | 42 | 25.1% | 105 | 62.9% | 167 | 100.0% |
| ネグレクト | 14 | 9.0% | 12 | 7.7% | 22 | 14.1% | 108 | 69.2% | 156 | 100.0% |
| 性的虐待 | 1 | 12.5% | 1 | 12.5% | 0 | 0.0% | 6 | 75.0% | 8 | 100.0% |
| 総計 | 35 | 7.2% | 40 | 8.3% | 81 | 16.7% | 328 | 67.8% | 484 | 100.0% |

【資料：調査用紙】

| | | | |
|--------|------------|-------|--|
| プロフィール | | 調査番号: | |
| 担当者: | 関わった時の児相名: | 受理日: | |
| ケースNo: | 児童氏名: | 閉止日: | |
| 性別: | 生年月日: | 年齢: | |

I. 子どもの性被害・性的虐待の事実について教えてください。

1.調査の結果虐待の事実の有無

①事実あり(Ⅱ以下のすべてにお答えください) ②事実なし
(以下の**網掛けの質問**にお答えください。)
I 2.3 Ⅲ10.11.14.15.16.20 IV32 V33~36

2.(1.で①事実ありの方は回答不要)事実なしと判断した理由は何ですか(*複数選択)

①通告者の撤回 ②子どもの撤回 ③通告者の誤認 ④子どもの誤認 ⑤夫婦間紛争
⑥その他(*)

3.2.で⑥その他と回答した方は内容を記載してください。

Ⅱ. 次の質問にお答えください。この質問はあなたの感じたことをそのままお答えください。
ケース終結時についてお答えください。複数回受理している場合は、**直近の状況**をお答えください。

A. 子どもの安全(性被害・性的虐待についての安全)についてどう思いますか。

| | | | | | |
|--|--------|-------|------------|-------------|------------|
| | ①非常に危険 | ②やや危険 | ③どちらともいえない | ④おおよそ守られている | ⑤十分に守られている |
|--|--------|-------|------------|-------------|------------|

B. 子どもは被害が明らかになったことについてどう感じていると思いますか?

| | | | | | |
|-----|------------------|--------------------------|------------|----------------------|--------------|
| ①不明 | ①明らかにならないほうが良かった | ②どちらかといえば明らかにならないほうが良かった | ③どちらともいえない | ④どちらかといえば明らかになって良かった | ⑤明らかになって良かった |
|-----|------------------|--------------------------|------------|----------------------|--------------|

C. 非虐待保護者(虐待者が父ならば母)は被害が明らかになったことについてどう感じていると思いますか?

| | | | | | |
|-----|------------------|--------------------------|------------|----------------------|--------------|
| ①不明 | ①明らかにならないほうが良かった | ②どちらかといえば明らかにならないほうが良かった | ③どちらともいえない | ④どちらかといえば明らかになって良かった | ⑤明らかになって良かった |
|-----|------------------|--------------------------|------------|----------------------|--------------|

D. 非虐待保護者は子どもを守る立場をもち続けていると思いますか?

| | | | | | |
|--|----------|-------------------|------------|-------------------|----------|
| | ①守る立場にない | ②どちらかといえば、守る立場にない | ③どちらともいえない | ④どちらかといえば、守る立場にいる | ⑤守る立場にいる |
|--|----------|-------------------|------------|-------------------|----------|

E. 非虐待保護者は今回の介入を十分納得していると思いますか?

| | | | | | |
|-----|----------|------------------|------------|-----------------|------------|
| ①不明 | ①納得していない | ②どちらかといえば納得していない | ③どちらともいえない | ④どちらかといえば納得している | ⑤十分に納得している |
|-----|----------|------------------|------------|-----------------|------------|

F. あなたの知り得る子どもの心身の状態についてお答えください。

| | | | | | |
|-----|------|--------------|------------|-----------------|---------|
| ①不明 | ①不安定 | ②どちらかといえば不安定 | ③どちらともいえない | ④どちらかといえば安定している | ⑤安定している |
|-----|------|--------------|------------|-----------------|---------|

Ⅲ. 以下の質問にはお子さんの性的虐待、性被害の内容についてお答えください。

4.把握された虐待内容は何ですか。わかっているものすべてをお答えください。(*複数選択)

| | | | | | |
|--|-------------|----------|-----------------|-----------------|----------------|
| | ①性器性交 | ②肛門性交 | ③オーラルセックス(口腔性交) | ④身体接触 | ⑤ビデオ・写真の被写体とする |
| | ⑥着替えや入浴をのぞく | ⑦性行為を見せる | ⑧性的なビデオ・本等を見せる | ⑨きょうだいも性的虐待を受けた | ⑩その他 |
| | ⑪不明 | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|--|-----------------|--|---------------|--|
| 5. 支配的(脅迫、強制)発言はありましたか | | ①あり | | ②なし | | ③不明 | |
| 6. 性的虐待・性被害を受け始めた年齢は何歳ですか | | 歳 | | | | | |
| 7. 通告者が発見から通告、あるいは受理までの期間はどのくらいですか | | | | | | | |
| ①当日 | | ②1週間以内 | | ③2週間以内 | | ④1か月以内 | |
| ⑤2か月以内 | | ⑥半年以内 | | ⑦半年以上 | | ⑧不明 | |
| 8. 性被害の頻度はどれくらいですか | | ①1回のみ | | ②複数回 | | ③不明 | |
| 9. その他の被害で該当するものがありますか | | | | | | | |
| ①援助交際 | | ②児童ポルノ | | ③風俗 | | ④JKビジネス(女子高生) | |
| ⑤その他 | | ⑥不明 | | ⑦なし | | | |
| 10. 発見の経緯は何ですか | | | | | | | |
| ①子どもの告白 | | ②家族が目撃 | | ③家族が疑う | | ④きょうだいの性虐待発覚 | |
| ⑤その他 | | ⑥不明 | | ⑦なし | | | |
| 11. 児相に通告されるきっかけとなった、子どもの最初の告白相手は誰ですか | | | | | | | |
| ①学校(担任) | | ②学校(養護教諭) | | ③学校(SC) | | ④学校(その他) | |
| ⑤保育園 | | ⑥母 | | ⑦父 | | ⑧親族 | |
| ⑨警察 | | ⑩友人 | | ⑪その他 | | ⑫不明 | |
| ⑬なし | | | | | | | |
| 12. 通告につながらなかった過去の告白相手は誰ですか(*複数選択) | | | | | | | |
| ①学校(担任) | | ②学校(養護教諭) | | ③学校(SC) | | ④学校(その他) | |
| ⑤保育園 | | ⑥母 | | ⑦父 | | ⑧親族 | |
| ⑨警察 | | ⑩友人 | | ⑪その他 | | ⑫不明 | |
| ⑬なし | | | | | | | |
| 13. 児相が調査した関係機関が有していた、性的虐待を疑わせる情報は何か(*複数選択) | | | | | | | |
| ①子どもの告白 | | ②子どもの気になる発言 | | ③年齢不相応の子どもの性的言動 | | ④虐待者の告白 | |
| ⑤虐待者の気になる発言 | | ⑥非虐待保護者の告白 | | ⑦非虐待保護者の気になる発言 | | ⑧家庭環境が心配 | |
| ⑨特になし | | ⑩関与なし | | | | | |
| 14. 児相から親子への直接関与(実際に会う)はありましたか | | | | | | | |
| ①親のみ | | ②子のみ | | ③親子 | | ④なし | |
| ⑤不明 | | | | | | | |
| 15. (一時保護有りのみ回答) 子どもは一時保護を同意しましたか(一時保護有りのみ回答) | | | | | | | |
| ①同意していた | | ②同意していなかった | | ③不明 | | | |
| 16. (一時保護有りのみ回答) 一時保護所での様子を教えてください(*複数選択) | | | | | | | |
| ①帰りたいと訴える | | ②部屋に引きこもる | | ③攻撃的 | | ④対人距離が過度に近い | |
| ⑤相手を選ばず被害を開示 | | ⑥不安 | | ⑦落ち着いている | | ⑧その他 | |
| 17. 加害者と分離の有無とその時の、具体的な状況を教えてください(*複数選択 3つまで) | | | | | | | |
| ①分離せず | | ②子どもの施設措置・利用 | | ③虐待者・非虐待者の別居離婚 | | ④虐待者逮捕・受刑 | |
| ⑤子どもの入院 | | ⑥受理時にすでに分離 | | ⑦親族が子を引き取る | | ⑧その他 | |
| 18. (17.で①と回答した場合のみ回答) 加害者と分離できなかったのはどのような理由からですか(*複数選択) | | | | | | | |
| ①親子への直接の関与ができない | | ②児相として分離までは必要と判断していない | | ③加害者の拒否 | | ④非虐待保護者の拒否 | |
| ⑤子どもの拒否 | | ⑥その他 | | ⑦不明 | | | |
| 19. 終結の理由は何ですか(*複数選択) | | | | | | | |
| ①虐待者との分離 | | ②再発防止指導による安全確保 | | ③市町村で見守り | | ④医療機関で子どもを治療 | |
| ⑤子どもの相談ニーズ消失 | | ⑥非虐待保護者の相談ニーズ消失 | | ⑦ケース移管 | | ⑧未終結 | |
| ⑨その他 | | ⑩不明 | | | | | |

| | | | | |
|---|---|------------------------------|-------------|-----------|
| 20.子どもへの被害確認の調査方法は何か | | | | |
| ①虐待対策支援課の調査 | ②各所の調査面接 | ③各所調査面接以外の面接 | ④子どもに直接調査せず | ⑤他機関が確認 |
| ⑥その他 | ⑦不明 | | | |
| 21.児相が関与する前に把握されていた子どもの症状はありますか(* 複数選択) | | | | |
| ①なし | ②情緒的問題(PTSD様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) | | | |
| ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) | | ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) | | |
| ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) | | ⑥触法行為 | ⑦性非行 | ⑧不登校、登校渋り |
| ⑨ひきこもり | ⑩パニック、暴力、興奮 | ⑪不眠 | ⑫家出、無断外出 | ⑬その他 |
| 22.(一時保護有りのみ回答)一時保護中の子どもの具体的な症状はありましたか(* 複数選択) | | | | |
| ①なし | ②情緒的問題(PTSD様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) | | | |
| ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) | | ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) | | |
| ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) | | ⑥触法行為 | ⑦性非行 | ⑧不登校、登校渋り |
| ⑨ひきこもり | ⑩パニック、暴力、興奮 | ⑪不眠 | ⑫家出、無断外出 | ⑬その他 |
| 23.閉止または、あなたが知り得る直近の子どもの具体的な症状を教えてください。(* 複数選択) | | | | |
| ①なし | ②情緒的問題(PTSD様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) | | | |
| ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) | | ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) | | |
| ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) | | ⑥触法行為 | ⑦性非行 | ⑧不登校、登校渋り |
| ⑨ひきこもり | ⑩パニック、暴力、興奮 | ⑪不眠 | ⑫家出、無断外出 | ⑬その他 |
| 24.介入時と終結時(終結していないときは直近)の子どもの症状や不適応状況の変化について教えてください | | | | |
| ①変化なし | ②どちらかといえば改善 | ③どちらかといえば増悪 | ④不明 | |
| IV. 以下の質問には終結時の状況についてお答えください(複数回受理している場合は直近の状況) | | | | |
| 25.子どもの虐待行為への受け止めの気持ちについてあてはまるものを教えてください(* 複数選択) | | | | |
| ①過小に評価する | ②不安 | ③恐れ | ④悲しい | ⑤喪失感 |
| ⑥恥ずかしい | ⑦怒り | ⑧自責感 | ⑨自己評価の低下 | ⑩順応 |
| ⑪あきらめ | ⑫嫌悪 | ⑬不明 | ⑭その他 | |
| 26.子どもの虐待者への気持ちについてあてはまるものを教えてください(* 複数選択) | | | | |
| ①好意 | ②好意と嫌悪両方の気持ち | ③拒否嫌悪 | ④恐怖 | ⑤怒り |
| ⑥分離希望(別居したい) | ⑦処罰感情 | ⑧不明 | ⑨その他 | |
| 27.子どもの非虐待保護者(虐待者が父ならば母)への気持ちについてあてはまるものを教えてください(* 複数選択) | | | | |
| ①好意 | ②好意と嫌悪両方の気持ち | ③拒否嫌悪 | ④あきらめ | ⑤怒り |
| ⑥気遣い | ⑦不明 | ⑧その他 | | |
| 28.虐待者は虐待事実をどう受け止めていると思いますか | | | | |
| ①すべて認める | ②一部認める | ③否認 | ④新たな事実告白 | ⑤不明 |
| ⑥その他 | ⑦事実確認をせず | | | |
| 29.虐待者の態度・気持ちについてあてはまるものを教えてください(* 複数選択) | | | | |
| ①反省 | ②罪の意識 | ③後悔 | ④子へ謝罪希望 | ⑤正当化 |
| ⑥過小に評価する | ⑦子を責める | ⑧児相を責める | ⑨抑うつ | ⑩怒り |
| ⑪恥かしい | ⑫不明 | ⑬その他 | | |
| 30.非虐待保護者が虐待事実をどう受け止めているかについてあてはまるものを教えてください(* 複数選択) | | | | |
| ①すべて信じる | ②一部信じる | ③信じない | ④すべて知っていた | ⑤一部知っていた |
| ⑥全く知らなかった | ⑦目撃した | ⑧疑いを持った | ⑨不明 | ⑩その他 |
| ⑪事実確認をせず | ⑫事実確認をせず | | | |

| | | | | |
|--|----------|---------|---------|-------|
| 31.非虐待保護者の態度・気持ちについてあてはまるものを教えてください（*複数選択） | | | | |
| ①反省 | ②罪の意識 | ③後悔 | ④子へ謝罪希望 | ⑤正当化 |
| ⑥過小に評価する | ⑦子を責める | ⑧児相を責める | ⑨抑うつ | ⑩怒り |
| ⑪恥かしい | ⑫不明 | ⑬その他 | | |
| 32.虐待者・非虐待保護者の関係について教えてください（*複数選択） | | | | |
| ①良好 | ②虐待者への依存 | ③不和 | ④DV | ⑤離婚別居 |
| ⑥その他 | ⑧不明 | | | |

V. 自由記述

33. 今回のケースに関わって、あなたが課題だと思うことは何ですか？

34. このケースがうまくいったのは、どんな要素があったからだと思えますか

35. どんなことがあれば、よりよい支援につながったと思えますか

36. その他あなたのご意見を教えてください

*質問は以上です。過去の記憶をたどって記載していただくのは、とても大変なことだと思います。貴重なご意見をいただきましたことにお礼を申し上げます。

おわりに

神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課では、平成 12 年度から平成 20 年度までに性的虐待として受理した 224 件について 3 回にわたり調査を行い、それぞれ「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第 1 回～3 回）」として報告してきました。

本報告書は、それら 3 回の調査に続くものとして、平成 21 年度から平成 28 年度までに神奈川県児童相談所が受理した、性的虐待事例または他の虐待種別であっても子どもが何らかの性被害にあった事例の、計 299 件を対象として調査・検証を行いました。

児童虐待対応の先進的な国・地域では、虐待種別に占める性的虐待の割合が我が国に比べて高い傾向にあることが確認されており、このことは潜在性が高く発見が困難である性的虐待の特徴に対し、それを補う社会のシステムが構築されているためであると考えられています。本県及び日本国内の多くの自治体においては、性的虐待の占める割合は依然として 1.0%前後と低い状態で推移しており、対応すべき課題が多く存在している状態と言えます。

このような状態の中、本報告書が子どもの生活に関わる多くの支援者の今後の支援活動に寄与し、一人でも多くの子どもの安心・安全な生活につながることを願います。

なお、本報告書の調査・検証にあたり、業務多忙の中、協力していただいた担当児童福祉司の皆様、その他関係者の皆様に感謝申し上げます。

神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課

鈴木 浩之

渡邊 春彦

門倉 一弥

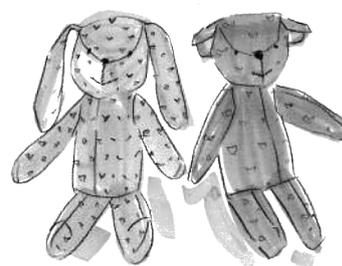
瀧本 康二

後藤 友美

松永 砂

(調査主任) 三樹 優子

柴田 育美



神奈川県児童相談所における
性的虐待調査報告書（第4回）

発行：平成30年3月

作成：神奈川県中央児童相談所

〒252-0813

神奈川県藤沢市亀井野 3119

電話 0466-84-1600